

評価書様式

様式 1 - 1 - 1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和 4 年度 (第 4 期)
	中期目標期間	平成 3 0 ~ 令和 4 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
	法人所管部局		担当課、責任者
	評価点検部局		担当課、責任者
主務大臣			
	法人所管部局		担当課、責任者
	評価点検部局		担当課、責任者

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、 D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
		B	B	B	B	
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	令和元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
I 退職金共済事業							
1 一般の中小企業退職金共済事業							
(1) 資産の運用							
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組							
(3) 加入促進対策の効果的実施							
(4) サービスの向上							
	B ○重	B ○重	A ○重	B ○重	A ○重	1-1	P4
2 建設業退職金共済事業							
(1) 資産の運用							
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組							
(3) 加入促進対策の効果的実施							
(4) サービスの向上							
	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>A</u> ○重	<u>B</u> ○重	1-2	P30
3 清酒製造業退職金共済事業							
(1) 資産の運用							
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組							
(3) 加入促進対策の効果的実施							
(4) サービスの向上							
	B ○重	B ○重	B ○重	B ○重	B ○重	1-3	P54
4 林業退職金共済事業							
(1) 資産の運用							
(2) 確実な退職金の支給に向けた取組							
(3) 加入促進対策の効果的実施							
(4) サービスの向上							
	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	<u>B</u> ○重	1-4	P71
II 財産形成促進事業							
1 融資業務の着実な実施							
2 利用促進対策の効果的実施							
3 財務運営							
	B	B	B	B	B	1-5	P92
III 雇用促進融資事業							
	B	B	B	B	B	1-6	P101

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	令和元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B	B	B		
1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等							
2 業務運営の効率化に伴う経費削減							
3 給与水準の適正化							
4 業務の電子化に関する取組							
5 契約の適正化の推進							
						2-1	P103
III. 財務内容の改善に関する事項							
第3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	3-1	P116
IV. その他の事項							
第4 その他業務運営に関する重要事項							
1 内部統制の強化							
2 情報セキュリティ対策の推進等							
(1) 情報セキュリティ対策の推進							
(2) 災害時等における事業継続性の強化							
3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	B	B	B	A	A	4-1	P120
4 資産運用における社会的に優良な企業への投資							
第5 予算、収支計画及び資金計画							
第6 短期借入金の限度額							
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	B	B	B	B	B	5-1	P130
第8 剰余金の使途							
第9 職員の人事に関する計画							
第10 積立金の処分に関する事項							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第1項
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標IV-施策大目標3-2）	関連する政策評価・行政事業レビュー	
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度 高】</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>【指標】</p> <p>委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>(理由)</p> <p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。</p>		

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
委託運用部分における各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）	各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保	国内債券【0.08%】	国内債券【0.12%】	国内債券【0.30%】	国内債券【0.15%】	国内債券【△0.02%】	予算額（千円）	381,102,594	397,566,389	390,287,850	409,420,827	406,525,341	
		国内株式【△0.43%】	国内株式【△0.29%】	国内株式【2.85%】	国内株式【0.36%】	国内株式【0.34%】	決算額（千円）	378,466,235	381,672,487	384,175,686	383,639,735	390,927,749	
		外国債券【△0.17%】	外国債券【△0.97%】	外国債券【1.19%】	外国債券【0.21%】	外国債券【0.88%】	経常費用（千円）	452,204,713	488,379,120	523,311,705	468,346,654	519,527,762	
		外国株式【△0.13%】	外国株式【0.78%】	外国株式【5.50%】	外国株式【△3.21%】	外国株式【△0.43%】	経常利益（千円）	△3,351,799	△55,254,428	157,625,979	△3,732,371	△79,448,786	
請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率	毎年度1.3%以下	1.46%	1.65%	1.71%	1.83%	1.91%	行政コスト（千円）	-	488,965,110	523,318,754	468,352,446	519,528,116	
同上【達成度】		【89.0%】	【78.8%】	【76.0%】	【71.0%】	【68.1%】	行政	10,641,816	-	-	-	-	

請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合	毎 年 0.4% 以下	0.41%	0.47%	0.46%	0.49%	0.54%	サー ビス 実 施 コ ス ト (千 円)						
同上【達成度】		【97.6%】	【85.1%】	【87.0%】	【81.6%】	【74.1%】							
中期目標期間中の新規被共済者目標数	165 万 人 以上	30年度目標 343,000人	元年度目標数 337,000人	2年度目標数 331,000人	3年度目標数 325,000人	4年度目標数 319,000人	従 事 人 員 数						
新規被共済者数【達成度】		377,908人 【110.2%】	383,483人 【113.8%】	367,510人 【111.0%】	378,094人 【116.3%】	363,018人 【113.8%】			193	200	198	194	189
目標の処理期間内における退職金等支給実施	受 付 日 か ら 18 日 以 内 に 全 数 支 給	100%	100%	100%	100%	100%							
ホームページの閲覧者の満足度(参考になった割合)	毎 年 度 80% 以上	87.0%	87.6%	85.8%	86.6%	81.5%							
同上【達成度】		【108.8%】	【109.5%】	【107.3%】	【108.3%】	【101.9%】							
ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数	毎 年 度 115 万 件 以上	1,414,635件	1,320,618件	1,515,416件	1,761,202件	1,753,182件							
同上【達成度】		【123.0%】	【114.8%】	【131.8%】	【153.1%】	【152.5%】							
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎 年 1 以 上	1回	1回	1回	1回	1回							
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業 機構は、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の人手不足の深刻化により労働力の確保を通じた中小企業の経営基盤の充実の必要性が一層高まっていること等を踏まえ、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業		第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 I 退職金共済事業 1 一般の中小企業退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：A 委託運用部分の収益率について、4資産のうち、外国株式は市場平均を下回る水準となったが、国内債券はほぼ市場平均並み、国内株式・外国債券は市場平均を上回った。 外国株式は、長期的な成長の見込まれる銘柄の株価について、急激な金利上昇の影響が強く出たことが主因であり、運用受託機関の運用方針・体制に問題のないことが確認されている。 国内債券については、金利戦略を得意とするファンドが、国内金利が上昇する難しい局面にもかかわらず、ベンチマークを上回る収益率を上げたものの、海外の金融不安が国内にも波及しクレジット戦略を主な収益源とするファンドの収益率がベンチマークに劣後したため、全体では僅かながらベンチマークを下回った。 運用損益は世界的な金利上昇に因る債券価格下落を主因にマイナスとなったが、利益剰余金は財務基盤に特段不安の無い水準を確保している。 運営面では、第4期中期計画中に進めた一連の改革の総仕上げとして、委託運用における全経理合同運用、全経理一本化された新しい「資産運用の基本方針」制定を実現したほか、組織・体制面でも、今後見込まれるサステナビリティ関	評定

					<p>連活動への期待の強まりを見据えた高度専門人材の確保を行った。併せて、資産運用部の効率性向上を企図し、組織を見直すこととした。さらに、厚生労働省に対する適時適切な情報提供が、付加退職金の支給ルールの見直しに繋がった。これらの成果は、資産運用委員会からも高く評価された。</p> <p>確実な退職金の支給に向けた取組において、目標未達の主な要因は、①企業間通算制度の拡充（通算期間延長（2年→3年））が浸透、定着しつつある中で、企業間通算希望者が増加し、未請求件数、金額が増加したこと、②未請求者の半数を占める退職金額5万円未満層の手続負担の忌避傾向が高まっていることが挙げられる。</p> <p>目標達成には至らなかったが、退職後3年目の請求者数、退職金支払額とも前年度を上回る水準となった。（請求者数 H30:936 人 → R1:1,170 人 → R2:1,728 人 → R3:1,613 人 → R4:1,715 人；退職金支払額 H30:636 百万円 → R1:752 百万円 → R2:1,030 百万円 → R3:997 百万円 → R4:1,008 百万円）</p> <p>累積受給権者数・金額に対する全未請求者数・金額の比率は低下傾向を続けており、確実な退職金の支給に向けた取組の実績は着実に上がっているものと思料される。</p> <p>加入促進対策の効果的実施について、コロナ禍による活動環境の変化に対応した取組等により目標活動件数を達</p>
--	--	--	--	--	--

<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定</p>	<p><定量的指標></p> <p>・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>○令和4年度の資産運用は、グローバルな物価上昇や、インフレ抑制のため海外主要中央銀行が急ピッチで利上げを実施したこと等から、世界的に金利が上昇し、内外債券相場が下落したことを主因に、委託運用部分の利回りはマイナスとなった。</p> <p>○資産運用の実績は、以下のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td>資産残高</td> <td>5,312,453 百万円</td> </tr> <tr> <td>運用収入</td> <td>△35,974 百万円（運用費用控除後）</td> </tr> <tr> <td>決算利回り</td> <td>△0.68%</td> </tr> </table> <p>○委託運用部分については、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおりであ</p>	資産残高	5,312,453 百万円	運用収入	△35,974 百万円（運用費用控除後）	決算利回り	△0.68%	<p>成した。説明会についてはWEB会議方式への全面移行を決定すると共に、説明会の全編録画も活用することで、機動性とアクセスのしやすさを向上させ、参加者の裾野を広げる等の成果を上げた。また、各種メディアを組み合わせた集中広報の展開や、各種アンケート結果等を踏まえたアピールポイントの見直し（「財務体質の強靱さ」に加えて制度の「確実性」を強調した）等PDCAを利かせた施策を実施した。こうした中、加入者数では、仕入価格や人件費上昇に因る中小企業の景況感悪化という逆風の中、目標値を2桁上回る成果を上げた（加入目標達成率：113.8%）。加入者数の増加は運用資産の増加を通じて収益力を向上させるので、財務基盤強化との好循環に繋がっている。</p> <p>その他の指標についても概ね達成できた。以上を踏まえ、A評価とする。</p> <p>・委託運用部分の収益率について、4資産のうち国内株式・外国債券において市場平均を上回る水準を確保した一方、国内債券においては僅かながら市場平均を下回り、外国株式において市場平均を下回る水準となった。</p> <p><評価の視点に対する</p>
資産残高	5,312,453 百万円										
運用収入	△35,974 百万円（運用費用控除後）										
決算利回り	△0.68%										

業務経費の合計の資産に対する比率をいう。)を最低限のリスクで確保することを目標とすること。

運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。)を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保する。

運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。)を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保する。

・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。

る。

令和4年度末(通期)

令和4年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率
国内債券	△1.67%	△1.65%	△0.02%	99.01%
国内株式	6.15%	5.81%	0.34%	105.79%
外国債券	△9.60%	△10.48%	0.88%	108.40%
外国株式	1.93%	2.36%	△0.43%	81.66%

(参考1)

令和4年度末(通期)(手数料率を考慮した場合)

令和4年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後収益率
国内債券	△1.67%	△1.65%	△0.02%	0.05%	△1.71%
国内株式	6.15%	5.81%	0.34%	0.19%	5.96%
外国債券	△9.60%	△10.48%	0.88%	0.11%	△9.72%
外国株式	1.93%	2.36%	△0.43%	0.17%	1.75%

(参考2)

超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<評価>			<A>		<A>
国内債券	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	△0.02%
国内株式	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	0.34%
外国債券	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	0.88%
外国株式	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	△0.43%
合計	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	0.13%

※合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

i) 基本ポートフォリオの検証

金融・経済環境の大きな変化を踏まえ、基本ポートフォリオ改定の要否に関する「資産運用委員会」における審議を前広に実施した。審議の結果、本邦の金融政策やウクライナ情勢等不確定要素が多い中、現時点での見直しは行わず、事態の帰趨を注視し、必要に応じて機動的な対応を採る体制を整備していくとの方針が、定例検証の結果も踏まえ、了承された。

② 健全な資産運用等

イ 「資産運用委員会」の審議を経て新たに制定した「資産運用の基本方針」に基づき、資産運用の目標を達成するためのプロセスに則り、運用実績の分析と、必要な対応に関する検討を実施した。

具体的には、市場要因のマイナス寄与については重要な前提条件の変化について検討、超過収益要因のマイナス寄与については運用受託機関の運用方針等を月次ベースでモニタリング、資産配分効果についても月次でモニタリングするなど、問題があれば機動的に基本ポートフォリオやマネジャー・ストラクチャー、リバランス・ルールの見直しを実施できるような取組を行った。

措置>

・運用受託機関による運用状況を適時適切に把握している。具体的には以下のとおりである。

運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、定期的に運用受託機関担当者とのミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行った。

毎月のパフォーマンスについては、個々のファンドは元より、資産クラス全体としてのスタイル分散が機能しているか、といった観点等からも点検を行っている。

運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。組織体制や人事、経営に関する重大な変化がある場合も速やかな報告を求めている。

令和4年度は、「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。

日本銀行の政策変更や米国の銀行破綻等資産運用に係る重要事項発生時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適時適切な対応が採れるように備え、運用受託機関の評価にも活用している。

スチュワードシップ活動については、運用受託機関自身のスチュワードシップ活動内容の報告を受ける年1回の定例報告会と、理事長が

② 健全な資産運用等

資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定め

② 健全な資産運用等

資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定め

② 健全な資産運用等

イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定め

i) 基本ポートフォリオの検証

最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、必要があればその見直しを行う。

<p>た「資産運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p> <p>【指標】</p> <p>・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>基本ポートフォリオについて、中退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。</p>	<p>た「資産運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、実施する。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p> <p>【重要度 高】</p>	<p>定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>i) 資産運用企画会議の開催</p> <p>資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。</p> <p>ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。</p> <p>また、令和3年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改</p>	<p>・ベンチマーク収益率が確保出来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。</p>	<p>こうした取組は、資産運用委員会からも評価された。 (添付資料① 令和4年度資産運用に関する評価報告書)</p> <p>i) 「資産運用企画会議」の開催</p> <p>「資産運用企画会議」を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用計画 ・運用資産残高及び評価損益状況 ・有価証券信託の運用状況 ・令和4年度資産運用に係るコンサルティング会社選定結果報告 ・包括信託の運用結果報告 ・委託金額の変更について ・現行資産運用の基本方針廃止並びに新たな資産運用の基本方針及び資産運用の業務方針の制定に伴う諸規程の改正について ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の令和3年度決算について ・新企業年金保険（一般勘定）に係る生命保険会社の令和3年度実績に基づく総合評価について ・資産間リバランスについて ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の令和4年度上半期決算について ・委託運用にかかる令和3年度総合評価について ・委託運用会社に対する実地調査結果報告について ・アクティブファンド評価結果 <p>※「資産運用企画会議合同部会（中建清林）」開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資産運用の基本方針」の制定、「資産運用の業務方針」の制定 ・令和3年度資産運用状況の機構ホームページ掲載について ・「資産運用委員会」の議題項目 ・「資産運用の業務方針」の改正、資産運用に係る諸規程の改正等について ・基本ポートフォリオ資産構成比の最適化結果アップデート ・足下の自家運用債券投資の状況の点検 ・シリコンバレー銀行・シグネチャー銀行破綻の影響について <p>これまで経理毎に部会が設けられていた資産運用企画会議については、委託運用部分が全経理で合同運用となったことや、決裁プロセスの適正化を図る趣旨から一本化することを検討、資産運用部の組織が改正され、決裁ルートも変更される令和5年度4月より資産運用企画会議を一本化することとした。</p> <p>ロ 全経理一本化された新しい「資産運用の基本方針」の制定、基本ポートフォリオの検証に必要な資料を「資産運用委員会」に提供し審議を受けた。</p>	<p>運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を行うトップ面談の2層構造で実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国株式における収益率がベンチマークを下回ったのは、長期的な成長が見込まれ長期保有目的で購入されている銘柄の株価について、急激な金利上昇の影響（収益予想値の割引現在価値低下による自動的売却）が強く出たことが主因である。 <p>また、世界的な急激な政策転換(金利上昇)は、世界的なコロナ禍と、コロナ禍からの回復局面でのウクライナ問題発生という予測不能な事象が続く中での想定外の事象であり、当機構の運用受託機関における運用方針・体制に問題があった訳ではないことを確認している。</p> <p>国内債券については、金利戦略を得意とするファンドが、国内金利が上昇する難しい局面にもかかわらず、ベンチマークを上回る収益率を上げたものの、海外の金融不安が国内にも波及しクレジット戦略を主な収益源とするファンドの収益率がベンチマークに劣後したため、全体では僅かながらベンチマークを下回った。</p> <p>長期的な成長が見込まれる銘柄を短期的な値動きに動じて手放さないことは長期的投資の観点から適切な対応であり、当該銘柄の株価については中期的には回復が見込まれるが、その動向を注視しつつ、運用受託機関の対応についても引き続き丁寧に</p>
---	---	--	--	--	--

<p>【重要度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p>		<p>善を図る。</p> <p>i) 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和3年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。</p> <p>ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和3年度資産運用結果をホームページに公表する。</p> <p>iii) 厚生労働省への情報提供 付加退職金制</p>	<p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p> <p>・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させているか。</p>	<p>i) - 1. 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和3年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <p>第1回 (4/25)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「資産運用の基本方針」の制定について 「資産運用の業務方針」の制定について 令和3年度資産運用に関する評価報告書(案) 令和3年スチュワードシップ活動状況の概要 ウクライナ情勢を受けた対応について 建退共資産の合同運用資産への移管完了報告 <p>第2回 (6/6)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度資産運用に関する評価報告書(案) 令和3年4月から令和4年3月の運用実績報告(6経理) 令和3年度スチュワードシップ活動状況の概要 資産運用委員会議事録の確認 <p>第3回 (9/26)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本ポートフォリオの前提条件に関する認識と対応について <p>第4回 (12/21)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本ポートフォリオの定例検証について <p>第5回 (3/28)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度スチュワードシップ活動状況の概要(案) PR I署名に向けた検討状況について 組織改正について 為替取引におけるCLS決済導入について <p>i) - 2. 令和3年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた(4/25、6/6)。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 また、令和4年度の運用に関する評価報告書においても、同様の評価を受けている。</p> <p>ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況をホームページに公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産運用委員会議事要旨(令和4年度第1～4回) 資産運用委員会議事録(平成27年度第1～2回) 運用実績及び運用資産の構成状況(令和3年度3月末及び令和4年度6月末、9月末、12月末) 令和3年度資産運用残高及び利回り状況等 <p>iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 月別ベンチマーク収益率 	<p>フォローし、問題があれば見直しを実施する。 また、世界的に資産運用を巡る環境が大きく変化中、資産運用の効率性低下を避けるため、基本ポートフォリオの見直しの必要性について継続的に検証を行い、必要に応じて機動的に実施する。 令和5年度からは、長期投資家たる機構の資産運用にふさわしい運用評価方法を導入する。運用結果の要因分解・分析を基に各要因・効果について検証を行い、中長期的視点からプロセスに則った適切な対応を行う。 こうした対策について、資産運用委員会からも「適切」との評価を得た。</p> <p>・資産運用が「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの見直しの要否に関する検討状況等を報告し、適切との評価を得た。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。 令和4年度は、「資産運用の基本方針」の改定について審議を行い、経理ごとに分かれていた「資産運用の基本方針」を廃止し、助言を受けながら、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」を制定した。 基本ポートフォリオについては、海外主要国における金融政策の転</p>
--	--	---	---	---	--

		<p>度、予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。</p> <p>ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。</p>	<p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握しているか。</p>	<p>・資産運用企画会議中退共部会資料（運用計画、運用資産残高、評価損益状況、運用結果報告等） また、財政検証の検討に資するよう剰余金のシミュレーション結果を必要に応じて提供した。</p> <p>ハ－１ 「資産運用の基本方針」の改定について審議を行い、経理ごとに分かれていた「資産運用の基本方針」を廃止し、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」を制定した。</p> <p>ハ－２ 基本ポートフォリオの重要な前提条件に関する認識と対応について審議を行い、当面は状況を注視していくこととなった。</p>	<p>換と金利の急速な上昇傾向等を眺め、基本ポートフォリオ変更の要件である「重要な前提条件の変化」が生じている可能性がある、との問題意識の下、従来よりも早い段階から基本ポートフォリオ変更に関する審議が行われた。</p> <p>本邦の金融政策やウクライナ問題等不確実な要素が多い中で、定常状態の見極めがつくまでは状況を注視しつつ、環境が整えば迅速に基本ポートフォリオ変更に取り組むべく準備を行うとの機構の方針は、適切なものと評価を得た。</p> <p>なお、財務状況（剰余金と想定損失額のバランス）からみた基本ポートフォリオ変更の要否については、変更が必要な状況にはないものと思料するとのことだった。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。</p> <p>また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月別ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議中退共部会資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） <p><業務運営上の課題及び改善方策> 短期的資金の動きに</p>	
--	--	--	--	---	---	--

<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨、退職金未請求者へのアンケート調査結果を踏まえた対策の実施及び未請求者数縮減のための効果的な周知広報を行うこと。</p> <p>【指標】 ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から3年経過後の未請求者数の比率（年度末値）を毎年度1.3%以下とする。また、請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合（年度末値）を毎年度0.4%以下とする。</p> <p>① 新たな未請</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>① 新たな未請</p>	<p><定量的指標> ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を毎年度1.3%以下とすること。</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策</p>	<p>因る前年度急伸の反動により、外国株式の超過収益率がマイナスになったが、一時的な動きであるとの判断に合理性があることを確認しており、こうした見方に変化が無いが、今後も定期的に点検を行う必要がある。</p> <p><令和3年度の業務実績評価結果の反映状況> 令和3年度に運用実績が振るわなかった外国株式の運用受託機関を中心に、問題となった投資先企業の業績や運用受託機関の投資判断等について、定期的ヒアリング等を通じてフォローしている。</p> <p>・請求権が発生した後3年経過後の未請求者数の比率について、計画外の追加対策を実施したものの令和4年度末（令和元年度退職）は1.91%となった。 目標未達の主な要因は、①企業間通算制度の拡充（通算期間延長（2年→3年））が浸透、定着しつつある中で、企業間通算希望者が増加し、未請求件数、金額が増加したこと、②未請求者の半数を占める退職金額5万円未満層の事務負担の忌避傾向が高まっていることが挙げられる。 目標達成には至らなかったが、退職後3年目の請求者数、退職金支払額とも前年度を上回る水準となった。 （請求者数 H30:936人 →R1:1,170人 →R2:1,728人 →R3:1,613人</p>	
---	--	---	--	--	---	--

<p>1.3%以下とすること。</p> <p>・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 未請求者数の比率については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の比率を踏まえた目標とすることとする。 (2013(平成25)年 度:1.60%、2014(平成26)年 度:1.46%、2015(平成27)年 度:1.27%、2016(平成28)年 度:1.26%) 未請求退職金額については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の割合を踏まえた目標とすることとする。 (2013(平成25)年 度:0.45%、2014(平成26)年 度:0.45%、2015(平成27)年 度:0.38%、2016(平成28)年 度:0.37%)</p>	<p>求退職金の発生を防止するための対策</p> <p>被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。</p> <p>イ 共済契約者に対する働きかけ</p> <p>i) 加入時に、被共済者に対し、中退共制度に加入したことを必ず通知するよう要請する。</p> <p>ii) 年1回、被共済者ごとの「加入状況のお知らせ」を送付し、被共済者に配付するよう要請する。</p> <p>iii) 「被共済者退職届」には被共済者の住所記入が必須であることの周知徹底と、同退職届に当該被共済者の住所を記入しなかった共済契約者への個別協力要請により被共済者の住所情報取得を図る。</p> <p>ロ 退職者に対する働きかけ</p> <p>未請求者に対</p>	<p>求退職金の発生を防止するための対策</p> <p>被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、令和4年度においては、以下の取組を行う。</p> <p>イ 共済契約者に対する働きかけ</p> <p>i) 加入時に、被共済者に対し、中退共制度に加入したことを通知する「加入通知書」を必ず配布するよう要請する。</p> <p>ii) 年1回、被共済者ごとの「加入状況のお知らせ」を送付し、被共済者に配付するよう要請する。</p> <p>iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」へ被共済者の住所を必ず記入するよう要請する。</p> <p>ロ 退職者に対する働きかけ</p> <p>未請求者に対</p>	<p>・請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨を実施しているか。</p>	<p>被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに、請求権のあることを認識している未請求者に請求を促すため、令和4年度においては、以下の取組を行った。</p> <p>イ 共済契約者に対する働きかけ</p> <p>i) 新規及び追加加入の被共済者に対して、中退共制度に加入したことを通知する「加入通知書」を作成し、事業所に配付を要請した。</p> <p>共済契約者数 12,400 所 被共済者数 363,018 人</p> <p>ii) 事業主を通じて「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知した。 共済契約者 375,950 所 被共済者 3,589,556 人 発送日 5/10～5/18 ・年1回事業主に送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」及び「加入状況のお知らせ」の令和5年度分作成・発送業務について業者を決定した(11/7)。</p> <p>iii) 事業主に対し、被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」に必ず住所を記入するよう要請した。この結果、令和4年度末における「被共済者退職届」の住所情報記載比率は、98.05%であった。</p> <p>ロ 退職者に対する働きかけ</p> <p>退職後3か月経過後の未請求者に対して、以下の取組を実施した。</p>	<p>→R4:1,715人、 ;退職金支払額 H30:636百万円 →R1:752百万円 →R2:1,030百万円 →R3:997百万円 →R4:1,008百万円)</p> <p>なお、請求手続要請時に実施しているアンケート結果をみると、通算期間延長の影響が大きいことや、退職金等の金額の低い層での手続負担も未請求の主な要因となっていることが示唆された。</p> <p>・請求権が発生した後3年経過後の未請求退職金額の割合については、0.54%となった。</p> <p>目標未達の主な要因は、①企業間通算制度の拡充(通算期間延長(2年→3年))が浸透、定着しつつある中で、企業間通算希望者が増加し、未請求件数、金額が増加したこと、②未請求者の半数を占める退職金額5万円未満層の手続負担の忌避傾向が高まっていることが挙げられる。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・退職後3か月経過後、2年経過直前、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続の要請を実施するとともに、テレホンアプローチ等による要請を実施した。</p> <p>また、例年実施している目標達成のための追加対策をすべて実施した。</p>	
---	---	--	---	---	---	--

	<p>し、退職後3か月経過後、2年経過直前、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続を要請する。</p>	<p>し、退職後3か月経過後、2年経過直前、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続を要請する。なお、前記iii)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所情報を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・退職時における被共済者の住所把握の徹底を実施しているか。 ・退職金未請求者へのアンケート調査を行い、未請求原因の分析結果を踏まえ、適切に対応しているか。 ・未請求者数縮減のための効果的な周知広報を実施しているか。 	<p>○事業主から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報に基づき請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求手続要請 25,054人 <p>○「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所提供依頼 569所 827人 ・請求手続要請 243人 <p>○住所等提供依頼をしたが回答のなかった事業所に対して、テレホンアプローチによる住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所提供依頼 166所 356人 ・請求手続要請 26人 <p>退職後2年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。</p> <p>○令和2年度脱退の未請求者に2回目の請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求手続要請 8,535人 <p>○令和2年度脱退の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求手続要請 1,140人 <p>○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所提供依頼 24所 24人 ・請求手続要請 6人 <p>退職後3年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。</p> <p>○令和元年度脱退の未請求者に3回目の請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求手続要請 4,457人 <p>○対策終了後に提出のあった「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所提供依頼 40所 44人 ・請求手続要請 7人 <p>退職後5年経過直前の未請求者に対して、以下の取組を実施した。</p> <p>○平成29年度脱退の未請求者に請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求手続要請 2,338人 <p>年度計画以外の対策として、以下の取組を実施した。</p> <p>○令和元年度脱退の未請求者に対し、テレホンアプローチにより請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求手続要請 628人 <p>○令和元年度及び令和2年度脱退の未請求者で今年度の対策により請求書を再発行したが、請求手続のない者に対し請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求手続要請 842人 <p>○令和2年度脱退の未請求者について、「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、2回目の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所提供依頼 75所 121人 ・請求手続要請 10人 <p>○令和元年度脱退の高額未請求者に対し、同年2回目の手続要請を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した（令和4年度：98.05%）。 ・退職金未請求者等に対するアンケート結果からは、未請求者の増加について企業間通算制度の拡充（通算期間延長（2年→3年））が大きく影響している可能性が示唆されたが、影響の大きさが収斂しつつあることが窺われたため、第5期の指標においては、目標が見直された。また、例年実施している目標達成のための追加対策に加えて、その他の対策として、昨年に引き続き、退職後2年経過直前対策（請求書不備のため返送した者へのフォローアップ）を実施した。 ・未請求に関する注意喚起については、ホームページへの年間を通じての掲載により周知を実施するとともに、年1回発行している共済契約者向け情報誌「中退共だより」においても周知を行った。毎年実施している中退共加入企業を対象とした実態調査の調査結果をまとめた概要版（ホームページ上で公表）でも、「加入通知書」等の従業員への配布を促すなど、あらゆる機会を活用して未請求削減に取り組んだ。 <p><業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>退職金未請求者への未請求理由に係るアン</p>	
--	---	--	---	---	--	--

	<p>ハ その他の取組</p> <p>i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより住所情報取得を図る。</p> <p>ii) 上記取組について、毎年度、成果の検証を行い、必要に応じて取組の見直しを行う。</p> <p>② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析</p> <p>引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。</p> <p>イ 周知の徹底等</p> <p>i) ホームページにおける中退共制度加入事業所名検索システムのデータを適宜更新する。</p> <p>ii) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起については、内</p>	<p>ハ その他の取組</p> <p>i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより把握した住所情報を用いて請求手続を要請する。</p> <p>ii) 上記取組について、成果の検証を行い、必要に応じ対応を検討する。</p> <p>② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析</p> <p>引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。</p> <p>イ 周知の徹底等</p> <p>i) 新規契約申込書で事業所名をホームページへ掲載することに承諾を得られた共済契約者の事業所名を適宜更新する。</p> <p>ii) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起については、内</p>		<p>・請求手続要請 311人</p> <p>○令和3年度脱退者のうち、請求受付済みのため勸奨状を送っていない者であって、書類不備のため請求書を返送している者への請求手続を要請した。</p> <p>・請求手続要請 130人</p> <p>ハ その他の取組</p> <p>i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより把握した住所情報を用いて請求手続を要請した。</p> <p>・請求手続要請 306人</p> <p>ii) 計画の未請求対策の他、例年実施している追加対策に加えて、昨年に引き続き、さらなる追加対策として、令和3年度脱退者のうち、請求受付済みのため勸奨状を送っていない者であって、書類不備で回答がないため請求書を返送している者への請求手続を要請した。</p> <p>・請求手続要請 130人</p> <p>② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析</p> <p>引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行った。</p> <p>イ 周知の徹底等</p> <p>i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、12,545件のうち、承諾を得られた7,048件を追加掲載した。 (掲載件数) 【令和4年度末】293,104件</p> <p>ii) ホームページに掲載している未請求に関する注意喚起については、年間を通してホームページに掲載した。</p>	<p>ケートにより、退職金が少額の層では「手続が面倒」という意見が多いことから、手続負担感の解消に向けた対策の検討が必要である。</p> <p><令和3年度の業務実績評価結果の反映状況></p> <p>退職金未請求者への未請求理由に係るアンケートにより、退職金が少額の層では「手続が面倒」という意見が多いことから、手続負担感の解消に向けた対策を検討した。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

<p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共制度を知らない企業及び中退共制度の加入又</p>	<p>容等の見直しを実施する。</p> <p>iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。</p> <p>ロ 調査、分析</p> <p>共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共制度を知らない企業及び中退共制度の加入又</p>	<p>見直しの要否を継続的に検討し、必要があれば見直しを行う。</p> <p>iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。</p> <p>ロ 調査、分析</p> <p>共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>中退共制度を知らない企業の調査等により加入勧奨対象を的確に把握することや、地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強</p>	<p>< 定量的指標 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に新たに加入する被共済者数の目標を、31万9,000人以上とする。 機構が委嘱した普及推進員等により、個別事業主に対する加入促進を1人あたり平均月15回以上行うこと。 	<p>iii) 中退共日より21号にて周知を行った。</p> <p>ロ 調査、分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職金未請求者等に対するアンケート結果からは、未請求者の増加について企業間通算制度の拡充（通算期間延長（2年→3年））が大きく影響している可能性が示唆されたが、影響の大きさが収斂しつつあることが窺われたため、第5期の指標においては、目標が見直された。 その他の対策として、昨年引き続き、計画で退職後2年経過直前対策として実施している対策（請求書不備で回答がないため返送した者への対応）を前倒しして実施した。 共済契約者に対して行っている実態調査において、中退共へ加入していることを被共済者に周知することを促すため、「加入通知書の配付」及び「加入状況のお知らせの配付」に関する質問を引き続き行った。調査報告書の概要版に「加入通知書」及び「加入状況のお知らせ」は必ず従業員へ配付することが必要であること、これらの書類は保管を目的とするものではなく、本人に手渡すことを目的に発行していることを周知するコメントを記載し、ホームページで公表した。 <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」に対し財産形成促進事業のパンフレットと共にパンフレット(ダイジェスト版)を発送した(6/1・2,350部)。 「福祉情報」(No.1049号2/10発行)に財産形成促進事業と共同で制度の広告を掲載した。 働き方改革推進支援センター主催オンラインセミナー「従業員が安心して働ける環境づくり」にて、財産形成促進事業と共同で説明を実施した(8回、東京・神奈川・埼 	<ul style="list-style-type: none"> 加入目標数319,000人に対し、加入実績は令和4年度363,018人となり、加入目標数を達成した。なお、達成率は113.8%である。 機構が委嘱した普及推進員等は定員55名(4～8月51名、9月～3月50名)で、個別事業主に対する未加入企業訪問数は10,788所。4月～3月の1人あた 	
---	--	--	--	---	--	--

<p>は未加入理由の調査を実施することにより、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>【指標】 ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 過去の実績を、雇用需給要因、長期的トレンド、制度変更要因等により回帰分析し、厚生年金基金からの移換見込み人数（3万人）を加え、指標を設定することとする。</p> <p>※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）168万5,021人</p>	<p>は未加入理由の調査を実施することにより加入勧奨対象を的確に把握することや、地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うことなどにより、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。</p> <p>中退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>中退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディ</p>	<p>化等を行うことなどにより、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を実施する。</p> <p>中退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>令和3年度に実施した中退共を導入していない企業者へのインターネットアンケート調査の結果を活用し、加入勧奨対象の的確な把握および関係事業主団体等との連携強化等を検討した上で、より効果的な事業推進施策を実施する。また、調査方法についても、前年度の結果を踏まえ、方法、対象、時期などの適否を検討し、所要の改善を加え調査を実施する。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレットを配布するとともに、令和3年度に行った周知広報キャンペーンの結果も</p>	<p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、令和3年度に実施した中退共を導入していない企業者へのインターネットアンケート調査の結果を活用し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。</p> <p>・地方自治体、金融機関及び関</p>	<p>玉・千葉 各2回)。</p> <p>・加入勧奨対象の的確な把握や各種関係団体との連携強化策等、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施するため、中小企業の経営者層（20歳以上の全国の男女で中小企業の経営者・役員、部長職クラス以上の管理職1,500人）を対象としたインターネット調査について、総合評価落札方式による入札により業者を決定した。</p> <p>質問項目を見直し、調査結果を加入促進活動に活かし得る内容とし、令和5年2月3日～2月10日の8日間実施した。</p> <p>調査結果は関係部署と共有し、複数のメディアを用いた広報キャンペーンの展開及び関係官公庁及び関係事業主団体等にポスター・チラシを発送する事業推進施策を講じた。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>i)</p> <p>・作成したポスター・チラシを加入促進強化月間前に関係官公庁及び関係事業主団体等に発送した（9/1）。</p> <p>・ホームページにおいて、制度内容・制度説明会の開催、掛金補助を実施している助成自治体等の情報を提供した。</p> <p>・制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信した（6,214件）。</p>	<p>りの月平均訪問数は17.8件。</p> <p>（令和2年度以降、電話や文書等の代替手段も用いている。この代替活動を訪問とみなした場合の件数は、月平均18.3件となった。）</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・中退共制度を導入していない企業関係者へのインターネットアンケート調査について、選考方法を総合評価落札方式にし、集計方法や結果分析等の提案を評価し、アンケート実施業者を決定した。</p> <p>分析を行った本調査結果を関係部署と共有し、加入勧奨対象の的確な選定や各種関係団体との的確な連携、広報キャンペーンにおける訴求ポイントの選定等に活用し、効率的かつ効果的な加入促進対策を実施した。</p> <p>退職金制度等に関する実態調査について、アンケート実施業者の選考方法を見直し、アンケートの集計方法や結果の取りまとめ方法に関する提案を評価する総合評価落札方式による選考を実施した。前年度の結果との比較や、広報戦略策定の観点から有意義なクロス集計の選択と分かり易いグラフ形式の選択、概要版の作成により、アンケート結果の活用可能性の向上と、広報効果改善を図った。</p> <p>・都道府県及び市区町村や中小企業事業主団</p>
---	---	--	--	--	--

<p>ア等を活用した中退共制度の周知広報を実施する。</p> <p>ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼する。</p>	<p>活用し、ポスターやホームページ、マスメディア、インターネット広告等を総合的・有機的に組み合わせ、より効果的かつ効率的な中退共制度の周知広報を実施する。</p> <p>ii) パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、期待する役割を明確化し、訴求対象、訴求内容を意識した見直しを行う。</p> <p>iii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関</p>	<p>係事業主団体等との連携を行うなど、効果的かつ効果的な加入促進対策を実施しているか。</p> <p>・パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、期待する役割を明確化し、訴求対象、訴求内容を意識した見直しを行ったか。</p> <p>・周知広報活動等の実施結果を検証し、翌年度における内容改善施策を策定したか。</p>	<p>・ ADMATRIX を利用した広告配信を実施した。 6/1～6/30・30日間 表示回数 10,851,364回 クリック数 10,136回 平均クリック率 0.09%</p> <p>・有効な広報活動を行うため以下のような複数のメディアを用いた広報キャンペーンを実施。 ① インターネット広告 ・ ADMATRIX、Bypass、Facebook、Instagram、Tver 等を利用したバナー・動画広告の配信 (10/3～10/31) ・ トレンダーズ (PR会社) を利用したニュースリリース配信 (10/3～10/31) ・ 特別臨時サイトの開設 (10/1～翌年 9/30) ・ 創業手帳 (WEB版) への記事掲載 (10/3～) ② テレビ広告 (BS-フジ) ・ CM放送 (全国放送・15秒・120回) (10/3～10/31) ・ パブリシティの実施 (全国放送『ビジネスボード』3分・1回) (10/2) ③ 紙媒体広告 ・ 創業手帳 (新設法人経営者等向けの冊子) への広告掲載 (9/30) ・ 日本経済新聞 (10/3)、日経産業新聞 (10/12)、日経MJ (10/17) (全国紙朝刊) への広告掲載 ・ インターネットを用いた広告の配信結果を分析し、より効果的で効率的な周知広報の方法を検討した。</p> <p>・ リスティング広告の配信を実施した。 12/13～3/12・90日間 表示回数 1,020,567回 クリック数 62,627回 平均クリック率 6.14%</p> <p>ii) 統一感のある広報活動を展開するためにポスター・チラシを広報キャンペーンの中に組み入れた。広報キャンペーンでは、退職金制度の保有率の低い零細企業・個人事業主、新規創業事業主、加入を躊躇している事業主の他、新たに家族従業員のみを雇用する事業主についても訴求対象とし、対象者に対して効率的に訴求し得るメディアを組んだ。 また、前年度の広報キャンペーン後の調査結果等を踏まえ、接触率の高かった、インターネット広告、テレビ・新聞広告等を必須業務とし幅広いメディア構成を採用した。また、前年度に引き続き財務基盤の強さと資産運用の堅実性、確実な退職金支払 (租税債務にも優先すること) を訴求ポイントとして取り上げた。</p> <p>iii) ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼した。 (窓口備え付け依頼 6,817件 244,534部) (年度初普及促進依頼 610件) (広報誌等への無料記事掲載依頼 6,551件) ・ 職員及び普及推進員等が事業主団体等に記事掲載を依頼した (2,303件)。 (内訳 職員:91件、普及推進員等:2,212件)</p>	<p>体等が開催する各種会議で制度の周知広報を行った (61件)。 また、地域に密着した金融機関を定期的に訪問して金融機関による加入勧奨を要請した (12件)。</p> <p>・ポスター・チラシについては複数のメディアを用いた広報キャンペーン「中小企業退職金共済制度周知・広報業務一式」に含めることで相乗効果を求めた。また、入札仕様書において中小企業の動向調査、アンケートの分析結果を踏まえた訴求ポイント及び訴求方法の選定を求めた。具体的には、「強固な財務基盤」、「堅実な資産運用」、「退職金の確実な支払」を訴求ポイントとした。</p> <p>・ 広報キャンペーンの最終レポート及び広報効果検証において「テレビやインターネット・SNS上」での動画広告及びバナー広告の接触率が高い結果となった。 この結果を基に令和5年度の周知広報施策の必須項目にバナー広告 (インターネット広告)、テレビCMを必須項目とした。</p>	
--	--	---	--	--	--

	<p>する記事の掲載を依頼する。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が委嘱した普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を1人あたり平均月15件以上行い、新規加入促進の重点化を図る。</p> <p>ii) 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行</p>	<p>する記事の掲載を依頼する。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が委嘱した普及推進員等も活用し、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨（普及推進員1人あたり平均月15回以上）として以下の取組を行う。 職員及び普及推進員等が、無料相談の対象地域において訪問活動を実施するほか、全国を対象としてWEBでの相談にも対応する。さらに、未加入事業所を対象とした機構主催の制度説明会を、WEB会議システムを活用して開催する。また、制度説明会参加事業所や既加入事業主に対し、適時適切なフォローアップを実施し、新規加入の後押しと、追加加入手続の促進を図る。</p> <p>ii) 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り個別事業主に対する加入促進</p>		<p>・広報誌等への無料記事掲載に協力いただいた団体をホームページに掲載した（5/13・令和3年度分 1,095団体）。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が委嘱した普及推進員等が各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 4～3月の未加入企業訪問数 10,788件 普及推進員等人数 定員 55人 (4～8月 51人、9月～3月 50人) 平均訪問数 17.8件 (令和2年度以降、電話や文書等の代替手段も用いている。この代替活動を訪問とみなした場合の件数は、月平均18.3件となった。) ・無料相談申込事業所に対して、事業所訪問活動を実施した（内訳 訪問 329所 WEB 138所）。 ・未加入事業所を対象とした中退共制度オンライン説明会を25回開催した。 ・中退共オンライン説明会実施後、概ね2か月経過時に未加入である事業所に対し訪問、電話又は文書によりフォローアップを実施した（131所）。 <p>ii)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間追加加入のない既加入事業主を対象に追加申込書を送付した(36,226件)。 ・加入促進を強化するため、大都市（首都地域、東海地域及び近畿地域）を拠点として行う定例の打ち合わせ会議をWEB会議方式で実施した。 首都地域 3回 		
--	---	---	--	---	--	--

<p>う。</p> <p>既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。</p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都地域、東海地域及び近畿地域）での加入促進を強化する。</p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、今後とも高い成長が見込まれる分野及び未だ加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体の協力を得て、普及推進員等を活用し、加入勧奨を図る。</p> <p>各地域における加入勧奨については、時々の状況を踏まえ、重点とする業種及び事業主団体を定めるなど、効率的かつ効果的な対策を定め取り組む。</p> <p>地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及</p>	<p>として以下の取組を行う。</p> <p>既加入事業主に対し、追加申込書を配布するなどして追加加入手続を促進する。</p> <p>厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進活動を展開する。</p> <p>大都市（首都地域、東海地域及び近畿地域）については重点的な加入促進施策を実施するが、都道府県別の加入率等を踏まえ、効率的かつ効果的な対策を定め取り組む。</p> <p>今後とも高い成長が見込まれる分野及び未だ加入が進んでいない分野の業種、規模、事業形態等の事業所に対し、業界団体の協力も得て、加入勧奨を行う。</p> <p>地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、加入勧奨への協力を要請する。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>i) 厚生労働省</p>		<p>東海地域 3回 近畿地域 3回</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の支援を得て、全国の公共職業安定所（436所）、よろず支援拠点（47所）、年金事務所（320所）、街角の年金相談センター（80所）及び働き方改革推進支援センター（47所）にポスター・チラシを発送した（9/16）。 近隣地域の情報交換のためブロックごとにWEB会議を実施した。 北海道・東北・北関東ブロック 1回 中部ブロック 1回 中国・四国ブロック 1回 九州・沖縄ブロック 1回 首都圏・東海・近畿ブロック 2回 今後の加入促進活動強化にあたり特別相談員・普及推進員の知識の向上を図るため、5グループに分けてWEBによる全国会議を実施した（12/5～12/7）。 今年度委嘱した普及推進員等で状況報告と情報交換のためWEB会議を実施した（5/27）。 地域に密着した金融機関を定期的に訪問して金融機関による加入勧奨を要請した（12件）。 日本貨物運送協同組合連合会、全日本電気工事業工業組合連合会、全日本印刷工業組合連合会、日本ニット工業組合連合会の4団体に訪問し、傘下の団体への加入推奨及び業界誌への広告無料掲載を依頼した。 全国管工事業協同組合連合会の機関誌に制度紹介記事を掲載した（約5,000部発行）。 月刊誌「しんきん経営情報」へ中退共制度の広告を掲載した（10月号・46,000部発行）。 <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>i) 都道府県労働局に対し、説明会等での時間の確保及びパンフレットの机上配布を</p>		
---	--	--	--	--	--

	<p>び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p>	<p>の関係機関が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の周知広報及び加入勧奨を行う。</p> <p>ii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報活動への協力を要請する。</p> <p>iv) 独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催するベンチャー企業・新規創業企業等を対象としたイベント等へ資料の設置を依頼する一方、当機構でも同機構等からの同様の要請に応じるなど、関連機関と協力して制度の周知広報活動を実施する。</p>		<p>依頼した (43 都道府県)。</p> <p>ii) 都道府県及び市区町村が開催する会議等で、制度の周知広報を行った (44 回)。 (内訳 東京都 31 回、石川県 13 回)</p> <p>iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を行った (17 回)。 内訳 働き方改革推進支援センター 8 回 (東京、神奈川、埼玉、千葉 各 2 回) 商工会連合会 3 回 (群馬県、岐阜県、岡山県 各 1 回) 労働保険事務組合連合会 4 回 (千葉支部、石川支部、大阪支部、沖縄支部 各 1 回) 厚木市勤労者福祉サービスセンター 1 回 大阪産業局 1 回</p> <p>iv) ・中小企業基盤整備機構主催の「新価値創造展」(12/14~16)の会場で資料(チラシ)を設置した (出展企業 263 社)。 ・東京都主催の「産業交流展」(10/19~21)の会場で資料(パンフレット(ダイジェスト版)等)を設置した (出展企業 555 社)。 また、出展者へ資料 (チラシ) を配布した。 ・中小企業基盤整備機構と連携し、双方のホームページに互いのバナーを設置した (10/1~翌年 9/30)。</p>	<p>ii 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>10 月を加入促進強化月間とし、厚生労働省</p>						
--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p>	<p>の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行う。</p> <p>i) 広報媒体を総合的・有機的に組み合わせ、集中的に展開することで、より効果的かつ効率的に周知広報活動等を実施する。</p> <p>ii) 周知広報活動等の実施結果を検証し、翌年度における内容改善施策を策定する。</p> <p>iii) 6月をサブ月間と位置づけ、関係機関等に対して加入促進協力依頼及び広報誌等への記事掲載依頼を行う。</p>		<p>i)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的で効率的な広報活動を行うためポスター・チラシ、インターネット・TV等を用いた広報キャンペーンを実施した。 ・作成したポスター・チラシを加入促進強化月間前に関係官公庁及び関係事業主団体等に発送した(9/1)。 ポスター：16,908枚、チラシ：558,075枚 ・有効な広報活動を行うため以下のような複数のメディアを用いた広報キャンペーンを実施。 <p>① インターネット広告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ADMATRIX、Bypass、Facebook、Instagram、Tver等を利用したバナー・動画広告の配信(10/3～10/31) ・トレンドーズ(PR会社)を利用したニュースリリース配信(10/3～10/31) ・特別臨時サイトの開設(10/1～翌年9/30) ・創業手帳(WE B版)への記事掲載(10/3～) <p>② テレビ広告(BS-フジ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CM放送(全国放送・15秒・120回)(10/3～10/31) ・パブリシティの実施(全国放送『ビジネスボード』3分・1回)(10/2) <p>③ 紙媒体広告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業手帳(新設法人経営者等向けの冊子)への広告掲載(9/30) ・日本経済新聞(10/3)、日経産業新聞(10/12)、日経MJ(10/17)全国紙朝刊への広告掲載 <p>ii) 加入促進強化月間に向けて以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省宛てに後援名義使用許可願を申請した(6/8)。 ・厚生労働省から関係省庁、都道府県知事、都道府県労働局長及び主な委託団体、金融機関等の上部団体に月間の協力依頼を通知した(8/25・131件)。 ・関係機関及び関係団体宛てに協力依頼文書を発送した(9/1・理事長名：109所、本部長名：7,866所)。 ・トップセールスについては、訪問、電話会談、WE B会談及び挨拶状の送付のいずれかにより関係機関への協力依頼を実施した(21団体)。 ・広報キャンペーンの実施報告及び効果検証調査を基に翌年度の周知広報施策を策定した。 <p>iii)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等に対して広報誌等への無料記事掲載依頼を送付した(5/31・6,551件)。 ・職員及び普及推進員等が事業主団体等に記事掲載を依頼した(905件)。(内訳 職員：91件、推進員等：814件) ・トップセールスについては、訪問及びWE B会談いずれかにより関係機関への協力依頼を実施した(4団体)。 <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金助成未実施の自治体に対して中退共制度の普及推進及び掛金の助成・補助制度実施の依頼文書を送付した(151件)。 		
--	--	---	--	--	--	--

	<p>公共団体等の拡大・充実を働きかける。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し</p> <p>講じた加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見・要望、さらには、各種アンケートや中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p>	<p>助制度の導入・拡充を働きかける。その際の説得材料とするため、独自の掛金の助成・補助制度導入の効果について分析する。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し</p> <p>加入促進対策については、下記のとおり、継続的に効果の分析・検証を行い、その結果を踏まえ、所要の見直しを実施する。</p> <p>ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見・要望及び各種アンケート等による意見・要望、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体等からの機構の業務運営に対する意見・要望等を積極的に収集し、加入促進対策に活用する。</p> <p>制度説明会については、開催方法や頻度、時期等について検討し、参加者の裾野拡大やニーズに応じた機動的で柔軟な開催を図る。</p> <p>普及推進員等との情報共有のあり方についても、費用対効果、効率性の観</p>		<p>② 加入促進対策の検証と見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共だよりの綴じ込みハガキに中退共制度の内容及び運営に関するご意見欄を設け、意見・要望を収集した。主な意見・要望は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・掛け捨て、掛け損をなくしてほしい。 ・加入及び退職金請求手続を簡単にしてほしい。 ・掛金の上限及び下限を拡大してほしい。 ・収集した意見・要望については、取りまとめて分析のうえ、その結果を普及推進員・特別相談員とも共有し、加入促進活動や広報キャンペーンの企画に活用した。 ・インターネット広告（バナー広告）については、前年度の結果を検証し、配信対象を見直しつつ配信を実施した。 ・各種広報施策については、広報キャンペーン後の調査結果を踏まえて改善策を検討し、実施ないしその準備を行った。 ・オンライン説明会については、下半期より全編録画を使用し、ホームページから説明会資料のダウンロード化、開催時間を午前に設定するなど、より機動的で効率的に説明会を開催した。 ・上半期の新規加入者数が伸び悩んでいる状況を踏まえ、普及推進員・特別相談員や委託先にヒアリング又はアンケート調査を実施したところ、コロナ禍における国の支援策の打ち切りや、融資等の返済開始、人件費の上昇などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況であることを把握した。 ・また、中退共制度の認知経路は税理士からの紹介が一番多く、次いで同業者からの紹介、社労士からの紹介であった。これらの結果を踏まえ、今後の加入促進活動に係る施策を検討した。 		
--	---	--	--	--	--	--

<p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p>【指標】</p> <p>・退職金請求について、受付日から18業務日</p>	<p>③ 加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び中小企業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施す</p>	<p>点から見直しを行い、改善可能であれば実施する。</p> <p>事業主団体等から加入促進活動の状況について情報を収集・分析し、適宜関係者と情報を共有すると共に、必要に応じて対策を講じる。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>令和4年度に新たに加入する被共済者数の目標を、31万9,000人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その進捗管理と見直しを行う。</p> <p>また、ホームページについて、閲覧者の利用向上を図ることを目的に、抜</p>	<p><定量的指標></p> <p>・退職金請求について、受付日から18業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度(参考になった割合)を80%以上とすること。</p> <p>・ホームページへのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。</p>	<p>③ 加入目標数</p> <p>加入目標数319,000人に対し、加入実績は令和4年度363,018人となり、加入目標数を達成した。なお、達成率は113.8%である。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ</p> <p>・加入証明書電子申請・自動交付システムについて、郵送による交付依頼者に対し引き続きシステム稼働周知を行った(電子申請率94.8%:前年度末94.5%)。</p> <p>・「掛金月額の減額」及び「共済契約の解除」の同意確認方法がメール等に変更となったことについて、引き続きホームページに掲載し周知した。また、令和5年4月発行の中退共だより22号にも掲載し周知を図った。</p>	<p>・退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内(退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。)に退職金を全数支給した。</p> <p>・中退共ホームページ上のQ&Aの実態を把握するため、Q&Aに対する意見を集計した。</p> <p>・参考になった 633(81.5%)</p> <p>・どちらでもない 51(6.5%)</p> <p>・ならなかった 93(12.0%)</p> <p>・令和4年度における中退共ホームページへのアクセス件数は1,753,182件、達成率152.5%であった。(トップページのアク</p>	
--	---	---	--	--	--	--

<p>内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前中期目標期間（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）25日</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させること。 また、2018（平成30）年5月から施行される確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66</p>	<p>る。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、Q&Aに反映するほか、閲覧者の評価や要望なども活用してホームページコンテンツの一層の充実を図る。これにより、毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とするとともに、アクセス件数を毎年度115万件以上とする。</p>	<p>本的な刷新を行い、令和4年度中に更改するための手続を進める。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ i) 加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図りホームページ等のQ&Aに反映する。 ii) ホームページ閲覧者の評価や要望なども活用し、ホームページコンテンツの一層の充実を図る。 iii) ホームペー</p>	<p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・加入者の便利</p>	<p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、退職金給付について、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給した。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ i) ・「掛金月額減額」及び「共済契約の解除」の同意確認方法がメール等に変更となったことについて、引き続きホームページに掲載し周知した。また、令和5年4月発行の中退共だより22号にも掲載し周知を図った。</p> <p>・ホームページリニューアルについて、総合評価落札方式による入札を実施した結果、落札者の応札額が機構の想定を大幅に下回ったため、低入札価格調査を実施した。当該調査の結果、契約内容に適合した履行がなされない恐れがあるとして、不採用とした。その後、別の構築業者とあらためて契約締結したことなどにより、令和4年度中としていた稼働目標を令和5年6月と変更して、構築作業を進めた。 また、ホームページリニューアルに係る通知文を令和5年5月に【掛金納付状況票及び退職金試算票】に同封の上送付した。</p> <p>ii) ・令和5年6月のホームページリニューアルに併せて、利用者の利便性向上のため、契約申込書（新規・追加・続紙）をホームページ上から作成できる入力フォームの作成を検討し、構築作業を進めた。</p> <p>iii) 中退共ホームページ上のQ&Aの実態を把握するため、Q&Aに対する意見を集</p>	<p>セス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している。） なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても1,280,142件のアクセス件数を獲得している。</p> <p>・加入事業主を対象とした退職金制度等の実態に関する調査により加入者から意見、要望を収集するとともに業務委託先からの意見、要望の聴取や関係団体の有識者で構成する中退共・特退共同参加会での審議内容等を踏まえ、令和5年6月のホームページリニューアルに併せて、利用者の利便性向上のため、契約申込書（新規・追加・続紙）をホームページ上から作成できる入力フォームの作成を検討し、構築作業を進めた。 中退共だよりのアンケート調査により加入者から意見・要望を収集し、普及推進員等と共有したうえで加入促進活動や広報キャンペーンの企画に活用した。 新規加入事業所等の減少を踏まえ、その原因について、関係機関及び特別相談員・普及推進員に対しヒアリング又はアンケート調査を実施した。</p> <p><評価の視点に対する措置> ・加入証明書電子申請・</p>	
--	---	--	---	---	---	--

<p>号)に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、2018(平成30)年度に周知広報を実施するとともに、2019(平成31)年度以降も適切に相談に応じること。</p> <p>【指標】 ・毎年度、ホームページの閲覧者の満足度(参考になった割合)を80%以上とすること。 ・ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度115万件以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 ・前中期目標期間中における類似の満足度調査結果等の水準を踏まえ、従来の調査の範囲を広げることも考慮した指標を設定することとする。 ※類似の満足度調査結果(Q&A閲覧者が「参考になった」とした割合(2013(平成25)～2016(平</p>	<p>ロ 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、コールセンターでのワンストップサービスの充実を図る。</p> <p>ハ 2018(平成30)年5月から施行される確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、2018(平成30)年度に周知</p>	<p>ジ閲覧者の満足度(参考になった割合)を80%以上とするとともに、アクセス件数を115万件以上とする。</p> <p>ロ 相談業務については、相談者の満足度や意見・要望を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターについては、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行うとともに、ワンストップサービスの充実を図る。</p> <p>ハ 平成30年5月から施行された確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となったこと等について、引き続き周知に努めるとと</p>	<p>性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを実施しているか。</p> <p>・相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等の結果をコールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させたか。</p> <p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。</p>	<p>計した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考になった 633(81.5%) ・どちらでもない 51(6.5%) ・ならなかった 93(12.0%) <p>令和4年度における中退共ホームページへのアクセス件数は1,753,182件、達成率152.5%であった。(トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している。)</p> <p>なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても1,280,142件のアクセス件数を獲得している。</p> <p>ロ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談業務について懇切丁寧な対応を行うとともに加入者からの照会・要望等を基に関係部署との適宜調整を図った。 ・お客様サービスの更なる向上の観点から、コールセンターで対応している相談内容の充実と知識の定着を図るため、他制度移換についての研修会を実施した。 ・個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービスの向上を図った(コールセンター完結率67.8%：前年度末68.2%)。 ・お客様サービスの一層の向上を図るため、原課職員を対象にコールセンターでの電話対応等の講習を実施した(11/29 参加者6名)。 <p>・相談業務における各本部の対応マニュアルの実態を把握するため、ホームページからのご意見ご質問及びご利用者の声を基に相談業務の満足度を集計し、各本部に周知している。</p> <p>○ホームページからのご意見ご質問 1,922件 ○ご利用者の声 回答62件 お礼意見4件 苦情意見0件 相談要件75件</p> <p>ハ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年5月から施行された確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となったこと等について、引き続き周知に努めるとともに、相談や問合せに対して適切に対応した。 <p>・企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度との資産移換について、37事業所の資産移換を実施した。</p> <p>内訳(令和4年度末：資産移換済分) (企業年金制度から中退共制度への資産移換) DB：2事業所 78人 374,368,424円</p> <p>(中退共制度から企業年金制度への資産移換) DB：13事業所 617人 971,890,292円</p>	<p>自動交付システムについて、郵送による交付依頼者に対し引き続きシステム稼働周知を行った(電子申請率94.8%：前年度末94.5%)。</p> <p>「掛金月額の減額」及び「共済契約の解除」の同意確認方法がメール等に変更となったことについて、引き続きホームページに掲載し周知した。また、令和5年4月発行の中退共だより22号にも掲載し周知を図った。</p> <p>・相談業務について懇切丁寧な対応を行うとともに関係部署とヒアリングを実施し、基本対応マニュアルの見直しを行った。</p> <p>お客様サービスの更なる向上の観点から、コールセンター等のマニュアルを見直し、対応可能な相談内容の範囲を拡大した。また、コールセンターにおけるオペレーターの知識の拡充・定着を図るため、研修・マニュアルの内容改善を実施した。</p> <p>・加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体や有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、以下のような意見が多く聞かれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請の手続を検討してほしい。 ・懲戒解雇になった場合、不支給にできないか。 ・掛金月額の上限下限を広げてほしい。
--	---	---	---	---	---

<p>成28) 年度平均) : 約86% ※前中期目標期間中 (2013 (平成25) ~ 2016 (平成28) 年度) における平均アクセス件数 : 1,156,817 件</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p>【指標】 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 中退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、</p>	<p>広報を実施するとともに、2019 (平成31) 年度以降も適切に相談に応じる。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、中退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>もに、相談や問合せに対して適切に応じる。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体や有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、中退共事業に対する要望・意見等を随時調査する。</p> <p>ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、サービス向上を図る。</p>		<p>DC : 22 事業所 309 人 506,020,639 円</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体や有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取したところ、下記のような意見が多く聞かれた。これらの内容については、厚生労働省とも情報を共有した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請の手続を検討してほしい。 ・懲戒解雇になった場合、不支給にできないか。 ・中小企業の範囲を広げてほしい。 ・掛金月額の種類の拡大 (上限、下限とも) <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計をホームページに掲載した。</p> <p>ハ 退職金制度等に関する実態調査について、アンケート実施業者の選考方法を見直し、アンケートの集計方法や結果の取りまとめ方法に関する提案を評価する総合評価落札方式による選考を実施した。調査結果の取りまとめに際しては、前年対比の導入等分析方法の多角化や、図表の分かり易さ向上により、アンケート結果の活用可能性の向上と、広報効果改善を図った。</p> <p>また、設問については、統計の継続性の観点から、調査対象 (既加入事業主) 及び調査項目を基本的には令和元年度調査と同様のものとする一方、一部設問については、今後の事業推進活動見直し等に活用し得るように、設問内容の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象 : 6,000 事業所 ・有効回答数 : 3,208 事業所 (郵送 : 2,001 事業所、WEB : 1,207 事業所) 	<p>加入事業主を対象に「退職金制度等の実態に関する調査」を実施し中退共制度の意見・要望などを本部内で共有、エビデンスに基づく施策を企画することで、実効性と効率性の改善に努めた。</p> <p>新規加入企業 (令和3年8月~4年7月・3,120 所) を対象に、制度への加入動機及び経路等のアンケートを実施した。結果を、今後の制度周知業務仕様書に反映するとともにホームページに掲載した。</p>	
---	--	--	--	--	---	--

事業を改善することを指標とすることとする。						
-----------------------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	I 退職金共済事業 2 建設業退職金共済事業	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第1項
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標IV-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度 高】 （1）資産の運用 ① 資産運用の目標 ② 健全な資産運用等</p> <p>【指標】 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>（理由） 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。</p> <p>【難易度 高】 （2）確実な退職金の支給に向けた取組 ① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>【指標】 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p>（理由） 建設業における期間労働者については、建設工事全体の中の特定の専門工事に従事するため現場を転々と移動する場合も多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であること等から建設事業者による雇用管理の取組が容易でない実態があること等から、長期にわたり、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ																					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）														
指 標	達成目標	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度			平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度				
委託運用部分における複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）※ 2022（令和4）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）	複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保 ※ 2022（令和4）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保	国内債券		国内債券		国内債券		国内債券		国内債券		予算額（千円）	60,220,562	60,434,715	64,996,587	64,215,393	67,641,111				
		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理										
		0.15%	0.33%	0.18%	0.21%	0.24%	0.35%	0.12%	0.14%	△0.02%	△0.02%										
		国内株式		国内株式		国内株式		国内株式		国内株式											
		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理										
		△1.80%	△7.81%	0.24%	△0.35%	3.11%	9.17%	2.59%	1.54%	0.34%	0.34%										
		外国債券		外国債券		外国債券		外国債券		外国債券											
		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理										
		0.26%	0.02%	0.29%	0.37%	0.89%	△0.02%	0.47%	△0.26%	0.88%	0.88%										
		外国株式		外国株式		外国株式		外国株式		外国株式											
給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理												
△0.56%	△0.54%	△0.26%	△3.41%	△1.23%	1.04%	1.13%	0.29%	△0.43%	△0.43%												
合 計		合 計		合 計		合 計		合 計		決算額（千円）	54,747,072	56,054,080	56,370,103	64,711,096	66,150,615						
給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理												
△0.50%	△0.97%	△0.06%	△0.02%	1.12%	1.21%	1.03%	1.08%	-	-												
外国株式		外国株式		外国株式		外国株式		外国株式													
給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理												
△0.56%	△0.54%	△0.26%	△3.41%	△1.23%	1.04%	1.13%	0.29%	△0.43%	△0.43%												
合 計		合 計		合 計		合 計		合 計													
給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理												
△0.50%	△0.97%	△0.06%	△0.02%	1.12%	1.21%	1.03%	1.08%	-	-												
外国株式		外国株式		外国株式		外国株式		外国株式								経常費用（千円）	75,178,604	84,949,349	80,929,953	79,017,457	75,993,397
給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理												
△0.56%	△0.54%	△0.26%	△3.41%	△1.23%	1.04%	1.13%	0.29%	△0.43%	△0.43%												
合 計		合 計		合 計		合 計		合 計													
給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理												
△0.50%	△0.97%	△0.06%	△0.02%	1.12%	1.21%	1.03%	1.08%	-	-												
外国株式		外国株式		外国株式		外国株式		外国株式		経常利益（千円）	△9,778,415	△21,849,807	19,816,789	△9,180,609	△13,386,599						
給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理												
△0.56%	△0.54%	△0.26%	△3.41%	△1.23%	1.04%	1.13%	0.29%	△0.43%	△0.43%												
合 計		合 計		合 計		合 計		合 計													
給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理												
△0.50%	△0.97%	△0.06%	△0.02%	1.12%	1.21%	1.03%	1.08%	-	-												
外国株式		外国株式		外国株式		外国株式		外国株式								行政コスト（千円）	-	84,950,766	80,931,897	79,019,459	75,993,707
給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理												
△0.56%	△0.54%	△0.26%	△3.41%	△1.23%	1.04%	1.13%	0.29%	△0.43%	△0.43%												
合 計		合 計		合 計		合 計		合 計													
給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理												
△0.50%	△0.97%	△0.06%	△0.02%	1.12%	1.21%	1.03%	1.08%	-	-												

長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施済	実施済	実施済	実施済	実施済		行政サービス実施コスト(千円)	11,123,359	-	-	-	-
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末369,592人	-	-	-	-	令和4年度末7,597人減少(361,995人)		従事人員数	49	52	53	51	49
共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う	毎年度1回以上	1回	1回	1回	1回	1回							
同上【達成度】		【100.0%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】							
中期目標期間中の新規被共済者目標数	545,000人以上	30年度目標数112,000人	元年度目標数110,000人	2年度目標数109,000人	3年度目標数108,000人	4年度目標数106,000人							
新規被共済者数【達成度】		108,728人【97.1%】	113,293人【103.0%】	116,689人【107.1%】	107,403人【99.4%】	102,268人【96.5%】							
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22業務日以内に全数支給	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%							
ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度66万件以上	749,129件	746,189件	1,059,585件	1,474,574件	1,399,490件							
同上【達成度】		【113.5%】	【113.1%】	【160.5%】	【223.4%】	【212.0%】							
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度1回以上	1回	1回	1回	1回	1回							
同上【達成度】		【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
2 建設業退職金共済事業 機構は、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の建設技能労働者の高齢化や人手不足の深刻化といった建設業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び建設業を営む界中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。	2 建設業退職金共済事業	2 建設業退職金共済事業		2 建設業退職金共済事業	<評価と根拠> 評価：B 令和4事業年度における指標については、概ね達成した。 新規被共済者数については、建設業の就労者数が年々減少している厳しい現状もあり、個別事業主への加入勧奨や関係官公庁及び関係事業主団体が開催する会議及び研修会等にて加入勧奨を行ったが、年度目標に対し96.5%にとどまった。 委託運用部分の収益率については、4資産のうち、外国株式は市場平均を下回る水準となったが、国内債券はほぼ市場平均並み、国内株式・外国債券は市場平均を上回った。 外国株式は、長期的な成長の見込まれる銘柄の株価について、急激な金利上昇の影響が強く出たことが主因であり、運用受託機関の運用方針・体制に問題のないことが確認されている。 国内債券については、金利戦略を得意とするファンドが、国内金利が上昇する難しい局面にもかかわらず、ベンチマークを上回る収益率を上げたものの、海外の金融不安が国内にも波及しクレジット戦略を主な収益源とするファンドの収益率がベンチマークに劣後したため、全体では僅かながらベンチマークを下回った。 運用損益は世界的な金利上昇に因る債券価格下落を主因にマイナスとなったが、利益剰余	評価	

						<p>金の水準は財務基盤に不安の無い水準を確保している。</p> <p>運営面では、第4期中期計画中に進めた一連の改革の総仕上げとして、委託運用における全経理合同運用、全経理一本化された新しい「資産運用の基本方針」制定を実現したほか、組織・体制面でも、今後見込まれるサステナビリティ関連活動への期待の強まりを見据えた高度専門人材の確保を行った。併せて、資産運用部の効率性向上を企図し、組織を見直すこととした。</p> <p>これらの成果は、資産運用委員会からも高く評価された。</p> <p>スチュワードシップ活動が発展・深化しており、資産運用委員会からも評価された。日本銀行の政策変更や米国の銀行破綻等資産運用に係る重要事項発生時にも、適時適切に対応。資産運用委員会は5回開催し、資産運用は「適切」との評価を受けた。</p> <p>確実な退職金の支給に向けた取組に関しては、長期未更新者の縮減は、建設業における雇用実態を踏まえると困難度の高い目標であったが、ターゲットを特定した対策として、高齢者を対象とした請求勧奨をするとともに住所情報を把握していない被共済者（約2万4千人）について、事業所（約8千所）への住所情報の提供を依頼した。また、加入者全体を対象として、新聞・TVなどマスメディアを活用した集中的な広報、制度改正・電子申請方式に関する全契約者への通知や説明会を</p>
--	--	--	--	--	--	---

						<p>開催し、更新手続等の要請を行うとともに、長期未更新防止を目的として掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知した。これらの対策を精力的に実施した結果、増加の趨勢にあった長期未更新者数を、令和3事業年度に引き続き、令和4事業年度もさらに2,423人減少させた。これにより、中期目標期間の最終年度の長期未更新者数は、前中期目標期間の終了時の369,592人から361,995人になり、7,597人減少し目標を達成した。</p> <p>サービスの向上に関しては、電子申請方式については、共済契約者からの要望を基に、電子申請サイトの体験版を構築することにより、未利用者においても電子申請システムの操作を試すことができるよう利便性の向上を図った（電子申請方式導入企業 令和3年度末：7,750社、令和4年度末：16,157社、申込率9.3%（共済契約者174,575社））。</p> <p>就労実績報告作成ツールについては、共済契約者からの要望を基に「建設キャリアアップシステム」に蓄積された就業履歴情報等を元請及び一次下請が一括して就労実績報告作成ツールに登録できるよう「元請・一次下請一括作業方式」の機能を追加し、元請・下請間のデータファイルの授受や二次下請以降の作業を軽減し、事務の簡略化・迅速化となる改修を行った（累計ダウンロード件数 令和3年度末：38,509件、令和4年度末：74,915件）。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保するこ</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率を</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率を</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。 	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>○令和4年度の資産運用は、グローバルな物価上昇や、インフレ抑制のため海外主要中央銀行が急ピッチで利上げを実施したこと等から、世界的に金利が上昇し、内外債券相場が下落したことを主因に、委託運用部分の利回りはマイナスとなった。</p> <p>○資産運用の実績は、</p> <table border="0"> <tr> <td>資産残高</td> <td>給付経理</td> <td>1,028,141百万円</td> <td>特別給付経理</td> <td>29,869百万円</td> </tr> <tr> <td>運用収入</td> <td>給付経理</td> <td>△3,587百万円（運用費用控除後）</td> <td>特別給付経理</td> <td>△155百万円（運用費用控除後）</td> </tr> <tr> <td>決算利回り</td> <td>給付経理</td> <td>△0.35%</td> <td>特別給付経理</td> <td>△0.51%である。</td> </tr> </table> <p>○委託運用部分については、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおりである（給付経理、特別給付経理共に令和4年4月1日より合同運用開始のため、委託運用部分の運用実績は同じ）。</p>	資産残高	給付経理	1,028,141百万円	特別給付経理	29,869百万円	運用収入	給付経理	△3,587百万円（運用費用控除後）	特別給付経理	△155百万円（運用費用控除後）	決算利回り	給付経理	△0.35%	特別給付経理	△0.51%である。	<p>このような改良を継続的に行うとともに、共済手帳申込等の手続についてオンライン申請が可能となるシステム改修も実施し、共済契約者の利便性の向上を達成している。</p> <p>結果、令和5年3月の電子申請による掛金納付率は4.3%となり、対前年同期比で2.0%上昇した（令和4年3月実績2.3%）。</p> <p>ホームページについては、制度に関する解説動画や電子申請方式の操作説明会動画を掲載し、さらに「よくある質問」の拡充や各種申請書の 카테고리化を行い、また、公共工事を受注した建設業者向けに事務手続の流れを説明したページを新設しサービスの向上を図った。</p> <p>以上を総合的に勘案してB評価とする。</p> <p>・委託運用部分の収益率について、4資産のうち国内株式・外国債券において市場平均を上回る水準を確保した一方、国内債券においては僅かながら市場平均を下回り、外国株式において市場平均を下回る水準となった。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関による運用状況を適時適切に把握している。具体的には以下のとおりである。 <p>運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、定期的に運用受</p>	
資産残高	給付経理	1,028,141百万円	特別給付経理	29,869百万円																	
運用収入	給付経理	△3,587百万円（運用費用控除後）	特別給付経理	△155百万円（運用費用控除後）																	
決算利回り	給付経理	△0.35%	特別給付経理	△0.51%である。																	

とを目標とすること。

いう。)を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)(※)を確保する。
※ 2022(令和4)年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)とする。

いう。)を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保する。

・ベンチマーク収益率が確保出来ない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じてい

令和4年度末(通期)

令和4年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率
国内債券	△1.67%	△1.65%	△0.02%	99.01%
国内株式	6.15%	5.81%	0.34%	105.79%
外国債券	△9.60%	△10.48%	0.88%	108.40%
外国株式	1.93%	2.36%	△0.43%	81.66%

(参考1)

令和4年度末(通期)(手数料率を考慮した場合)

令和4年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後収益率
国内債券	△1.67%	△1.65%	△0.02%	0.05%	△1.71%
国内株式	6.15%	5.81%	0.34%	0.19%	5.96%
外国債券	△9.60%	△10.48%	0.88%	0.11%	△9.72%
外国株式	1.93%	2.36%	△0.43%	0.17%	1.75%

(参考2) 給付経理

超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<評価>				<A>	
国内債券	0.15%	0.18%	0.24%	0.12%	△0.02%
国内株式	△1.80%	0.24%	3.11%	2.59%	0.34%
外国債券	0.26%	0.29%	0.89%	0.47%	0.88%
外国株式	△0.56%	△0.26%	△1.23%	1.13%	△0.43%
合計	△0.50%	△0.06%	1.12%	1.03%	0.12%

※合計は、包括信託全体の運用実績-複合ベンチマーク収益率

特別給付経理

超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<評価>				<A>	
国内債券	0.33%	0.21%	0.35%	0.14%	△0.02%
国内株式	△7.81%	△0.35%	9.17%	1.54%	0.34%
外国債券	0.02%	0.37%	△0.02%	△0.26%	0.88%
外国株式	△0.54%	△3.41%	1.04%	0.29%	△0.43%
合計	△0.97%	△0.02%	1.21%	1.08%	0.12%

※合計は、包括信託全体の運用実績-複合ベンチマーク収益率

(参考3) 令和4年4月1日改定基本ポートフォリオ

給付経理(期待収益率0.95%、標準偏差1.41%)

	自家運用(簿価)	委託運用(時価)				合計
		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	
	68.5%	16.0%	2.8%	6.9%	5.8%	100.0%
委託運用資産内資産配分	—	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%	100.0%
委託運用資産に対する乖離許容幅	—	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%	—

託機関担当者とミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行った。毎月のパフォーマンスについては、個々のファンドは元より、資産クラス全体としてのスタイル分散が機能しているか、といった観点等からも点検を行っている。

運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。組織体制や人事、経営に関する重大な変化がある場合も速やかな報告を求めている。

令和4年度は、「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。

日本銀行の政策変更や米国の銀行破綻等資産運用に係る重要事項発生時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適時適切な対応が採れるように備えると共に、運用受託機関の評価にも活用している。

運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容についても、年1回の定例報告会等で報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を実施した。

・外国株式における収益率がベンチマークを下回ったのは、長期的な成長が見込まれ長期保有目的で購入されている

<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の</p>	<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の</p>	<p>② 健全な資産運用等</p> <p>イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>i) 資産運用企画会議の開催 資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。</p>	<p>るか。</p>	<p>特別給付経理（期待収益率0.84%、標準偏差1.41%）</p> <table border="1" data-bbox="1059 128 2065 464"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">自家運用 (簿価)</th> <th colspan="4">委託運用（時価）</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>68.5%</td> <td>16.0%</td> <td>2.8%</td> <td>6.9%</td> <td>5.8%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>委託運用資産内 資産配分</td> <td>—</td> <td>50.7%</td> <td>9.0%</td> <td>22.0%</td> <td>18.3%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>委託運用資産 に対する乖離 許容幅</td> <td>—</td> <td>±5.3%</td> <td>±2.4%</td> <td>±2.4%</td> <td>±5.3%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>i) 基本ポートフォリオの検証 ・過年度の「資産運用委員会」審議結果等を踏まえ、令和4年4月から中退共等との合同運用の開始、基本ポートフォリオの見直しを行った。 ・基本ポートフォリオの前提条件に関する認識と対応について令和4年9月に「資産運用委員会」で審議を行った。不確定要素が多い中、現時点での見直しは行わず、事態の帰趨を注視し、必要に応じて機動的な対応を採る体制を整備していくとの方針が、令和4年12月の定例検証の結果も踏まえ、改めて了承された。</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議を受けたほか、基本ポートフォリオの見直しのための前提条件の検証を行った。また、経理ごとに分かれていた「資産運用の基本方針」を廃止し、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」を制定した。 (添付資料① 令和4年度資産運用に関する評価報告書)</p> <p>i) 「資産運用企画会議」の開催 「資産運用企画会議」を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用計画 ・運用資産残高及び評価損益状況 ・有価証券信託の運用状況 ・包括信託の運用結果報告 ・委託金額の変更について ・資産間リバランスについて ・アクティブファンド評価結果 ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の令和3年度決算について 		自家運用 (簿価)	委託運用（時価）				合計	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式		68.5%	16.0%	2.8%	6.9%	5.8%	100.0%	委託運用資産内 資産配分	—	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%	100.0%	委託運用資産 に対する乖離 許容幅	—	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%	—	<p>銘柄の株価について、急激な金利上昇の影響（収益予想値の割引現在価値低下による自動的売却）が強く出たことが主因である。</p> <p>また、世界的な急激な政策転換（金利上昇）は、世界的なコロナ禍と、コロナ禍からの回復局面でのウクライナ問題発生という予測不能な事象が続く中での想定外の事象であり、当機構の運用受託機関における運用方針・体制に問題があった訳ではないことを確認している。</p> <p>国内債券については、海外の金融不安が国内にも波及し、クレジット戦略を主な収益源とするファンドの収益率がベンチマークに劣後する一方、国内金利が上昇する中で金利戦略を主な収益源とするファンドの収益率がベンチマークを凌駕、全体としては概ねベンチマーク並みの収益率が確保された。</p> <p>長期的な成長が見込まれる銘柄を短期的な値動きに動じて手放さないことは長期的投資の観点から適切な対応であり、当該銘柄の株価については中期的には回復が見込まれるが、その動向を注視しつつ、運用受託機関の対応についても引き続き丁寧にフォローし、問題があれば見直しを実施する。</p> <p>また、世界的に資産運用を巡る環境が大きく変化する中、資産運用の効率性低下を避けるため、基本ポートフォリオの見直しの必要性について継続的に検証を行い、必要に応じて機動的に実施する。</p>	
	自家運用 (簿価)	委託運用（時価）					合計																															
		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																	
	68.5%	16.0%	2.8%	6.9%	5.8%	100.0%																																
委託運用資産内 資産配分	—	50.7%	9.0%	22.0%	18.3%	100.0%																																
委託運用資産 に対する乖離 許容幅	—	±5.3%	±2.4%	±2.4%	±5.3%	—																																

<p>資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p> <p>【指標】 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオについて、建退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率（※）を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。 ※ 2022（令和4）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。 【重要度 高】</p> <p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退</p>	<p>資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。 【重要度 高】</p>	<p>ロ 外部の専門家 で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。 また、令和3年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。</p> <p>i) 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和3年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。</p>	<p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p> <p>・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させたか。</p>	<p>・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の令和4年度上半期決算について ・建退共の必要な利回りの中間報告等 ・建退共共済手帳の直近の更新に要する月数について ※「資産運用企画会議合同部会（中建清林）」開催状況 ・現行資産運用の基本方針廃止並びに新たな資産運用の基本方針及び資産運用の業務方針の制定に伴う諸規程の改正について ・令和3年度資産運用状況の機構ホームページ掲載について ・基本ポートフォリオ資産構成比の最適化結果アップデート ・足下の自家運用債券投資の状況の点検 ・シリコンバレー銀行・シグネチャー銀行破綻による影響について 「資産運用の基本方針」の一本化、資産運用部の組織改正により、令和5年度より資産運用企画会議を一本化することとした。</p> <p>ロ 全経理一本化された新しい「資産運用の基本方針」の制定、基本ポートフォリオの検証に必要な資料を「資産運用委員会」に提供し審議を受けた。</p> <p>i) 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和3年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <p>第1回（4/25） ・「資産運用の基本方針」の制定について ・「資産運用の業務方針」の制定について ・令和3年度資産運用に関する評価報告書（案） ・令和3年スチュワードシップ活動状況の概要 ・ウクライナ情勢を受けた対応について ・建退共資産の合同運用資産への移管完了報告</p> <p>第2回（6/6） ・令和3年度資産運用に関する評価報告書（案） ・令和3年4月から令和4年3月の運用実績報告（6経理） ・令和3年度スチュワードシップ活動状況の概要 ・資産運用委員会議事録の確認</p> <p>第3回（9/26） ・基本ポートフォリオの前提条件に関する認識と対応について</p> <p>第4回（12/21） ・基本ポートフォリオの定例検証について</p> <p>第5回（3/28） ・令和4年度スチュワードシップ活動状況の概要（案） ・P R I 署名に向けた検討状況について</p>	<p>令和5年度からは、長期投資家たる機構の資産運用にふさわしい運用評価方法を導入する。運用結果の要因分解・分析を基に各要因・効果について検証を行い、中長期的視点からプロセスに則った適切な対応を行う。</p> <p>こうした対策について、資産運用委員会からも「適切」との評価を得た。</p> <p>・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況や基本ポートフォリオの定例検証結果等を報告し、適切との評価を得た。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。 令和4年度は、「資産運用の基本方針」の改定について審議を行い、経理ごとに分かれていた「資産運用の基本方針」を廃止し、助言を受けながら、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」を制定した。 基本ポートフォリオについては、海外主要国における金融政策の転換と金利の急速な上昇傾向等を眺め、基本ポートフォリオ変更の要件である「重要な前提条件の変化」が生じている可能性がある、との問題意識の下、従来よりも早い段階から基本ポートフォリオ変更に関する審議が行われた。 本邦の金融政策やウクライナ問題等不確実</p>	
--	---	---	---	---	---	--

<p>職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p>		<p>ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和3年度資産運用結果をホームページに公表する。</p> <p>iii) 厚生労働省への情報提供 予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。</p> <p>ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。</p>	<p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握したか。</p>	<p>・資産運用部の組織改正について ・為替取引におけるCLS決済導入について</p> <p>i) - 2. 令和3年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた(4/25、6/6)。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 また、令和4年度の運用に関する評価報告書においても、同様の評価を受けている。</p> <p>ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況をホームページに公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。 ・資産運用委員会議事要旨(令和4年度第1～4回) ・資産運用委員会議事録(平成27年度第1～2回) ・運用実績及び運用資産の構成状況(令和3年度3月末及び令和4年度6月末、9月末、12月末) ・令和3年度資産運用残高及び利回り状況等</p> <p>iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。 ・資産運用企画会議(建退共・清退共・林退共合同部会)の資料(運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等)</p> <p>ハ-1 過年度の「資産運用委員会」審議結果等を踏まえ、令和4年4月から中退共等との合同運用の開始、基本ポートフォリオの見直しを行った。 ハ-2 「資産運用の基本方針」の改定について審議を行い、経理ごとに分かれていた「資産運用の基本方針」を廃止し、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」を制定した。 ハ-3 基本ポートフォリオの重要な前提条件に関する認識と対応について審議を行い、当面は状況を注視していくこととなった。</p>	<p>な要素が多い中で、定常状態の見極めがつくまでは状況を注視しつつ、環境が整えば迅速に基本ポートフォリオ変更に取り組むべく準備を行うとの機構の方針は、適切なものと評価を得た。 なお、財務状況(剰余金と想定損失額のバランス)からみた基本ポートフォリオ変更の要否については、変更が必要な状況にはないものと思料するとのことだった。 令和4年度は、中退共等との合同運用開始、基本ポートフォリオの見直しについて「資産運用委員会」での審議等を踏まえ、助言を受けながら実施した。</p> <p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。 シリコンバレー銀行・シグネチャー銀行破綻時には、臨時に資産運用企画会議を開催し、状況の把握と対応方針の審議・決定を行った後に、資産運用委員会で報告を行った。 また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 ・資産運用企画会議(建退共・清退共・林退共合同部会)の資料(運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等)</p>	
--	--	---	--	---	--	--

<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>過去3年以上手帳の更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組等</p> <p>建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組等</p> <p>建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>また、住所情報を把握していない被共済者について、最終更</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。 	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組等</p> <p>建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。</p> <table border="1" data-bbox="1083 462 2033 598"> <tr> <td>長期未更新者数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・前中期目標期間終了時</td> <td>369,592人</td> </tr> <tr> <td>令和4年度末</td> <td>361,995人(△7,597人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(対前中期目標期間終了時比)</td> </tr> </table> <p>① 長期未更新者数の縮減等のための取組</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。</p> <p>通知件数 102,268人</p> <p>また、長期未更新防止策として掛金納付状況を定期的に被共済者本人へ通知した。</p> <p>通知時期：初めて電子申請により掛金充当されたとき 掛金納付実績1年目(12月)となったとき 掛金納付実績5年目ごと(60月、120月、180月etc)</p> <p>通知件数 184,141人</p> <p>なお、宛先不明により返却されてきた掛金納付状況通知に対しては、当該被共済者の共済手帳更新申請書に記載された住所を確認し、変更している被共済者に再送を行った。</p> <p>再送件数 13,615人</p> <p>ロ 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、共済手帳更新申請書の住所欄情報をデータベース化した。</p> <p>更新件数 648,866件</p> <p>また、住所情報を把握していない被共済者について、最終更新契約者に対し住所情報提供を依頼した。</p> <p>7,569事業所(7/15) 住所判明者 2,407人(内長期未更新者900人)</p>	長期未更新者数		・前中期目標期間終了時	369,592人	令和4年度末	361,995人(△7,597人)		(対前中期目標期間終了時比)	<p>・65件の専門誌、広報誌等に掲載し、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行った。また、加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう83,550件の共済契約者に対して周知を行った。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入時及び共済手帳更新の申請時に、被共済者の住所記載を徹底させ、住所把握に努めた。 <p>(新規加入時 件数 102,268人、更新時 件数 648,866件)</p> <p>また、住所情報を把握していない被共済者(24,462人)について、最終更新契約者(7,569所)に対し住所情報提供を依頼し、2,407人(うち長期未更新者900人)の被共済者の住所が判明した。</p> <p>過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請するなど、引き続き長期未更新者数減少のための対策を実施した。これにより長期未更新者数は361,995人となり、前年度末の364,418人からさらに2,423人減少させた。これにより、中期目標期間の最終年度の長期未更新者数は、前中期目標期間の終了時の369,592人から</p>	
長期未更新者数														
・前中期目標期間終了時	369,592人													
令和4年度末	361,995人(△7,597人)													
	(対前中期目標期間終了時比)													

<p>支払い漏れを防止すること。</p> <p>【指標】 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。 ※過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移 2014（平成26）年度末 366,821人、2015（平成27）年度末 367,180人、2016（平成28）年度末 368,088人、2017（平成29）年12月末 369,299人</p> <p>【難易度 高】 建設業における期間労働者につ</p>	<p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。 70歳に達した者に対しては、掛金納付状況等の通知を行う。</p> <p>ホ ハの要請から2年経過した時点で、共済手帳の更新、業界引退者への退職</p>	<p>新契約者に対し住所情報提供を依頼する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。 70歳に達した者に対しては、掛金納付状況等の通知を行う。 さらに、生年月日未設定の者等に対し、手帳更新時に個別の点検を実施するとともに未設定者については画像情報と照合し情報を補正する。</p> <p>ホ ハの要請（令和2事業年度実施）から2年経過後も共済手帳の更新がなく、</p>	<p>・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。</p> <p>・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。</p> <p>・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。</p>	<p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要請した。</p> <p>長期未更新者調査（平成30年度に手帳更新がされた者のうち、令和3年度末に至るまで手帳更新がされていない者を対象）を実施し、調査対象被共済者19,677人のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した者14,020人（納付実績12月以上）に対し、退職金請求手続の要請等を行った（1/24）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手帳更新した者 3,720人 ・退職金請求した者 2,732人 ・就労中と確認できた者 2,757人 ・住所不明の者 38人 ・動きのない者 10,430人 <p>ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、退職金の請求資格があり、3年以上未更新で75歳に達した者（7,296人）のうち、更新申請書による住所補完等により住所が判明した者（484人）に対する退職金請求手続の要請等を行った（11/18）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手帳更新した者 15人 ・退職金請求した者 117人 ・住所不明の者 6,787人 ・動きのない者 377人 <p>また、退職金の請求資格があり、70歳に達した者のうち、更新申請書による住所補完等により住所が判明した者（10,883人）に対し掛金納付状況等の通知を行った（1/13）。</p> <p>さらに、生年月日未設定の者等に対し、手帳更新時に個別の点検を実施するとともに未設定者については画像情報と照合し情報を補正した。</p> <p>ホ 令和2年度の長期未更新者調査対象者のうち、さらに2年間共済手帳の更新等がされていない者（9,583人）のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した者9,487人（納付実績12月以上）に対し退職金請求手続の要請等を行った（10/7）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手帳更新した者 839人 ・退職金請求した者 873人 	<p>361,995人になり、7,597人減少し目標を達成した。</p> <p>・被共済者の加入時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認した。確認の結果、重複があるときは、これを解消した。 （新規加入者に対する重複チェック） 令和4年度新規加入者 102,268人 うち重複加入者 1,753人 また、被共済者の退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認した。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止した。 （退職者に対する重複チェック） 令和4年度退職者 65,836人 うち追加支給者 299人 支給額 59,073千円</p> <p>・重複加入が疑われる被共済者に対し加入時には重複可能性調査票を送付し、退職時には就労事業所調査書を送付し、注意喚起を実施した。</p> <p>・共済手帳の更新や退職金請求等の手続を促すチラシ等を引き続き配布した。共済手帳の更新に関するチラシにおいては、より一層の注意喚起を促す内容に改訂を行った。また、制度説明会や会議にて使用した資料を支部と連携し、支部のホームページにて公開した。さらに令和4</p>	
--	--	---	--	---	---	--

<p>いては、建設工事全体の中の特定の専門工事に従事するため現場を転々と移動する場合も多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であること等から建設事業者による雇用管理の取組が容易でない実態があること等から、長期にわたり、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。</p>	<p>金の請求等の手続を取るよう要請する。また、二の75歳に達した者に対する要請から5年を経過した時点で、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金の請求等の手続を取るよう要請するためのシステムを開発する。</p> <p>へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止する。</p> <p>ト 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の</p>	<p>住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止する。</p> <p>ト 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職</p>	<p>・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請したか。</p>	<p>・住所不明の者 82人 ・動きのない者 7,789人</p> <p>へ 重複加入が疑われる新規加入者及び退職者に対し調査票を送付し、重複の有無を確認した。</p> <p>・新規加入者に対する重複チェック 令和4年度新規加入者 102,268人 うち重複加入者 1,753人</p> <p>・退職者に対する重複チェック 令和4年度退職者 65,836人 うち追加支給者 299人 支給額 59,073千円</p> <p>ト 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせ等呼びかけた。</p> <p>・広報誌掲載 65件</p> <p>チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請するため、以下の取組を行った。</p>	<p>年4月より加入・履行証明書の新発行基準完全実施に伴い、ホームページを用いて、その周知や制度の履行確保の審査を通じて、適切に共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>・就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請した。また、併せて民間、公共工事を問わず就労日数に応じた共済証紙の貼付または退職金ポイントの充当を要請した。</p>	
--	--	--	---	---	--	--

<p>② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者への手帳更新等の要請、被共済者の就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付の周知及び受払簿の厳格な審査等により、共済証紙の適正な貼付のための取組を促進すること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。 <p>[目標設定等の考え方]</p> <p>一定期間以上、手帳が更新されていない場合、手帳への共済証紙の貼付が適正に行われていない可能性があることから、過去2年間手帳を更新していな</p>	<p>退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>【難易度 高】</p> <p>② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>イ 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続きをしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請する。</p> <p>ロ 毎年度1回以上、専門誌、広報誌等を通じて共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う。</p> <p>ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契</p>	<p>時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p> <p>② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>イ 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続きをしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請する。</p> <p>ロ 専門誌、広報誌等を通じて共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う。</p> <p>ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契</p>	<p>・事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。</p> <p>・広報誌掲載 65件(再掲)</p> <p>・新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った(再掲)。</p> <p>・その他、広く労働者に対し、全国紙・地方紙等の新聞、地上波TV、BS TV、ラジオなどマスメディアを活用した退職金請求に関する広報を実施し、フリーダイヤルにて退職金の有無に関する調査依頼を受け付けた。その結果フリーダイヤルの問い合わせ件数は4,750件であり、うち調査対象件数は3,211件である。退職金請求権利(納付実績12月以上)がある757件(追給を含む)のうち退職金請求受付件数は291件、うち長期未更新対象者は102件、それ以外は189件だった。</p> <p>② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>イ 履行促進要請(点検・措置)</p> <p>過去2年間共済手帳の更新の手続のない共済契約者(15,113事業所)に対し、手帳更新等を要請するとともに履行状況調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行が確認できた契約者 (4,294事業所) ・契約を解除した契約者 (1,725事業所) ・履行の意思があると回答した契約者 (5,847事業所) ・住所不明等 (3,247事業所) <p>再要請(次々年度調査)</p> <p>令和2年度調査において、履行の意思があると回答した共済契約者(7,094事業所)のうち、さらに2年間履行の無い共済契約者(3,961事業所)を対象に調査を実施し、再度、適切な措置をとるよう要請した。また、適正な貼付が行われていない共済契約者に対しては解除手続を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行確認ができた契約者 (1,739事業所) ・契約解除契約者 (2,222事業所) <p>ロ 専門誌、広報誌等に掲載し、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行った。</p> <p>・広報誌掲載 65件(再掲)</p> <p>ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入・履行証明発行枚数 83,550件 <p>共済証紙の適正な貼付を促すため、元請事業所、下請事業所のそれぞれに向けた相互協力のチラシを作成し、支部への来訪や各種手続の際に各支部より配布するとともに、各相談コーナーとも連携し、共済契約者に対し丁寧な説明を行った。</p>			
--	---	---	---	--	--	--

<p>い共済契約者に対して、手帳の更新の要請を行うこととする。 就労日数に応じた共済証紙の確実な貼付のため、共済契約者に対して、毎年度1回以上、周知を図ることを指標として設定することとする。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により中期計画に定める効果的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準及び建設技能労働者の減少傾向を踏まえ、指標</p>	<p>約者に対して周知を徹底する。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により効果的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を配布するととも</p>	<p>約者に対して周知を徹底する。</p> <p>ニ 令和3年度から本格的に導入された電子申請方式についても、同様に退職金ポイントによる適正な掛金納付に向けた取組を行う。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により効果的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支</p>	<p><定量的指標> ・令和4年度における新たに加入する被共済者数の目標を、10万6,000人以上とする。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効果的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。</p>	<p>ニ ホームページに、元請事業所及び下請事業所向けチラシを掲載し、電子申請方式でも適正に掛金納付を行って頂くよう周知徹底を図った。</p> <p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p> <p>建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により効果的かつ効果的に以下の対策を講ずるとともに、外国人労働者向けパンフレット（英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語）を配布し、加入促進対策を講じた。 建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行った。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支部、相談コーナーに備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施した。 ・建退共制度のあらまし (外国語版を含む) 61,297部</p>	<p>・令和4年度の加入目標106,000人に対し、加入実績102,268人(年度目標達成率96.5%)となった。 「労働力調査(基本集計)2022年(令和4年)平均結果」(総務省統計局)によると、建設業の就労者数は479万人、対前年比6万人減少と厳しい現状もあり、個別事業主への加入勧奨や関係官公庁及び関係事業主団体が開催する会議及び研修会等にて加入勧奨を行ったが、年度目標に対し96.5%にとどまった。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・効果的かつ効果的な加入促進対策を講じるため、未加入事業所に対して、経営事項審査データを活用して対象事業所を抽出し、ダイレクトメールによる加入勧奨を実施した。 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。さらに建</p>	
---	---	--	--	--	---	--

<p>を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年度12月末現在）58万465人 ※ 建設技能労働者数の推移（2006（平成18）～2016（平成28）年度の1年平均の技能労働者数の減少率）-1.3%</p>	<p>に、ホームページやマスメディア等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。</p> <p>ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>iii) 工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとと</p>	<p>部に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。</p> <p>また、制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信する。</p> <p>ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>また、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布する。</p> <p>iii) 工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとと</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・建設事業主のみなさま 21,793部 ・労働者用チラシ 22,821部 ・学生用チラシ 51,689部 ・ポスター 51,241部 <p>また、制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信した。</p> <p>YouTubeアクセス件数 66,247件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち制度説明用動画 23,145件 ・うち就労実績報告作成件数 24,400件 ・うち電子申請方式導入関係動画 18,702件 <p>ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報資料の窓口備え付け依頼 3,048箇所 (内 備え付け 210 団体) (3/31) ・広報記事の掲載依頼 1,789団体 (内 記事の掲載 129 箇所) (3/31) ・職業能力開発促進センター等(46箇所) 訓練センター等(17箇所) に対し、退職金共済制度の周知のためパンフレットの窓口設置を依頼した(6/9)。 ・新たな取組としてハローワークと各職業能力関連施設等(663箇所) に一般財団法人建設業振興基金と合同でパンフレットの窓口設置を依頼した(4/20)。 <p>iii) 工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請依頼(8/10) 1,741団体 <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 (相談対応件数: 9,893件) 大手企業への訪問: 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から見合わせた。</p>	<p>退共各都道府県支部協力のもと建退共制度及び電子申請方式に関する説明会を全国規模で開催し、22 都道府県 50 会場(68 回・出席事業所 6,496 所) で説明を行った。</p>	
--	---	---	--	---	---	--

	<p>もに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。</p> <p>ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ず行うよう要請する。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p>	<p>もに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。</p> <p>ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ず行うよう要請する。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。</p>		<p>ii)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を行うよう要請した。 <p>(令和4年度計)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書送付 292社 <ul style="list-style-type: none"> 「建退共制度のあらまし」(外国語版を含む) 15社 2,402部配布 「事業主のみなさま」 11社 1,682部配布 「共済契約者の皆様へ」 8社 448部配布 「電子申請方式関係」 8社 518部配布 「建退共ポスター(B2)」 11社 455部配布 「建退共ポスター(B3)」 11社 411部配布 PDF配布 <ul style="list-style-type: none"> 「事業主のみなさま」 9社 980部配布 「電子申請方式関係」 9社 980部配布 <p>・効率的かつ効果的な加入促進対策を講じるため、未加入事業所に対して、経営事項審査データを活用して対象事業所を抽出し、ダイレクトメールによる加入勧奨を実施した。12,774事業所に加入勧奨文書とパンフレットを送付したうち498事業所の新規契約に繋がった(加入被共済者数 655人)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種手続に来訪された既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を行うよう要請した。 <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。</p> <p>i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行った(4回)。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p>	<p>ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省・国土交通省の支援を得つつ、月間中、次のような活動を行う。</p> <p>i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布</p> <p>ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施</p> <p>iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開</p>		<p>ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した(8回)。</p> <p>iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した(65回)。</p> <p>iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請した(80回)。</p> <p>さらに、各都道府県支部協力のもと建退共制度及び電子申請方式に関する説明会を全国規模で開催し、22都道府県50会場(68回・出席事業所6,496所)で説明を行った。</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省・国土交通省の支援を得つつ、月間中、次のような活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省(8/5)、国土交通省(9/1) <p>i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ポスター 44,831部 制度のあらまし 30,663部 建設事業主のみなさま 4,852部 労働者用チラシ 7,339部 学生用チラシ 703部 偽造証紙注意チラシ 80部 パンフレット等合計 91,676部 <p>ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 83事業所 <p>iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入促進強化月間実施要綱 11,359部配布 厚生労働省あて後援名義使用許可願(6/21) 		
--	---	---	--	---	--	--

	<p>iv) 厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催</p> <p>v) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得つつ、未加入事業所に対する加入勧奨の実施</p> <p>vi) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの備え付け・配布</p> <p>vii) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施</p>	<p>iv) 厚生労働省及び国土交通省出席のもと、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。 開催日10/4（関係団体 57団体中、32団体出席） 依頼事項 ・会員企業への制度説明資料の配布 ・機関紙（誌）への記事広告の掲載</p> <p>v) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得られるよう、制度普及促進協力依頼文書を送付した（6/10）。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、訪問による依頼は見合わせた。</p> <p>vi) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの周知依頼を行い、備え付け・配布を行った。 ・専門工事業団体等 7,339部（再掲）</p> <p>vii) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施 業界専門誌、業界団体専門誌、テレビ放送、ラジオ放送による広報活動を実施した。 ・本部 業界専門紙広告掲載 4回 記事掲載 4回 業界団体専門誌広告掲載 25回 記事掲載 3回 ・支部 テレビ放送 27回 ラジオ放送 148回</p>	<p>・国土交通省あて後援名義使用許可願（7/22） ・関係機関に対し、月間実施についての協力依頼文書を送付（9/1） ・職業訓練校、工業高等学校等への制度周知依頼（9/1）</p>	<p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。</p> <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書等の徴収の要請を行う。</p> <p>建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行うための準備、要請を行った。 ・徴収状況調査依頼（4/12） ・都道府県・市区町村への制度の普及徹底・適正履行確保要請（8/10）1,741箇所</p>		
--	---	--	---	--	--	--

<p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直</p>	<p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び建設業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処</p>	<p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>令和4年度における新たに加入する被共済者数の目標を、10万6,000人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。 	<p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行った。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施した。</p> <p>第1回加入促進対策委員会（7/21）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の加入促進及び履行確保活動について 今後の建退共制度について <p>第2回加入促進対策委員会（9/16）</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入促進強化月間（10月）に向けた活動方針 令和4年度加入促進対策の実施状況 <p>第3回加入促進対策委員会（12/16）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度加入促進強化月間の実施状況について 令和4年度加入促進対策の実施状況について <p>第4回加入促進対策委員会（2/24）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度加入促進対策の実施状況について 「令和5年度加入促進及び履行確保実施要領」（案）について <p>委員からは加入のメリットを明確にする必要がある等、効果的な加入促進に向けての様々な意見をいただいた。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>令和4年度の加入目標106,000人に対し、加入実績102,268人（年度目標達成率96.5%）となった。</p> <p>「労働力調査（基本集計）2022年（令和4年）平均結果」（総務省統計局）によると、建設業の就労者数は479万人、対前年比6万人減少と厳しい現状もあり、個別事業主への加入勧奨や関係官公庁及び関係事業主団体が開催する会議及び研修会等にて加入勧奨を行ったが、年度目標に対し96.5%にとどまった。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>公共工事を受注した共済契約者の事務手続について、イラストなどを用いた資料を作成し、建退共ホームページに掲載した。また、各種申請書のダウンロード様式を項目別にカテゴリー化し、視認性の向上を図った。</p> <p>新規加入者の事務手続の簡素化を図るため、建退共の共済契約申込を行った事業者に対し、契約締結と同時に電子申請方式の受付もを行い、システムを利用するためのIDとパスワードを通知する仕組みを確立した。また、電子申請専用サイトにおいて、利用者との情報共有や建退共からの案内などを閲覧できるような仕組みを構築した。さらに、誰でも電子申請システムの操作を試すことができるように、電子申請専用サイトの体験版を構築した。</p>	<p>・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給した。</p> <p>・令和4年度における建退共ホームページへのアクセス件数は1,399,490件、達成率212.0%であった。</p> <p>（トップページのアクセス数及び検索サイト</p>	
--	---	--	--	---	--	--

<p>しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p>【指標】 ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。 ※ 前中期目標期間（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）30日</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>共済契約者等の利便性を高める観点からホー</p>	<p>理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入</p>	<p>要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p>ハ 就労実績報告作成ツールについて、電子申請方式における利便性向上のための改修を行うとともに、普及を図り、元請・下請間の円滑な就労報告の実現に努める。</p> <p>ニ 共済手帳申込等の手続が電子申請専用サイトを通じ、オンライン申請が可能なることについて、積極的に広報・周知を行う。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等か</p>	<p>委託業者や関係者との打ち合わせについては、引き続きWEB会議を実施し、時間と事務の効率化を図ったほか、タブレット端末を活用し、印刷時間や紙資源の削減に取り組んだ。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給した。</p> <p>ハ 就労実績報告作成ツールについて、共済契約者の意見を反映するため建設キャリアアップシステムとの連携をさらに強化し、元請又は一次下請が建設キャリアアップシステムに登録された現場ごとの就業履歴を一括して取り込むことができる機能を追加した。これにより、二次以降の下請は作業が不要となるため、事務の簡略化・迅速化が期待できる（8/22リリース）。</p> <p>併せて、建設キャリアアップシステムのカードタッチ漏れなどによる就業履歴の不足分を補うため、就労実績報告作成ツールに登録した就労実績情報を建設キャリアアップシステムに登録することができる「一覧データ登録方式（R方式）」もリリースした（令和4年9月末から下請個別作業方式で利用開始。元請/一次一括作業方式は令和5年3月末から利用開始。）。</p> <p>ダウンロード件数 36,406件</p> <p>ニ 都道府県別にオンライン説明会を開催し、電子申請方式による掛金納付の解説を行うとともにオンライン申請についても説明を行った。</p> <p>開催回数 34都道府県（98回・参加事業所5,199所）</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 令和4年度における建退共ホームページへのアクセス件数は1,399,490件、達成率212.0%であった。 （トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニ</p>	<p>にて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している。）</p> <p>なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても926,450件のアクセス件数を獲得している。</p>	
--	---	--	---	--	--

<p>ムページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p> <p>【指標】 ・ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度66万件以上とすること。</p> <p>[目標設定等の考え方] 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：661,819件</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p>	<p>者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度66万件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参加等々の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計</p>	<p>らの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を66万件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参加等々の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計</p>	<p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p> <p><その他の指標>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・加入者の利便性</p>	<p>ユーからのアクセス数を加えた数値を表記している。） なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても926,450件のアクセス件数を獲得している。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話等によりきめ細やかな対応を行い、サービスの向上を図った。 ・相談対応件数：9,893件（再掲）</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参加等々の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。 ・中退共・特退共同参加（11/28、3/27）</p> <p>参加会の委員からの意見・要望を踏まえ、建設キャリアアップシステムとの更なる連携強化及び効率化のため、就労実績報告作成ツールの機能改修を行い、操作性の向上を図った。</p> <p>ロ 建退共事業への加入状況、退職金支払状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・事業月報（毎月）</p>	<p>・加入促進強化月間等における訪問や参加等々の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。その結果、民間工事でも掛金納付を促すように現場標識のデザインの変更を行った。また、電子申請においても事務組合が簡便に利用できるようシステムの改修を行った。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・新規加入者の事務手続</p>	
---	--	--	--	---	---	--

<p>と。</p> <p>【指標】 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 建退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>	<p>る統計を整備するとともに、建退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>資料を整備し、ホームページに掲載するとともに、建退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、令和3年度に実施した実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。</p> <p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。</p>	<p>・事業年報（7月）</p> <p>ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図った。</p> <p>・運営委員会・評議員会（6/30、7/28書面開催、3/14） ・中退共・特退共同参加会（11/28、3/27）（再掲）</p>	<p>の簡素化を図るため、共済契約申込を行った事業者に対し、契約締結と同時に電子申請方式の受付も行き、システムを利用するためのIDとパスワードを通知する仕組みを確立した。</p> <p>機構内の事務処理については、委託業者や関係者とWEB会議を実施し、時間と事務の効率化を図ったほか、タブレット端末を活用し、印刷時間や紙資源の削減に取り組んだ。</p> <p>・建退共ホームページの「よくあるご質問」ページについて、共済契約者等から質問が多い事柄を項目ごとに整理し直し、ユーザーが必要としている項目に誘導し易くなるよう変更した。また、「各種申請書等」ページについて、建退共に係る事務処理ごとに整理し、ユーザーが必要としている様式に誘導し易くなるよう変更した。さらに、公共工事を受注した共済契約者の事務手続について、イラストなどを用いた資料を作成し建退共ホームページに掲載し、情報の充実を図った。その他として、誰でも電子申請方式に触れていただくため、電子申請専用サイト体験版を構築した。</p> <p>・制度説明会や中退共・特退共同参加会並びに運営委員会・評議員会の場を通じて、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討した結果、電子申請システム利用者との情報共有や建退共からの案内などを閲覧</p>	
--	--	---	--	---	---	--

						<p>できるような仕組みを構築し、またホームページを項目ごとにわかりやすく整理するなどの改善を行った。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	I 退職金共済事業 3 清酒製造業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること(厚生労働省 政策体系基本目標IV-施策大目標 3-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度 高】</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>【指標】</p> <p>委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保すること。</p> <p>(理由)</p> <p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
委託運用部分における各資産の複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保 ※2020(令和2)年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)	複合ベンチマーク収益率(複合市場平均収益率)を確保 ※2020(令和2)年度以降は、各資産のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保	国内債券【0.06%】	国内債券【0.10%】	国内債券【0.30%】	国内債券【0.15%】	国内債券【△0.02%】	予算額(千円)	334,852	337,779	342,344	379,376	341,799
		国内株式【△5.70%】	国内株式【1.72%】	国内株式【2.85%】	国内株式【0.36%】	国内株式【0.34%】	決算額(千円)	221,903	212,942	306,374	190,741	191,307
		外国債券【-】	外国債券【-】	外国債券【1.19%】	外国債券【0.21%】	外国債券【0.88%】	経常費用(千円)	244,265	247,184	302,537	191,136	199,543
		外国株式【-】	外国株式【-】	外国株式【5.50%】	外国株式【△3.21%】	外国株式【△0.43%】	経常利益(千円)	198,513	△94,731	5,601	△58,279	△87,004
		合計【△2.60%】	合計【0.82%】	-	-	-	行政コスト(千円)	-	247,206	302,547	191,185	199,546
長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施済	実施済	実施済	実施済	実施済	行政サービス実施コスト(千円)	△180,441	-	-	-	-
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末 3,021人	-	-	-	-	令和4年度末 114人減少(2,907人)	従事人員数	7	9	9	8	8

中期目標期間中の新規被共済者目標数	600人以上	30年度目標数 125人	元年度目標数 120人	2年度目標数 120人	3年度目標数 120人	4年度目標数 115人		
新規被共済者数【達成度】		129人 【103.2%】	117人 【97.5%】	65人 【54.2%】	101人 【84.2%】	78人 【67.8%】		
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22業務日以内に全数支給	100%	100%	100%	100%	100%		
ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度1万6,000件以上	340,477件	333,987件	354,257件	514,358件	510,605件		
同上【達成度】		【2,128.0%】	【2,087.4%】	【2,214.1%】	【3,214.7%】	【3,191.3%】		
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度1回以上	1回	1回	1回	1回	1回		
同上【達成度】		【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】	【100.0%】		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
3 清酒製造業退職金共済事業 機構は、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった清酒製造業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び清酒製造業界を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施	3 清酒製造業退職金共済事業	3 清酒製造業退職金共済事業		3 清酒製造業退職金共済事業	<p><評価と根拠> 評価：B 委託運用部分の収益率について、4資産のうち、外国株式は市場平均を下回る水準となったが、国内債券はほぼ市場平均並み、国内株式・外国債券は市場平均を上回った。 外国株式は、長期的な成長の見込まれる銘柄の株価について、急激な金利上昇の影響が強く出たことが主因であり、運用受託機関の運用方針・体制に問題のないことが確認されている。 国内債券については、金利戦略を得意とするファンドが、国内金利が上昇する難しい局面にもかかわらず、ベンチマークを上回る収益率を上げたものの、海外の金</p>	評価	

<p>するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。</p>									<p>融不安が国内にも波及しクレジット戦略を主な収益源とするファンドの収益率がベンチマークに劣後したため、全体では僅かながらベンチマークを下回った。</p> <p>運用損益は世界的な金利上昇に因る債券価格下落を主因にマイナスとなったが、利益剰余金の水準は財務基盤に不安の無い水準を確保している。</p> <p>運営面では、第4期中期計画中に進めた一連の改革の総仕上げとして、委託運用における全経理合同運用、全経理一本化された新しい「資産運用の基本方針」制定を実現したほか、組織・体制面でも、今後見込まれるサステナビリティ関連活動への期待の強まりを見据えた高度専門人材の確保を行った。併せて、資産運用部の効率性向上を企図し、組織を見直すこととした。</p> <p>これらの成果は、資産運用委員会からも高く評価された。</p> <p>スチュワードシップ活動が発展・深化しており、資産運用委員会からも評価された。日本銀行の政策変更や米国の銀行破綻等資産運用に係る重要事項発生時にも、適時適切に対応。資産運用委員会は5回開催し、資産運用は「適切」との評価を受けた。</p> <p>確実な退職金の支給に向けた取組に関しては、長期未更新者については、令和4年度末において2,907人となり、平成29年度末の3,021人を下回ることができたが、これは、平成30年度からの5年間で、長期未更新者が新たに124人発</p>	
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

						<p>生したが、共済手帳更新や退職金請求を行い長期未更新者でなくなった者が 238 人となったためである。</p> <p>対策としては、まずは被共済者の住所の把握を徹底している。具体的には、新規加入時に把握を徹底するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所記載をもらうことで手帳更新時(機構への旧手帳返却時)の把握も徹底した上で、システムに登録している。また、新規加入時には清退共制度に加入したことを本人に通知している(通知件数 78 件)。</p> <p>その上で、未更新期間 3 年経過時点で被共済者について現況調査を行い、最終手帳更新時の事業所への確認や住民基本台帳ネットワークの活用なども行った上で、住所を把握できた者に対して、共済手帳の更新又は退職金請求を行うよう要請した。また、同調査から 2 年を経過した後にフォローアップ調査を行い、同時に退職金請求等の手続を取るよう要請した(両調査合わせて 34 件)。</p> <p>加入促進対策の効果的実施に関しては、清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所であり、令和 4 年度末において、すでに 93.0%が清退共制度に加入している。令和 4 年度は、酒類等製造免許新規取得事業所 4 所と未加入事業所 179 所に対し加入勧奨案内を発出するほか、既加入の全事業所(休造除く)1,801 所に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に</p>
--	--	--	--	--	--	--

<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分につい</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、各資産のベンチマーク収益</p>	<p><定量的指標></p> <p>・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p><その他の指標>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>○令和4年度の資産運用は、グローバルな物価上昇や、インフレ抑制のため海外主要中央銀行が急ピッチで利上げを実施したこと等から、世界的に金利が上昇し、内外債券相場が下落したことを主因に、委託運用部分の利回りはマイナスとなった。</p> <p>○資産運用の実績は、 資産残高 給付経理 3,541 百万円、特別給付経理 270 百万円、 運用収入 給付経理 △12 百万円、特別給付経理 0 百万円（運用費用控除後）、 決算利回り 給付経理△0.34%である。</p> <p>○委託運用部分については、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおりである。</p> <p>令和4年度末（通期）</p> <table border="1" data-bbox="1041 1654 1757 1864"> <thead> <tr> <th>令和4年度通期</th> <th>時間加重収益率</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>超過収益率</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>△1.67%</td> <td>△1.65%</td> <td>△0.02%</td> <td>99.01%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>6.15%</td> <td>5.81%</td> <td>0.34%</td> <td>105.79%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△9.60%</td> <td>△10.48%</td> <td>0.88%</td> <td>108.40%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>1.93%</td> <td>2.36%</td> <td>△0.43%</td> <td>81.66%</td> </tr> </tbody> </table>	令和4年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率	国内債券	△1.67%	△1.65%	△0.02%	99.01%	国内株式	6.15%	5.81%	0.34%	105.79%	外国債券	△9.60%	△10.48%	0.88%	108.40%	外国株式	1.93%	2.36%	△0.43%	81.66%	<p>加入手続を行うよう文書等により要請するなどきめ細かな対策を講じた。</p> <p>しかし、清酒製造業部門における従業員数のうち、制度の対象である季節従業員数の割合は年々減少傾向であり、加えてコロナ禍により落ち込んだ酒類製造量は令和4年度も対前年度比でさらに減少していることから、加入促進は極めて困難な状況となった。この結果、加入目標数 115 人に対して加入実績は 78 人、達成率は 67.8%にとどまった。</p> <p>以上のとおり、加入目標数は未達成であったが、それ以外の項目はおおむね目標を達成していることから、B評価とする。</p> <p>・委託運用部分の収益率について、4資産のうち国内株式・外国債券において市場平均を上回る水準を確保した一方、国内債券においては僅かながら市場平均を下回り、外国株式において市場平均を下回る水準となった。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・運用受託機関による運用状況を適時適切に把握している。具体的には以下のとおりである。</p> <p>運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行っている他、定期的に運用受託機関担当者とのミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場</p>
令和4年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率																										
国内債券	△1.67%	△1.65%	△0.02%	99.01%																										
国内株式	6.15%	5.81%	0.34%	105.79%																										
外国債券	△9.60%	△10.48%	0.88%	108.40%																										
外国株式	1.93%	2.36%	△0.43%	81.66%																										

<p>② 健全な資産運用等</p> <p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。</p> <p>また、資産運用の健全性を確保するため、資</p>	<p>て、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保する。</p> <p>※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。</p>	<p>率（市場平均収益率）を確保する。</p> <p>i) 基本ポートフォリオの検証 最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、必要があればその見直しを行う。ただし、中退共と合同運用している委託運用部分については、中退共と同一の内容とする。</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。</p> <p>i) 資産運用企画会議の開催 資産運用企画会議を適切に開催</p>	<p>・ベンチマーク収益率が確保出来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。</p>	<p>(参考1) 令和4年度末（通期）（手数料率を考慮した場合）</p> <table border="1" data-bbox="1044 193 2018 388"> <thead> <tr> <th>令和4年度通期</th> <th>時間加重収益率</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>超過収益率</th> <th>手数料率</th> <th>手数料控除後収益率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>△1.67%</td> <td>△1.65%</td> <td>△0.02%</td> <td>0.05%</td> <td>△1.71%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>6.15%</td> <td>5.81%</td> <td>0.34%</td> <td>0.19%</td> <td>5.96%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△9.60%</td> <td>△10.48%</td> <td>0.88%</td> <td>0.11%</td> <td>△9.72%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>1.93%</td> <td>2.36%</td> <td>△0.43%</td> <td>0.17%</td> <td>1.75%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考2)</p> <table border="1" data-bbox="1044 457 2003 735"> <thead> <tr> <th>超過収益率</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><評価></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.06%</td> <td>0.10%</td> <td>0.30%</td> <td>0.15%</td> <td>△0.02%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>△5.70%</td> <td>1.72%</td> <td>2.85%</td> <td>0.36%</td> <td>0.34%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1.19%</td> <td>0.21%</td> <td>0.88%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5.50%</td> <td>△3.21%</td> <td>△0.43%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>△2.60%</td> <td>0.82%</td> <td>1.17%</td> <td>△0.35%</td> <td>0.13%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。</p> <p>i) 基本ポートフォリオの検証 基本ポートフォリオの前提条件に関する認識と対応について「資産運用委員会」で審議を行った。不確定要素が多い中、現時点での見直しは行わず、事態の帰趨を注視し、必要に応じて機動的な対応を採る体制を整備していくとの方針が、定例検証の結果も踏まえ、改めて了承された。</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議を受けたほか、基本ポートフォリオの見直しのための前提条件の検証を行った。</p> <p>また、経理ごとに分かれていた「資産運用の基本方針」を廃止し、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」を制定した。 (添付資料① 令和4年度資産運用に関する評価報告書)</p> <p>i) 「資産運用企画会議」の開催 「資産運用企画会議」を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <p>・運用計画</p>	令和4年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後収益率	国内債券	△1.67%	△1.65%	△0.02%	0.05%	△1.71%	国内株式	6.15%	5.81%	0.34%	0.19%	5.96%	外国債券	△9.60%	△10.48%	0.88%	0.11%	△9.72%	外国株式	1.93%	2.36%	△0.43%	0.17%	1.75%	超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	<評価>						国内債券	0.06%	0.10%	0.30%	0.15%	△0.02%	国内株式	△5.70%	1.72%	2.85%	0.36%	0.34%	外国債券	-	-	1.19%	0.21%	0.88%	外国株式	-	-	5.50%	△3.21%	△0.43%	合計	△2.60%	0.82%	1.17%	△0.35%	0.13%	<p>見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行った。</p> <p>毎月のパフォーマンスについては、個々のファンドは元より、資産クラス全体としてのスタイル分散が機能しているか、といった観点等からも点検を行っている。</p> <p>運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。組織体制や人事、経営に関する重大な変化がある場合も速やかな報告を求めている。</p> <p>令和4年度は、「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。</p> <p>日本銀行の政策変更や米国の銀行破綻等資産運用に係る重要事項発生時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適時適切な対応が採れるように備え、運用受託機関の評価にも活用している。</p> <p>運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容についても、年1回の定例報告会等で報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を実施した。</p> <p>・外国株式における収益率がベンチマークを下回ったのは、近年の市場環境において牽引役を期待されていたグローバル系の外国株式ファンドが、グローバルな物価上昇を抑え込むため</p>
令和4年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後収益率																																																																								
国内債券	△1.67%	△1.65%	△0.02%	0.05%	△1.71%																																																																								
国内株式	6.15%	5.81%	0.34%	0.19%	5.96%																																																																								
外国債券	△9.60%	△10.48%	0.88%	0.11%	△9.72%																																																																								
外国株式	1.93%	2.36%	△0.43%	0.17%	1.75%																																																																								
超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																																								
<評価>																																																																													
国内債券	0.06%	0.10%	0.30%	0.15%	△0.02%																																																																								
国内株式	△5.70%	1.72%	2.85%	0.36%	0.34%																																																																								
外国債券	-	-	1.19%	0.21%	0.88%																																																																								
外国株式	-	-	5.50%	△3.21%	△0.43%																																																																								
合計	△2.60%	0.82%	1.17%	△0.35%	0.13%																																																																								

<p>産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p> <p>【指標】 ・委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）（※）を確保すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオについて、清退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率（※）を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。</p> <p>※ 2020（令和2）年度以降は、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）とする。 【重要度 高】</p>	<p>の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。 【重要度 高】</p>	<p>し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。</p> <p>ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。</p> <p>また、令和3年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。</p> <p>i) 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和3年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・運用資産残高及び評価損益状況 ・包括信託の運用結果報告 ・委託金額の変更について ・資産間のリバランスについて ・現行資産運用の基本方針廃止並びに新たな資産運用の基本方針及び資産運用の業務方針の制定に伴う諸規程の改正について ・資産間のリバランスについて ・アクティブファンド評価結果 ・委託運用にかかる令和3年度総合評価について <p>※「資産運用企画会議合同部会（中建清林）」開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資産運用の基本方針」の制定、「資産運用の業務方針」の制定 ・令和3年度資産運用状況の機構ホームページ掲載について ・「資産運用委員会」の議題項目 ・「資産運用の業務方針」の改正、資産運用に係る諸規程の改正等について ・基本ポートフォリオ資産構成比の最適化結果アップデート ・足下の自家運用債券投資の状況の点検 ・シリコンバレー銀行・シグネチャー銀行破綻による影響について <p>「資産運用の基本方針」を一本化したこと、令和5年度4月に資産運用部の組織改正をすることから、令和5年度より資産運用企画会議を一本化することとした。</p> <p>ロ 全経理一本化された新しい「資産運用の基本方針」の制定、基本ポートフォリオの検証に必要な資料を「資産運用委員会」に提供し審議を受けた。</p> <p>i) - 1. 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和3年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <p>第1回（4/25）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資産運用の基本方針」の制定について ・「資産運用の業務方針」の制定について ・令和3年度資産運用に関する評価報告書（案） ・令和3年スチュワードシップ活動状況の概要 ・ウクライナ情勢を受けた対応について ・建退共資産の合同運用資産への移管完了報告 <p>第2回（6/6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度資産運用に関する評価報告書（案） ・令和3年4月から令和4年3月の運用実績報告（6経理） 	<p>に各国金融当局が想定以上の大幅利上げを余儀なくされたのに加え、年度後半からは景気減速懸念も台頭してきたことで、保有する主要グロース銘柄への選好が大きく低迷したことが主因である。</p> <p>国内債券における収益率が僅かながらベンチマークを下回ったのは、欧米金融当局の金利引締めへの急激な政策転換や、米地銀破綻、クレディ・スイス問題等の金融不安を受けて、債券市場のクレジット環境が大きく悪化した影響から、クレジット戦略を積極的に取り入れているファンドの収益率が、年度後半に大きく悪化したことによるものである。</p> <p>令和4年度のパフォーマンスの不振が特に目立ったファンドについては、大きく価格下落した保有銘柄やセクターの保有理由、今後の方針等について詳細な聴き取りを行い、先方が考える投資判断の総括、及び当方と相互認識の確認を行った。採用時の運用プロセスが維持されている点を確認し、運用委託を継続している。但し当該ファンドの超過収益率の変動幅が採用時に想定していた水準を大きく超えていることから、リスク管理面含め今後もフォローを行う。</p> <p>令和5年度からは、長期投資家たる機構の資産運用にふさわしい運用評価方法を導入する。運用結果の要因分解・分析を基に各要因・効果について検証を行い、中長期的視点からプロセ</p>	
---	---	---	--	--	---	--

<p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p>			<p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p> <p>・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させたか。</p>	<p>・令和3年度スチュワードシップ活動状況の概要 ・資産運用委員会議事録の確認 第3回(9/26) ・基本ポートフォリオの前提条件に関する認識と対応について 第4回(12/21) ・基本ポートフォリオの定例検証について 第5回(3/28) ・令和4年度スチュワードシップ活動状況の概要(案) ・PRI署名に向けた検討状況について ・組織改正について ・為替取引におけるCLS決済導入について</p> <p>i) - 2. 令和3年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた(4/25、6/6)。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 また、令和4年度の運用に関する評価報告書においても、同様の評価を受けている。</p> <p>ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和3年度資産運用結果をホームページに公表する。</p> <p>iii) 厚生労働省への情報提供 予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。</p> <p>ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。</p>	<p>スに則った適切な対応を行う。 こうした対策について、資産運用委員会からも「適切」との評価を得た。</p> <p>・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況等を報告し、適切との評価を得た。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。 令和4年度は、「資産運用の基本方針」の改定について審議を行い、経理ごとに分かれていた「資産運用の基本方針」を廃止し、助言を受けながら、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」を制定した。 基本ポートフォリオについては、海外主要国における金融政策の転換と金利の急速な上昇傾向等を眺め、基本ポートフォリオ変更の要件である「重要な前提条件の変化」が生じている可能性がある、との問題意識の下、従来よりも早い段階から基本ポートフォリオ変更に関する審議が行われた。 本邦の金融政策やウクライナ問題等不確実な要素が多い中で、定常状態の見極めがつくまでは状況を注視しつつ、環境が整えば迅速に基本ポートフォリオ変更に取り組むべく準備を行うとの機構の方針は、</p>	
--	--	--	---	--	---	--

<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p>	<p><定量的指標> なし</p>	<p>(2) 確実な退職金の支給に向けた取組</p>	<p>適切なものと評価を得た。 なお、財務状況（剰余金と想定損失額のバランス）からみた基本ポートフォリオ変更の要否については、変更が必要な状況にはないものと思料するとのことだった。</p>
<p>長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続</p>	<p>清退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p>	<p>清退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p>	<p><その他の指標> なし</p>	<p>清退共事業における長期末更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。</p>	<p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。 シリコンバレー銀行・シグネチャー銀行破綻時には、臨時に資産運用企画会議を開催し、状況の把握と対応方針の審議・決定を行った後に、資産運用委員会で報告を行った。 また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。 ・資産運用企画会議（建退共・清退共・林退共合同部会）の資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等）</p>
			<p><評価の視点></p>	<p>前中期目標期間終了時 3,021人 令和5年3月末現在 2,907人（△114人）</p>	<p><評価の視点に対する措置> ・長期末更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期末更新者に対する現況調査により、共</p>

<p>をとるよう要請すること。</p> <p>被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。</p> <p>加えて、2017（平成29）年度に実施した被共済者の実態調査の結果を踏まえ、長期未更新者数縮減のための取組を検討するとともに、効果的な周知広報を行うこと。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。 <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。</p> <p>※過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金</p>	<p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取らない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 2017（平成29）年度に実施した、3年以上共済手帳の更新手続を行っていない被共済者の実態調査に関する結果を踏まえ、現況が判明し</p>	<p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取らない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。</p>	<p>とともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。</p> <p>・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止したか。</p>	<p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底した。</p> <p>通知件数 78件</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録した。</p> <p>更新件数 842件</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/27）。</p> <p>（調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査件数 20件（13所） ・手帳更新者数 0件 ・退職金請求者数 5件 <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/26）。</p> <p>（調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査件数 14件（12所） ・手帳更新者数 0件 ・退職金請求者数 1件 <p>ニ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し支部職員ならびに本部職員による電話調査により注意喚起を行った。</p> <p>（退職時重複チェック）</p> <p>退職者 136人 うち重複解消者 2人 金額 2,563,650円</p>	<p>済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋げた。</p> <p>（令和4年度住所登録者数：新規加入時 件数78人 更新時 件数842人）</p> <p>・被共済者の重複加入の確認を徹底し、共済契約者や被共済者に注意喚起した上で、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、令和4年度の重複加入による退職金の追加支給は</p>
--	--	---	--	--	--

<p>納付月数 24 月以上の被共済者推移</p> <p>2014（平成 26）年度末 3,187 人、2015（平成 27）年度末 3,202 人、2016（平成 28）年度末 3,199 人、2017（平成 29）年 12 月末 3,009 人</p>	<p>た被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施する。</p> <p>ホ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。</p>	<p>ホ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p>	<p>・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。</p>	<p>ホ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター配付（1,034 枚） ・全国酒類製造名鑑（2023 年版） ・日杜連情報（令和 5 年 1 月 15 日号） ・能登杜氏組合員名簿（令和 4 酒造年度） ・醸界タイムス（令和 5 年 3 月 3 日号） 	<p>ホ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター配付（1,034 枚） ・全国酒類製造名鑑（2023 年版） ・日杜連情報（令和 5 年 1 月 15 日号） ・能登杜氏組合員名簿（令和 4 酒造年度） ・醸界タイムス（令和 5 年 3 月 3 日号） 	<p>なかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被共済者の重複件数が少数であることから、重複加入が疑われる被共済者に対し支部職員及び本部職員による重複加入に係る電話調査を行い、注意喚起を実施した。その結果、令和 4 年度は 2 人について重複を解消し、退職金請求時の支給漏れを防止した。 （退職者 136 人 うち重複解消者 2 人 金額 2,563,650 円） 	
	<p>へ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>ト ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>チ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p>	<p>へ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>ト マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p>	<p>・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。</p>	<p>へ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>ト 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国酒類製造名鑑（2023 年版） ・日杜連情報（令和 5 年 1 月 15 日号） ・能登杜氏組合員名簿（令和 4 酒造年度） ・醸界タイムス（令和 5 年 3 月 3 日号） 	<p>へ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>ト 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国酒類製造名鑑（2023 年版） ・日杜連情報（令和 5 年 1 月 15 日号） ・能登杜氏組合員名簿（令和 4 酒造年度） ・醸界タイムス（令和 5 年 3 月 3 日号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 	
<p>（3）加入促進対策の効果的実施</p>	<p>（3）加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p>	<p>（3）加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度における新たに加入する被共済者数の目標を、 	<p>（3）加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p>	<p>（3）加入促進対策の効果的実施</p> <p>① 加入促進対策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度の加入目標 115 人に対し、加入実績 78 人（年度目標達成率 67.8%）となった。 	

<p>清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>【指標】 ・中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）655人 ※ 実績値 2013（平成25）年度：142人、 2014（平成26）年度：137人、 2015（平成27）年度：134人、 2016（平成28）年度：131人</p>	<p>清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。</p> <p>また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。</p> <p>ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請す</p>	<p>清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。</p> <p>また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。</p> <p>ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請す</p>	<p>115人以上とすること。</p> <p><その他の指標> >なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。</p>	<p>清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を講じた。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 ・10月の加入促進強化月間を通じて協力を要請した。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を依頼した。 ・相談員連絡会議開催（5/27）</p> <p>ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請した（9/28 1,801所）。 未加入事業主である酒類等製造免許新規取得事業所（「清酒」区分）に対して制度への加入勧奨を実施した（4事業所）。 加えて、全国酒類製造名鑑2022年版より抽出した未加入事業所（「単式蒸留焼酎」「みりん」区分）に対して制度の加入勧奨を実施したが、初めて、日本酒造組合中央会の協力のもと、同中央会との連名により行った（全国酒類製造名鑑より抽出 179事業</p>	<p><評価の視点に対する措置></p> <p>・清退共の対象事業所は酒類等製造免許事業所である。令和3年度末において、免許事業所1,937所（令和3年度国税庁統計年報・酒類等製造免許場数のうち清酒・単式蒸留焼酎・みりんの事業所数）のうち1,801所（令和3年度末93.0%）がすでに清退共制度に加入している。 令和4年度は、新規免許取得事業所（「清酒」区分）の4事業所に対して制度への加入勧奨を実施、また既に加入している全事業所（休造除く）に対しては、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は必ず加入手続を行うよう文書等により要請した。 併せて、全国酒類製造名鑑2022年版より抽出した未加入事業所（「単式蒸留焼酎」「みりん」区分）に対して制度の加入勧奨を実施したが、初めて、日本酒造組合中央会の協力のもと、同中央会との連名により行った。 なお、加入促進強化月間の実施に当たっては、NHKに対し制度の普及促進に係る放送（映）の依頼を各事業本部間相互に連携して実施した。 しかし、清酒製造業部門における従業員数のうち、制度の対象である</p>	
---	---	---	--	---	---	--

	<p>る。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>毎年度、加入促進強化月間を設定し、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>最近における加</p>	<p>る。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>令和4年度にお</p>		<p>所)。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。</p> <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び国税庁、関係団体の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。</p> <p>○関係団体等による広報記事掲載 3件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・醸界タイムス社 「醸界タイムス」(9月30日掲載) ・日本酒造組合中央会 「酒造情報」9月号 「会員専用ホームページ」 <p>○NHKへの放送(映)依頼(54支局)</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>運営委員会・評議員会及び参与会等の場を活用し、被共済者の動向や清退共資産の運用状況等について情報提供した。令和3年度の参与会において、加入促進に係る周知についての意見があったため、令和4年度に予定運用利回りが2.3%・中退共制度等からの通算も可能といった清退共制度の特徴をアピールしたリーフレットを作成した。その旨を3月の参与会で同リーフレットのデザインとともに報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会、評議員会(6/30 書面開催、8/8 書面開催、3/8) ・中退共・特退共合同参与会(11/28、3/27) <p>③ 加入目標数</p> <p>令和4年度の加入目標115人に対し、加入実績78人(年度目標達成率67.8%)とな</p>	<p>季節従業員数の割合は年々減少傾向であり、加えてコロナ禍により落ち込んだ酒類製造量は令和4年度も対前年度比でさらに減少していることから、加入促進は極めて困難な状況となり、加入目標数の達成率は67.8%にとどまった。</p> <p><業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>加入促進対策について、状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。</p> <p><令和3年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <p>前述の通り、加入促進対策について、状況に応じた効果的な加入勧奨の取組を行った。</p>	
--	---	---	--	---	---	--

<p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。</p>	<p>入状況、財務内容及び清酒製造業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を600人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p>	<p>ける新たに加入する被共済者数の目標を、115人以上とする。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給すること。 	<p>った。</p> <p>令和4年度の酒類等製造免許新規取得事業所と未加入事業所に対し加入勧奨案内を发出するほか、既加入の全事業所(休造除く)に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入手続を行うよう文書等により要請するなどきめ細かな対策を講じた。しかし、清酒製造業部門における従業員数のうち、制度の対象である季節従業員数の割合は年々減少傾向であり、加えてコロナ禍により落ち込んだ酒類製造量は令和4年度も対前年度比でさらに減少していることから、加入促進は極めて困難な状況となった。</p> <p>この結果、加入目標数115人に対して加入実績は78人、達成率は67.8%にとどまった。</p> <p>(4) サービスの向上</p> <p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請書様式を直接入力できるよう申請書様式の修正を実施した。</p> <p>【対象の申請書様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済契約申込書 ・共済手帳申込書 <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・退職金請求について、受付日から22業務日以内に、退職金を全数支給した。 	
---	--	--	---	---	--	--

<p>※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2017（平成29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）30日</p>						
<p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p>	<p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p>	<p>② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等</p>	<p>・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。</p>	<p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p>	<p>・令和4年度における清退共ホームページへのアクセス件数は510,605件、達成率3,191.3%であった（トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している）。</p> <p>なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても37,565件のアクセス件数を獲得している。</p>	
<p>共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p> <p>【指標】</p> <p>・ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度1万6,000件以上とすること。</p>	<p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度1万6千件以上とする。</p>	<p>イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を年1万6千件以上とする。</p>		<p>イ 令和4年度における清退共ホームページへのアクセス件数は510,605件、達成率3,191.3%であった（トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している）。</p> <p>なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても37,565件のアクセス件数を獲得している。</p>	<p>なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても37,565件のアクセス件数を獲得している。</p>	
<p>【目標設定等の考え方】</p>	<p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p>	<p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p>		<p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p> <p>また、加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請書様式を直接入力できるよう申請書様式の修正を実施した。</p>		
<p>※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：16,319件</p>				<p>【対象の申請書様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済契約申込書 ・共済手帳申込書 		

<p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p>【指標】 ・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 清退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理、分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>	<p>③積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>③積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。</p> <p>ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p> <p><その他の指標>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。</p>	<p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。令和3年度の参与会において、加入促進に係る周知についての意見があったため、令和4年度に予定運用利回りが2.3%・中退共制度等からの通算も可能といった清退共制度の特徴をアピールしたリーフレットを作成した。その旨を3月の参与会で同リーフレットのデザインとともに報告した。</p> <p>・中退共・特退共同参与会（11/28、3/27）</p> <p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整理した。</p> <p>・事業季報162号（令和4年1・2・3月） ・事業季報163号（令和4年4・5・6月） ・事業季報164号（令和4年7・8・9月） ・事業季報165号（令和4年10・11・12月）</p> <p>ハ 運営委員会・評議員会の場等を活用して、各種統計等の情報を提供した。清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。</p> <p>・運営委員会、評議員会（6/30 書面開催、8/8 書面開催、3/8）</p>	<p>・運営委員会及び評議員会で各種統計等の情報を提供したが、清退共事業の運営に対する特段の意見・要望は出されなかった。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請書様式を直接入力できるように申請書様式の修正を実施した。</p> <p>【対象の申請書様式】 ・共済契約申込書 ・共済手帳申込書</p> <p>・加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p> <p>また、加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページ</p>	
--	---	---	--	--	---	--

			<p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ったか。</p>		<p>のダウンロード申請書様式を直接入力できるよう申請書様式の修正を実施した。</p> <p>【対象の申請書様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済契約申込書 ・共済手帳申込書 <p>・運営委員会・評議員会の場を活用し、被共済者の動向や清退共資産の運用状況等について情報提供した。この結果、清退共の業務運営に対する特段の意見・要望等はなかった。</p> <p>・運営委員会、評議員会 (6/30 書面開催、8/8 書面開催、3/8)</p>
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	I 退職金共済事業 4 林業退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標IV-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度 高、難易度 高】</p> <p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>② 健全な資産運用等</p> <p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>【指標】</p> <p>・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>・見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。（財政検証の翌年度以降）</p> <p>（理由）</p> <p>共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから重要度を高とする。</p> <p>また、累積欠損金解消計画の見直しについては、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組も含め慎重な調整を要するものであるため、難易度を高とする</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
委託運用部分における各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）	各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保	国内債券 【0.08%】	国内債券 【0.12%】	国内債券 【0.30%】	国内債券 【0.15%】	国内債券 【△0.02%】	予算額（千円）	2,347,093	1,725,715	1,690,600	1,931,554	1,795,265	
		国内株式 【△0.43%】	国内株式 【△0.29%】	国内株式 【2.85%】	国内株式 【0.36%】	国内株式 【0.34%】		決算額（千円）	1,575,664	1,600,703	1,676,087	1,621,751	1,517,502
		外国債券 【△0.17%】	外国債券 【△0.97%】	外国債券 【1.19%】	外国債券 【0.21%】	外国債券 【0.88%】		経常費用（千円）	1,788,059	1,774,388	1,794,099	1,847,420	1,727,812
		外国株式 【△0.13%】	外国株式 【0.78%】	外国株式 【5.50%】	外国株式 【△3.21%】	外国株式 【△0.43%】		経常利益（千円）	△41,207	△89,539	521,111	△120,240	△181,818
見直し後の累積欠損金解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させる。（財政検証の翌年度以降）	—	—	—	計画策定を速やかに実施。2年度は新計画に基づき累積欠損金を解消	新計画に基づき累積欠損金を解消	新計画に基づき累積欠損金を解消	行政コスト（千円）	-	1,774,410	1,794,124	1,847,483	1,727,817	
							行政サービス実施コスト（千円）	132,706	-	-	-	-	
							従事人員数	9	9	9	8	8	

長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請	実施済	実施済	実施済	実施済	実施済		
中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させる	平成29年度末 2,259人	—	—	—	—	—	令和4年度末 149人減少 (2,110人)	
共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う	毎年度1回以上	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	
中期目標期間中の新規被共済者目標数	9,500人以上	30年度目標数 1,900人	元年度目標数 1,900人	2年度目標数 1,900人	3年度目標数 1,900人	4年度目標数 1,900人		
新規被共済者数【達成度】		1,735人 【91.3%】	1,548人 【81.5%】	1,545人 【81.3%】	1,668人 【87.8%】	1,593人 【83.8%】		
目標の処理期間内における退職金支給実施	受付日から22 業務日以内に 全数支給	100%	100%	100%	100%	100%		
ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数	毎年度3万 2,000件以上	357,679件	355,342件	389,729件	536,287件	537,272件		
同上【達成度】		【1,117.8%】	【1,110.4%】	【1,217.9%】	【1,675.9%】	【1,679.0%】		
加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施	毎年度1回以上	1回	1回	1回	1回	1回		
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
4 林業退職金共済事業 機構は、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった林業業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び林業を営む中小企業業界の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。	4 林業退職金共済事業	4 林業退職金共済事業		4 林業退職金共済事業	<評価と根拠> 評価： B 委託運用部分の収益率について、4資産のうち、外国株式は市場平均を下回る水準となったが、国内債券はほぼ市場平均並み、国内株式・外国債券は市場平均を上回った。 外国株式は、長期的な成長の見込まれる銘柄の株価について、急激な金利上昇の影響が強く出たことが主因であり、運用受託機関の運用方針・体制に問題のないことが確認されている。 国内債券については、金利戦略を得意とするファンドが、国内金利が上昇する難しい局面にもかかわらず、ベンチマークを上回る収益率を上げたものの、海外の金融不安が国内にも波及しクレジット戦略を主な収益源とするファンドの収益率がベンチマークに劣後したため、全体では僅かながらベンチマークを下回った。 運用損益は世界的な金利上昇に因る債券価格下落を主因にマイナスとなったが、利益剰余金の水準は財務基盤に不安の無い水準を確保している。 運営面では、第4期中期計画中に進めた一連の改革の総仕上げとして、委託運用における全経理合同運用、全経理一本化された新しい「資産運用の基本方針」制定を実現したほか、組織・体制面でも、今後見込まれるサステナビリティ関	評価	

						<p>連活動への期待の強まりを見据えた高度専門人材の確保を行った。併せて、資産運用部の効率性向上を企図し、組織を見直すこととした。</p> <p>これらの成果は、資産運用委員会からも高く評価された。</p> <p>スチュワードシップ活動が発展・深化しており、資産運用委員会からも評価された。日本銀行の政策変更や米国の銀行破綻等資産運用に係る重要事項発生時にも、適時適切に対応。資産運用委員会は5回開催し、資産運用は「適切」との評価を受けた。</p> <p>また、累積欠損金については、令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和4年度末における累積欠損金は、△486百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△723百万円を上回った。なお、令和4年度は当期損失が180百万円となったため、累積欠損金額が前年度△306百万円より拡大したが、これは運用環境の悪化等により委託運用部分の収益が伸び悩んだためであり、一方、運用環境のよかった令和2年度の同収益は大きく伸びていたため、令和4年度末はトータルとして累積剰余金目安額を上回る結果となっている。</p> <p>なお、令和4年度末は累積剰余金目安額を上回る結果となったが、累積損失を抱える財務状態としては過大なリスクを抱えた基本ポートフォリオで運用を行う</p>
--	--	--	--	--	--	--

						<p>中、毎年のパフォーマンスは振れが大きくなっており、累積損失額が再び大きく膨らむリスクを内包している。このようなリスクを抱える中、以下の「加入促進対策の効果的実施」に記載したとおり、加入促進も非常に厳しい状況にあることから、改めて制度のあり方の検討が必要と考えられる。</p> <p>確実な退職金の支給に向けた取組に関しては、長期未更新者については、令和4年度末において2,110人と平成29年度末の2,259人を下回ることができたが、これは、平成30年度からの5年間で、長期未更新者が新たに755人発生したものの、共済手帳更新や退職金請求を行い長期未更新者でなくなった者が904人となったためである。</p> <p>対策としては、まずは被共済者の住所の把握を徹底している。具体的には、新規加入時に把握を徹底するとともに、共済手帳の住所欄に被共済者の住所記載をもらうことで手帳更新時(機構への旧手帳返却時)の把握も徹底した上で、システムに登録している。また、新規加入時には林退共制度に加入したことを本人に通知している(通知件数1,593件)。</p> <p>その上で、未更新期間3年経過時点で被共済者について現況調査を行い、最終手帳更新時の事業所への確認や住民基本台帳ネットワークの活用なども行った上で、住所を把握できた者に対して、共済手帳の更新又は退職金請求を行</p>
--	--	--	--	--	--	--

						<p>うよう要請した。また、同調査から2年を経過した後にフォローアップ調査を行い、同時に退職金請求等の手続を取るよう要請した(両調査合わせて173件)。</p> <p>加入促進対策の効果的実施に関しては、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を発出するとともに、すべての既加入事業所に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を発出した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請するとともに、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体に加入勧奨を実施した。</p> <p>令和4年度は、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センターが実施する「水源林整備事務所における会議」での、パンフレット配付を順次実施した。</p> <p>このように、関係官庁等の協力を得て、効率的かつ効果的な対策を講じたが、林業従事者数は、平成2年度に10.0万人であったところ、平成27年度には4.5万人まで減少した上に、令和2年度は4.4万人まで減少しており、また、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者(年間就業日数の少ない労働者)の割合も減少してい</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額、業務経費及び累積欠損金の計画的な解消を図るための費用の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。</p> <p>ただし、今後行われる予定の財政検証（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。）までの間は、上記によらず、被共済者の実態調査を行い、資産運用における中</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額、業務経費及び累積欠損金の計画的な解消を図るための費用の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保すること。委託運用部分について、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。</p> <p>ただし、今後行われる予定の財政検証（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。）までの間は</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額、業務経費及び累積欠損金の計画的な解消を図るための費用の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保すること。委託運用部分については、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。</p>	<p><定量的指標></p> <p>・委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。</p> <p>・見直し後の累積欠損金解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。</p> <p><その他の指標>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・運用受託機関による運用状況を適時適切に点検しているか。</p>	<p>(1) 資産の運用</p> <p>① 資産運用の目標</p> <p>○令和4年度の資産運用は、グローバルな物価上昇や、インフレ抑制のため海外主要中央銀行が急ピッチで利上げを実施したこと等から、世界的に金利が上昇し、内外債券相場が下落したことを主因に、委託運用部分の利回りはマイナスとなった。</p> <p>○資産運用の実績は、 資産残高 15,738百万円、 運用収入 △104百万円（運用費用控除後） 決算利回り △0.66%である。</p> <p>○委託運用部分について、各資産収益率のベンチマーク対比は、以下のとおりである。</p> <p>令和4年度末（通期）</p> <table border="1" data-bbox="1041 1142 1757 1352"> <thead> <tr> <th>令和4年度通期</th> <th>時間加重収益率</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>超過収益率</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>△1.67%</td> <td>△1.65%</td> <td>△0.02%</td> <td>99.01%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>6.15%</td> <td>5.81%</td> <td>0.34%</td> <td>105.79%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△9.60%</td> <td>△10.48%</td> <td>0.88%</td> <td>108.40%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>1.93%</td> <td>2.36%</td> <td>△0.43%</td> <td>81.66%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考1) 令和4年度末（通期）（手数料率を考慮した場合）</p> <table border="1" data-bbox="1041 1453 2050 1675"> <thead> <tr> <th>令和4年度通期</th> <th>時間加重収益率</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>超過収益率</th> <th>手数料率</th> <th>手数料控除後収益率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>△1.67%</td> <td>△1.65%</td> <td>△0.02%</td> <td>0.05%</td> <td>△1.71%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>6.15%</td> <td>5.81%</td> <td>0.34%</td> <td>0.19%</td> <td>5.96%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△9.60%</td> <td>△10.48%</td> <td>0.88%</td> <td>0.11%</td> <td>△9.72%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>1.93%</td> <td>2.36%</td> <td>△0.43%</td> <td>0.17%</td> <td>1.75%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考2)</p> <table border="1" data-bbox="1041 1745 2068 1913"> <thead> <tr> <th>超過収益率</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><評価></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>0.08%</td> <td>0.12%</td> <td>0.30%</td> <td>0.15%</td> <td>△0.02%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>△0.43%</td> <td>△0.29%</td> <td>2.85%</td> <td>0.36%</td> <td>0.34%</td> </tr> </tbody> </table>	令和4年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率	国内債券	△1.67%	△1.65%	△0.02%	99.01%	国内株式	6.15%	5.81%	0.34%	105.79%	外国債券	△9.60%	△10.48%	0.88%	108.40%	外国株式	1.93%	2.36%	△0.43%	81.66%	令和4年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後収益率	国内債券	△1.67%	△1.65%	△0.02%	0.05%	△1.71%	国内株式	6.15%	5.81%	0.34%	0.19%	5.96%	外国債券	△9.60%	△10.48%	0.88%	0.11%	△9.72%	外国株式	1.93%	2.36%	△0.43%	0.17%	1.75%	超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	<評価>						国内債券	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	△0.02%	国内株式	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	0.34%	<p>るという厳しい状況にある中、加入促進は非常に困難な状況であり、加入実績は目標1,900人に対し1,593人、達成率83.8%に留まった。</p> <p>以上のとおり、加入目標数は未達成であったが、それ以外の項目はおおむね目標を達成していることから、B評価とする。</p> <p>・委託運用部分の収益率について、4資産のうち国内株式・外国債券において市場平均を上回る水準を確保した一方、国内債券においては僅かながら市場平均を下回り、外国株式において市場平均を下回る水準となった。</p> <p>・令和4年度末における累積欠損金は、△486百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△723百万円を上回った。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・運用受託機関による運用状況を適時適切に把握している。具体的には以下のとおりである。</p> <p>運用受託機関の運用状況については毎月報告を受け点検を行ったほか、定期的に運用受託機関担当者とのミーティングを行い、運用状況のみならず今後の市場見通しに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行った。</p>
令和4年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	達成率																																																																																
国内債券	△1.67%	△1.65%	△0.02%	99.01%																																																																																
国内株式	6.15%	5.81%	0.34%	105.79%																																																																																
外国債券	△9.60%	△10.48%	0.88%	108.40%																																																																																
外国株式	1.93%	2.36%	△0.43%	81.66%																																																																																
令和4年度通期	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	手数料率	手数料控除後収益率																																																																															
国内債券	△1.67%	△1.65%	△0.02%	0.05%	△1.71%																																																																															
国内株式	6.15%	5.81%	0.34%	0.19%	5.96%																																																																															
外国債券	△9.60%	△10.48%	0.88%	0.11%	△9.72%																																																																															
外国株式	1.93%	2.36%	△0.43%	0.17%	1.75%																																																																															
超過収益率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																																															
<評価>																																																																																				
国内債券	0.08%	0.12%	0.30%	0.15%	△0.02%																																																																															
国内株式	△0.43%	△0.29%	2.85%	0.36%	0.34%																																																																															

<p>退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、2018（平成30）年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行うこと。</p>	<p>上記によらず、被共済者の実態調査を2018（平成30）年度に行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、同年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>i) 基本ポートフォリオの検証 最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、必要があればその見直しを行う。ただし、中退共と合同運用している委託運用部分については、中退共と同一の内容とする。</p>	<p>・ベンチマーク収益率が確保出来ていない場合、原因を分析し、必要な対応策を講じているか。</p>	<table border="1"> <tr> <td>外国債券</td> <td>△0.17%</td> <td>△0.97%</td> <td>1.19%</td> <td>0.21%</td> <td>0.88%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>△0.13%</td> <td>0.78%</td> <td>5.50%</td> <td>△3.21%</td> <td>△0.43%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>△0.08%</td> <td>△0.16%</td> <td>1.17%</td> <td>△0.35%</td> <td>0.13%</td> </tr> </table>	外国債券	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	0.88%	外国株式	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	△0.43%	合計	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	0.13%	<p>※合計は各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。</p>	<p>毎月のパフォーマンスについては、個々のファンドは元より、資産クラス全体としてのスタイル分散が機能しているか、といった観点等からも点検を行っている。 運用受託機関には「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うことを義務付けている。組織体制や人事、経営に関する重大な変化がある場合も速やかな報告を求めている。 令和4年度は、「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。</p>	<p>日本銀行の政策変更や米国の銀行破綻等資産運用に係る重要事項発生時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適時適切な対応が採れるように備えると共に、運用受託機関の評価にも活用している。 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容についても、年1回の定例報告会等で報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を実施した。</p> <p>・外国株式における収益率がベンチマークを下回ったのは、近年の市場環境において牽引役を期待されていたグロース系の外国株式ファンドが、グローバルな物価上昇を抑え込むために各国金融当局が想定以上の大幅利上げを余儀なくされたのに加え、</p>
外国債券	△0.17%	△0.97%	1.19%	0.21%	0.88%																				
外国株式	△0.13%	0.78%	5.50%	△3.21%	△0.43%																				
合計	△0.08%	△0.16%	1.17%	△0.35%	0.13%																				
<p>② 健全な資産運用等</p>	<p>② 健全な資産運用等</p>	<p>② 健全な資産運用等</p>	<p>② 健全な資産運用等</p>	<p>② 健全な資産運用等</p>	<p>② 健全な資産運用等</p>	<p>② 健全な資産運用等</p>	<p>② 健全な資産運用等</p>																		
<p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。 また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財</p>	<p>資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。 また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握する。</p>	<p>イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。 i) 資産運用企画会議の開催 資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。</p>	<p>イ 「資産運用委員会」に四半期の業務上の余裕金の運用状況を報告し、審議を受けたほか、基本ポートフォリオの見直しのための前提条件の検証を行った。 また、経理ごとに分かれていた「資産運用の基本方針」を廃止し、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」を制定した。 (添付資料① 令和4年度資産運用に関する評価報告書)</p>	<p>i) 「資産運用企画会議」の開催 「資産運用企画会議」を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図った。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 ・運用計画 ・運用資産残高及び評価損益状況 ・包括信託の運用結果報告 ・現行資産運用の基本方針廃止並びに新たな資産運用の基本方針及び資産運用の業務方針の制定に伴う諸規定の改正について ・資産間リバランスについて ・委託運用にかかる令和3年度総合評価について ・委託運用会社に対する実地調査結果報告について ・アクティブファンド評価結果</p>	<p>※「資産運用企画会議合同部会（中建清林）」開催状況 ・「資産運用の基本方針」の制定、「資産運用の業務方針」の制定 ・令和3年度資産運用状況の機構ホームページ掲載について</p>	<p>令和4年度は、「資産運用の基本方針」や「運用ガイドライン」等に反する行為は発生していない。</p>	<p>日本銀行の政策変更や米国の銀行破綻等資産運用に係る重要事項発生時には、運用受託機関に情報の収集・分析と提供を求め、適時適切な対応が採れるように備えると共に、運用受託機関の評価にも活用している。 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の内容についても、年1回の定例報告会等で報告を受けているほか、理事長が運用受託機関の親会社のトップマネジメント等と意見交換を実施した。</p> <p>・外国株式における収益率がベンチマークを下回ったのは、近年の市場環境において牽引役を期待されていたグロース系の外国株式ファンドが、グローバルな物価上昇を抑え込むために各国金融当局が想定以上の大幅利上げを余儀なくされたのに加え、</p>																		

<p>務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p>		<p>ロ 外部の専門家 家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。 また、令和3年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。</p> <p>i) 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和3年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。</p>		<p>・「資産運用委員会」の議題項目 ・「資産運用の業務方針」の改正、資産運用に係る諸規程の改正等について ・基本ポートフォリオ資産構成比の最適化結果アップデート ・足下の自家運用債券投資の状況の点検 ・シリコンバレー銀行・シグネチャー銀行破綻による影響について 「資産運用の基本方針」を一本化したこと、令和5年度4月に資産運用部の組織改正をすることから、令和5年度より資産運用企画会議を一本化することとした。</p> <p>ロ 全経理一本化された新しい「資産運用の基本方針」の制定、基本ポートフォリオの検証に必要な資料を「資産運用委員会」に提供し審議を受けた。</p> <p>i) - 1. 「資産運用委員会」への報告 四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和3年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <p>第1回 (4/25) ・「資産運用の基本方針」の制定について ・「資産運用の業務方針」の制定について ・令和3年度資産運用に関する評価報告書(案) ・令和3年スチュワードシップ活動状況の概要 ・ウクライナ情勢を受けた対応について ・建退共資産の合同運用資産への移管完了報告</p> <p>第2回 (6/6) ・令和3年度資産運用に関する評価報告書(案) ・令和3年4月から令和4年3月の運用実績報告(6経理) ・令和3年度スチュワードシップ活動状況の概要 ・資産運用委員会議事録の確認</p> <p>第3回 (9/26) ・基本ポートフォリオの前提条件に関する認識と対応について</p> <p>第4回 (12/21) ・基本ポートフォリオの定例検証について</p> <p>第5回 (3/28) ・令和4年度スチュワードシップ活動状況の概要(案) ・PRI署名に向けた検討状況について ・組織改正について ・為替取引におけるCLS決済導入について</p>	<p>年度後半からは景気減速懸念も台頭してきたことで、保有する主要グロース銘柄への選好が大きく低迷したことが主因である。 国内債券における収益率が僅かながらベンチマークを下回ったのは、欧米金融当局の金利引締めへの急激な政策転換や、米地銀破綻、クレディ・スイス問題等の金融不安を受けて、債券市場のクレジット環境が大きく悪化した影響から、クレジット戦略を積極的に取り入れているファンドの収益率が、年度後半に大きく悪化したことによるものである。 令和4年度のパフォーマンスの不振が特に目立ったファンドについては、大きく価格下落した保有銘柄やセクターの保有理由、今後の方針等について詳細な聴き取りを行い、先方が考える投資判断の総括、及び当方と相互認識の確認を行った。採用時の運用プロセスが維持されている点を確認し、運用委託を継続している。但し当該ファンドの超過収益率の変動幅が採用時に想定していた水準を大きく超えていることから、リスク管理面も含め今後もフォローを行う。 令和5年度からは、長期投資家たる機構の資産運用にふさわしい運用評価方法を導入する。 運用結果の要因分解・分析を基に各要因・効果について検証を行い、中長期的視点からプロセスに則った適切な対応を行う。 こうした対策につい</p>	
--------------------------------	--	--	--	--	---	--

<p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>2019（平成31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005（平成17）年10月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後9ヶ月以内に行い、</p>	<p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>2019（平成31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が2005（平成17）年10月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後9ヶ月以内に行う。また、見直し後の解</p>	<p>ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和3年度資産運用結果をホームページに公表する。</p> <p>iii) 厚生労働省への情報提供 予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。</p> <p>ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。</p>	<p>・資産運用は、資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、実施されているか。</p> <p>・資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させているか。</p>	<p>i) - 2. 令和3年度の運用に関する評価報告書において、「基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標に沿って質的な向上が図られてきている」との評価を受けた（4/25、6/6）。同評価報告書は、独立行政法人評価に関する有識者会議の参考資料として、厚生労働省に提出された。 また、令和4年度の運用に関する評価報告書においても、同様の評価を受けている。</p> <p>ii) 情報公開 業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況をホームページに公表した。その主な対外公表内容は次のとおりである。 ・資産運用委員会議事要旨（令和4年度第1～4回） ・資産運用委員会議事録（平成27年度第1～2回） ・運用実績及び運用資産の構成状況（令和3年度3月末及び令和4年度6月末、9月末、12月末） ・令和3年度資産運用残高及び利回り状況等</p> <p>iii) 厚生労働省への情報提供 厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。 ・資産運用企画会議建退共・清退共・林退共合同部会資料（運用計画、運用資産残高、評価損益状況、運用結果報告等）</p> <p>ハ-1 「資産運用の基本方針」の改定について審議を行い、経理ごとに分かれていた「資産運用の基本方針」を廃止し、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」を制定した。 ハ-2 基本ポートフォリオの重要な前提条件に関する認識と対応について審議を行い、当面は状況を注視していくこととなった。</p> <p>③ 累積欠損金の処理等</p> <p>累積欠損金については、令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和4年度末における累積欠損金は、△486百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△723百万円を上回った。なお、令和4年度は当期損失が180百万円となったため、累積欠損金額が前年度△306百万円より拡大したが、これは運用環境の悪化等により委託運用部分の収益が伸び悩んだためであり、一方、運用環境のよかった令和2年度と同収益は大きく伸びていたため、令和4年度末はトータルとして累積剰余金目安額を上回る結果となっている。 なお、令和4年度末は累積剰余金目安額を上回る結果となったが、累積損失を抱える財務状態としては過大なリスクを抱えた基本ポートフォリオで運用を行う中、毎年のパフォーマンスは振れが大きくなっており、累積損失額が再び大きく膨らむリスクを内包している。このようなリスクを抱える中、「Iの第1のIの4 林業退職金共済事業（3）加入促進対策の効果的実施 ③加入目標数」に記載したとおり、加入促進も非常に厳しい状況にあることから、改めて制度のあり方の検討が必要と考えられる。</p>	<p>て、資産運用委員会からも「適切」との評価を得た。</p> <p>・資産運用が、資産運用の目標ないし「資産運用の基本方針」に相反しないように、「資産運用委員会」に四半期ごとの業務上の余裕金の運用状況等を報告し、適切との評価を得た。</p> <p>・資産運用に関する重要事項は随時「資産運用委員会」に諮り、了承を得てから実施している。 令和4年度は、「資産運用の基本方針」の改定について審議を行い、経理ごとに分かれていた「資産運用の基本方針」を廃止し、助言を受けながら、全経理分を一本化した「資産運用の基本方針」を制定した。 基本ポートフォリオについては、海外主要国における金融政策の転換と金利の急速な上昇傾向等を眺め、基本ポートフォリオ変更の要件である「重要な前提条件の変化」が生じている可能性がある、との問題意識の下、従来よりも早い段階から基本ポートフォリオ変更に関する審議が行われた。 本邦の金融政策やウクライナ問題等不確実な要素が多い中で、定常状態の見極めがつくまでは状況を注視しつつ、環境が整えば迅速に基本ポートフォリオ変更に取り組むべく準備を行うとの機構の方針は、適切なものと評価を得た。</p>	
--	---	---	---	--	---	--

<p>見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。</p> <p>【指標】 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。 見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。（財政検証の翌年度以降）</p> <p>【目標設定等の考え方】 基本ポートフォリオを①の目標を達成し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。 見直し後の解消計画に基づき、累積欠損金の着実な解消が必要であることから、指標として設定することとする。</p> <p>【重要度 高、難易度 高】 共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を</p>	<p>消計画において、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額を定め、着実に解消を図る。 【重要度 高、難易度 高】</p>	<p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握しているか。</p> <p>・令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めたか。</p>		<p>・資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握し、その結果に基づき、自家運用に掛かる月々の資産運用計画を組成しているほか、委託運用部分の基本方針への適合性の点検等を実施している。</p> <p>シリコンバレー銀行・シグネチャー銀行破綻時には、臨時に資産運用企画会議を開催し、状況の把握と対応方針の審議・決定を行った後に、資産運用委員会で報告を行った。</p> <p>また、厚生労働省に主に以下の資料を提供した。</p> <p>・資産運用企画会議建退共・清退共・林退共同部会資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等）</p> <p>・累積欠損金については、令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消に努めた結果、令和4年度末における累積欠損金は、△486百万円となり、累積欠損金解消計画で定める累積剰余金目安額△723百万円を上回った。なお、令和4年度は当期損失が180百万円となったため、累積欠損金額が前年度△306百万円より拡大したが、これは運用環境の悪化等により委託運用部分の収益が伸び悩んだためであり、一方、運用環境のよかった令和2年度と同収益は大きく伸びていたため、令和4年度末はトータルとして累積剰余金目安額を上回る結果となっている。</p>
---	--	--	--	--

<p>支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。</p> <p>また、累積欠損金解消計画の見直しについては、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組みも含め慎重な調整を要するものであるため、難易度を高とする。</p> <p>（２）確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。</p> <p>【指標】 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての</p>	<p>（２）確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>林退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載して</p>	<p>（２）確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>林退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に</p>	<p><定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請したか。 ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加 	<p>（２）確実な退職金の支給に向けた取組</p> <p>林退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させた。</p> <p>前中期目標期間終了時 2,259 件 令和5年3月末現在 2,110 件（△149 件）</p> <p>イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらったことを徹底した。 通知件数 1,593 件</p>	<p>なお、令和4年度末は累積剰余金目安額を上回る結果となったが、累積損失を抱える財務状態としては過大なリスクを抱えた基本ポートフォリオで運用を行う中、毎年のパフォーマンスは振れが大きくなっており、累積損失額が再び大きく膨らむリスクを内包している。このようなリスクを抱える中、「Ⅰの第1のⅠの4林業退職金共済事業（3）加入促進対策の効果的実施 ③加入目標数」に記載したとおり、加入促進も非常に厳しい状況にあることから、改めて制度のあり方の検討が必要と考えられる。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請し、退職金請求や手帳更新に繋げた。（令和4年度住所登録者数:新規加入時 件数1,593 人 更新時 件数14,642 人） ・被共済者の重複加入の確認を徹底し、共済契約者や被共済者に注意 	
--	--	--	---	---	---	--

<p>者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。</p> <p>中期目標期間の最終年度までに、長期末更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>共済手帳の更新要請等を行うことで、長期末更新者数を減少させることを指標として設定することとする。</p> <p>※ 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移</p> <p>2014（平成26）年度末 2,369人、2015（平成27）年度末 2,338人、2016（平成28）年度末 2,294人、2017（平成29）年12月末 2,242人</p>	<p>もらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期末更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 被共済者の年齢構成等を把握・分析し、長期末更新者のうち住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ホ 2018（平成30）年度に実施する被共済者の実態</p>	<p>被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。</p> <p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期末更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>ニ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。</p> <p>ホ 事業主団体の広報誌掲載、ポスター等により、</p>	<p>入及び退職金の支払い漏れを防止したか。</p> <p>・重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を実施しているか。</p>	<p>ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録した。</p> <p>更新件数 14,642件</p> <p>ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/27）。</p> <p>（調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査件数 132件（94所） ・手帳更新者数 13件 ・退職金請求者数 33件 <p>また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期末更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請した（9/26）。</p> <p>（調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査件数 41件（31所） ・手帳更新者数 1件 ・退職金請求者数 4件 <p>ニ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し支部職員ならびに本部職員による電話調査により注意喚起を行った。</p> <p>（退職時重複チェック）</p> <p>退職者 1,256人 うち重複解消者 5人 金額 3,327,554円</p> <p>ホ 事業主団体の広報誌掲載、ポスターに加え、全国の振興山村の広報誌に対し、退職金の請求勧奨に関する記事掲載を依頼した。</p> <p>・森林組合10月号・1月号（全国森林組合連合会発行）</p>	<p>喚起した上で、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止した結果、令和4年度の重複加入による退職金の追加支給はなかった。</p> <p>・被共済者の重複件数が少数であることから、重複加入が疑われる被共済者に対し支部職員及び本部職員による重複加入に係る電話調査を行い、注意喚起を実施した。その結果、令和4年度は5名について重複を解消し、退職金請求時の支給漏れを防止した。</p> <p>（退職者 1,256人 うち重複解消者 5人 金額 3,327,554円）</p>	
---	---	---	---	---	---	--

<p>(3) 加入促進対策の効果的実施</p>	<p>調査に関する結果を踏まえ、現況が判明した被共済者等に対する退職金請求等の手続要請及び調査未回収の被共済者等に対する追跡調査を実施する。</p> <p>へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。</p> <p>ト 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>チ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p>	<p>被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>へ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>ト マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。</p>	<p>・ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行ったか。</p> <p>< 定量的指標 > ・令和4年度に</p>	<p>・林材安全10月号（林業・木材産業労働災害防止協会発行） ・各振興山村の広報誌 （10/28、734自治体に掲載依頼し155自治体が掲載実施している旨、確認） ※振興山村とは、山村振興法に基づき、旧市町村単位に林野率75%以上かつ人口密度1.16人/町歩未満等で、都道府県知事の申請に基づき主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が指定するもの。</p> <p>へ ホームページへの掲載に加えて、全共済契約者へ「お知らせ」を通知することにより、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ・3,266所（8/18時点の全共済契約者）</p> <p>ト 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請した。 ・振興山村の市町村に対し林業界での就労経験者へ退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起の呼びかけを広報誌に掲載依頼した（10/28、734自治体）。</p>	<p>・ホームページへの掲載に加えて、全共済契約者へ「お知らせ」を通知することにより、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。3,266所（8/18時点の全契約者）</p> <p>・令和4年度の加入目</p>	
-------------------------	---	--	--	---	--	--

<p>施</p> <p>林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。</p> <p>【指標】 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。</p> <p>〔目標設定等の考え方〕 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数(2013(平成25)年度～2017(平成29)年12月末現在)9,048人 ※ 実績値 2013(平成25)年度:1,736人、2014(平成26)年度:1,820人、2015(平成27)年度:2,372人、2016(平成28)年度:1,768人</p>	<p>① 加入促進対策の実施</p> <p>林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。</p>	<p>① 加入促進対策の実施</p> <p>林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。 林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。</p>	<p>おける新たに加入する被共済者数の目標を、1,900人以上とする。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講じたか。</p>	<p>① 加入促進対策の実施</p> <p>林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講じた。</p> <p>イ 広報資料等による周知広報活動</p> <p>・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 ・全国林材業労働災害防止大会において会場内ポスターの掲示、大会誌へ記事掲載を依頼した。また、主催協会の機関誌「林材安全」に広報記事掲載を要請した。 ・加入促進強化月間の協力依頼を通じて、制度への加入促進を要請した。</p> <p>ロ 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、必ず加入手続を行うよう文書等により要請した(9月 3,266件)。 かつ、林野庁の協力(履行指導の要請)のもと「国有林野事業の受託事業体」に対する履行確保について文書により実施した(10/11、既加入事業所 214所)。</p> <p>未加入事業主に対しても、林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進の協力をするよう文書を発出していただいたうえで、林退共からは、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施した。</p>	<p>標1,900人に対し、加入実績1,593人(年度目標達成率83.8%)となった。</p> <p><評価の視点に対する措置> ・「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を発出するとともに、すべての既加入事業所に対して、期間雇用者を雇った場合には、確実に加入してもらおうよう依頼通知を発出した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請するとともに、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体にも加入勧奨を実施した。その他、林業従事者が多いと思われる振興山村指定の全自治体に対し、広報記事掲載の要請等を実施した。 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センターは水源林造成事業を実施しており、新たに同センターが開催する「水源林整備事務所における事業運営会議」での、パンフレット配付を順次実施しているところである。 また、加入促進強化月間の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して実施した。</p>	
---	--	--	--	--	---	--

	<p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p>	<p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p>		<p>「国有林野事業の受託事業体」(10/11、33所) 「意欲と能力のある林業経営体により抽出した未加入事業主」(10/3、146所) 「育成を図る林業経営体より抽出した未加入事業主」(10/3、85所)</p> <p>加えて、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体にも加入勧奨を実施した(10月、3月、87団体)。</p> <p>ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック林材業安全管理推進会議(実地・WEB開催)にて、制度のあらまし等の資料を各ブロック(東海・北陸、近畿、北海道、中国・四国、東北、関東・甲信越)に送付。 ・林業木材産業作業安全講習会でのあらまし配布 100部 ・林業就業支援事業研修会での加入勧奨 ・国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センターは水源林造成事業を実施しており、同センターが開催する「水源林整備事務所における事業運営会議」での、パンフレット配付を順次実施しているところである(令和5年2月より開始し、3月までに計21水源林整備事務所へ計862部配付)。 <p>ニ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省及び林野庁の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等による広報記事掲載 2件 「森林組合10月号」 「林材安全10月1日号」 ・NHKへの放送(映)依頼(54支局) ・林野庁から各都道府県関係部署に林退共制度への加入促進の協力をするよう文書を発出していただいた上で、林退共からは、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対し、「加入のご案内」の文書を送付し加入勧奨を実施した。 「国有林野事業の受託事業体」(10/11、33所) 「意欲と能力のある林業経営体により抽出した未加入事業主」(10/3、146所) 「育成を図る林業経営体より抽出した未加入事業主」(10/3、85所) ・林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進の協力依頼をした。 <p>ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>例年、全国森林組合連合会が開催する「緑の雇用」事業全国担当者会議等で加入勧奨を要請していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議が開催されなかった。</p> <p>林野庁に対し、「緑の雇用」新規就業者育成対策事業の実施に当たり、事業主に対す</p>	<p>しかし、林業従事者数は、平成2年度に10.0万人であったところ、平成27年度には4.5万人まで減少した上に、令和2年度は4.4万人まで減少しており、また、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者(年間就業日数の少ない労働者)の割合も減少しているという厳しい状況にある中、加入促進は非常に困難な状況であり、加入目標数の達成率は83.8%に留まった。</p> <p><業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>加入促進対策について、状況に応じた効果的な加入勧奨の取組が必要である。</p> <p><令和3年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前述の通り、加入促進対策について、状況に応じた効果的な加入勧奨の取組を行った。 	
--	---	---	--	---	--	--

<p>(4) サービスの向上</p>	<p>るよう関係機関に要請を行う。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、毎年度、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>最近における加入状況、財務内容及び林業における産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とする。</p>	<p>主に指導するよう関係機関に要請を行う。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。</p> <p>効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>令和4年度における新たに加入する被共済者数の目標を、1,900人以上とする。</p>	<p><定量的指標> ・退職金請求について、受付日</p>	<p>る加入指導の推進の協力依頼をした。</p> <p>・国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センターは水源林造成事業を実施しており、同センターが開催する「水源林整備事務所における事業運営会議」での、パンフレット配付を順次実施しているところである（令和5年2月より開始し3月までに計21 水源林整備事務所へ計 862 部配付）。</p> <p>② 加入促進対策の検証と見直し等</p> <p>令和3年度の参与会において、加入促進に係る周知についての意見があったため、令和4年度に一人親方の加入も可能・中退共制度等からの通算も可能といった林退共制度の特徴をアピールしたリーフレットを作成した。加えて、一人親方への加入促進用リーフレットも作成した。</p> <p>その旨を3月の参与会で2つのリーフレットのデザインとともに報告した（前述の森林整備センターの会議でも同リーフレットを配付した）。</p> <p>・国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センターは水源林造成事業を実施しており、同センターが開催する「水源林整備事務所における事業運営会議」での、パンフレット配付を順次実施しているところである（令和5年2月より開始し3月までに計21 水源林整備事務所へ計 862 部配付）。</p> <p>③ 加入目標数</p> <p>令和4年度の加入目標1,900人に対し、加入実績1,593人（年度目標達成率83.8%）となった。</p> <p>林業については、「国有林野事業の受託事業体」、「意欲と能力のある林業経営体」及び「育成を図る林業経営体」のうち林退共への未加入事業所に対して加入勧奨の通知を发出するとともに、すべての既加入事業所に対して、期間雇用者を新たに雇った場合には、確実に加入してもらうよう依頼通知を发出した。また、林野庁に対して、「緑の雇用」事業の実施に当たり、事業主に対する加入指導の推進を要請するとともに、一人親方が所属する労災保険特別加入団体より抽出した未加入団体に加入勧奨を実施した。</p> <p>このように、関係官庁等の協力を得て、効率的かつ効果的な対策を講じたが、林業従事者は、平成2年度に10.0万人であったところ、平成27年度には4.5万人まで減少した上に、令和2年度は約4.4万人まで減少しており、また、林業従事者の通年雇用化という林野庁の施策もあり、林退共が対象としている期間労働者（年間就業日数の少ない労働者）の割合も減少しているという厳しい状況にある中、加入促進は非常に困難な状況であり、加入実績は目標1,900人に対し1,593人、達成率83.8%に留まった。</p> <p>(4) サービスの向上</p>	<p>・退職金請求について、受付日から22業務日以</p>	
--------------------	---	---	---	--	-------------------------------	--

<p>① 業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。</p> <p>【指標】 退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。</p> <p>※ 前目標期間中（2013（平成 25）～2017（平成 29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）30 日</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>共済契約者等</p>	<p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の利</p>	<p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給する。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 加入者等の</p>	<p>から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。</p> <p>・ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 3 万 2,000 件以上とすること。</p>	<p>① 業務処理の効率化</p> <p>イ 加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請書様式を直接入力できるよう申請書様式の修正を実施した。</p> <p>諸様式等の見直しについて、新様式を作成しダウンロードできるようにすることで、利用者の利便性の向上等を図った。</p> <p>【対象の申請書様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済契約申込書 ・共済手帳申込書 <p>ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から 22 業務日以内に退職金を全数支給した。</p> <p>② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等</p> <p>イ 令和 4 年度における林退共ホームページへのアクセス件数は 537,272 件、達成率</p>	<p>内に、退職金を全数支給した。</p> <p>・令和 4 年度における林退共ホームページへのアクセス件数は 537,272 件、達成率 1,679.0%であった（トップページのアクセス数及び検索サイトにて</p>	
---	--	---	--	---	--	--

<p>の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。</p> <p>【指標】 ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度3万2,000件以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。 ※ 前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均アクセス件数：32,557件</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映さ</p>	<p>便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を毎年度3万2千件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参加等場の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p>	<p>利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を年3万2千件以上とする。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。</p> <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参加等場の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。</p>	<p>・毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p>	<p>1,679.0%であった（トップページのアクセス数及び検索サイトにて検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している）。</p> <p>なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても64,232件のアクセス件数を獲得している。</p> <p>ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。</p> <p>また、加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請書様式を直接入力できるよう申請書様式の修正を実施した。</p> <p>【対象の申請書様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済契約申込書 ・共済手帳申込書 <p>③ 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>イ 加入促進強化月間等における訪問や参加等場の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。令和3年度の参加会において、加入促進に係る周知についての意見があったため、令和4年度に一人親方の加入も可能・中退共制度等からの通算も可能といった林退共制度の特徴をアピールしたリーフレットを作成した。加えて、一人親方への加入促進用リーフレットも作成した。</p> <p>その旨を3月の参加会で2つのリーフレットのデザインとともに報告した（前述の森林整備センターの会議でも同リーフレットを配付した）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共・特退共合同参加会（11/28、3/27） 	<p>検索した際に表示されるサイドメニューからのアクセス数を加えた数値を表記している）。</p> <p>なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても64,232件のアクセス件数を獲得している。</p> <p>・運営委員会の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。なお、林退共事業の運営に対する意見・要望として、将来的な共済証紙のキャッシュレス化・ペーパーレス化の考えがあるのかという意見が出されたため、建退共の電子化の進捗状況を見ながら検討することとした。</p> <p>運営委員会（6/28、8/8 書面開催、3/17）</p> <p><評価の視点に対する措置></p>
--	--	---	---	---	--

<p>せることにより、当該事業の改善を図ること。</p> <p>【指標】 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 林退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。</p>	<p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。</p> <p>ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。</p>	<p>・加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行ったか。</p> <p>・共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ったか。</p> <p>・加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映</p>	<p>ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計情報を整備した。</p> <p>・事業季報146号（令和4年1・2・3月） ・事業季報147号（令和4年4・5・6月） ・事業季報148号（令和4年7・8・9月） ・事業季報149号（令和4年10・11・12月）</p> <p>ハ 運営委員会の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。なお、林退共事業の運営に対する意見・要望として、将来的な共済証紙のキャッシュレス化・ペーパーレス化の考えがあるのかという意見が出された。</p> <p>・運営委員会（6/28、8/8 書面開催、3/17）</p>	<p>・加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請書様式を直接入力できるよう申請書様式の修正を実施した。</p> <p>【対象の申請書様式】 ・共済契約申込書 ・共済手帳申込書</p> <p>・加入者等に対する個別の相談業務については、支部において判断が困難な事案については早めに本部に渡してもらうように連携をするなど、相談者に対してストレスのない対応を実施した。引き続きサービス向上を図るとともに、ホームページを通じたメールでの質問や相談に対しても懇切丁寧に対応するよう努めた。また、加入者が行う諸手続について、すでにホームページから諸様式のダウンロードが可能なシステムを構築し実施しているところであるが、利用者の利便性を考慮して、ホームページのダウンロード申請書様式を直接入力できるよう申請書様式の修正を実施した。</p> <p>【対象の申請書様式】 ・共済契約申込書 ・共済手帳申込書</p> <p>・運営委員会の場を活用して、各種統計等の情報を提供した。なお、林退共事業の運営に対する意見・要望として、将来的な共済証紙のペーパーレス化の考えがあるのかという意見が出</p>
--	---	---	--	--	--

			させることにより、当該事業の改善を図ったか。			されたため、建退共の電子化の進捗状況を見ながら検討することとした。	
--	--	--	------------------------	--	--	-----------------------------------	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	II 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的实施 3 財務運営		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標IV-施策大目標 3-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第2項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ												
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
貸付決定までの審査期間	財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下	3.99日	4.02日	4.11日	4.08日	3.97日	予算額 (千円)	217,225,361	199,832,576	194,137,613	159,963,468	154,432,673
同上【達成度】		【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	決算額 (千円)	170,129,734	154,733,571	148,625,178	112,831,866	107,096,755
財形持家融資等に関する相談受付件数	毎年度700件以上	752件	728件	656件	710件	566件	経常費用 (千円)	2,310,438	1,996,894	1,798,840	1,742,727	1,595,140
同上【達成度】		【107.4%】	【104.0%】	【93.7%】	【101.4%】	【80.9%】	経常利益 (千円)	705,394	572,196	352,232	185,094	181,255
財形持家融資の新規借入申込件数	中期目標期間中の合計で2,080件以上	平成30年度目標502件以上 実績：666件	令和元年度目標454件以上 実績：873件	令和2年度目標410件以上 実績：753件	令和3年度目標371件以上 実績：589件	令和4年度目標343件以上 実績：501件	行政コスト (千円)	-	1,997,070	1,799,591	1,743,336	1,601,676
同上【達成度】		【132.7%】	【192.3%】	【183.7%】	【158.8%】	【146.1%】	行政サービス実施コスト (千円)	△728,864	-	-	-	-
ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数	毎年度31万件以上	648,489件	678,628件	800,601件	862,953件	1,337,918件	従事人員数	21	21	21	21	21
同上【達成度】		【209.2%】	【218.9%】	【258.3%】	【278.4%】	【431.6%】						
ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）	毎年度80%以上	73.3%	81.9%	83.1%	81.0%	89.6%						
同上【達成度】		【91.6%】	【102.4%】	【103.9%】	【101.3%】	【112.0%】						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
II 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 融資業務の運営に当たっては、勤労者世帯の持家取得について、自営業主世帯に比べて立ち後れが見られることに鑑み、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどを検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により中期計画に定める審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。 【指標】 貸付決定までの審査期間について、財形持家	II 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、貸付金利については、転貸貸付に必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して設定する。なお、その際には、業務経費の削減を通じたスプレッドの抑制に努めつつ、制度の安定性を損なうことのないよう適切なスプレッドの設定に配慮する。 調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性を検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得つつ、金融機関との調整を実施する。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品性については、厚生労働	II 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、貸付金利については、転貸貸付に必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して設定する。なお、その際には、業務経費の削減を通じたスプレッドの抑制に努めつつ、制度の安定性を損なうことのないよう適切なスプレッドの設定に配慮する。 調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性を検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得つつ、金融機関との調整を実施する。 また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品性については、厚生労働	<定量的指標> ・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。 ・財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。 ・中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件（うち、令和4年度においては343件）以上とすること。 ・ホームページの財形持家融資	II 財産形成促進事業 1 融資業務の着実な実施 ・貸付金利については、転貸貸付に必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して、4月から0.75%、7月から0.82%、10月から0.80%、1月から0.87%に設定した。 調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、貸付金利改定の都度、妥当性等に関する検証を行っている。 ・勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品性については、政府方針を踏まえ実施している子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置が引き続きニーズが高い（利用者の約7割）状況にあることを鑑み、財務の健全性に問題がないことを確認した上で実施した。 手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修や通信講座を受講した。 貸付決定までの審査期間については、貸付決定した501件について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以内に貸付決定した。決定までに要した平均審査処理期間は3.97日であった。	<評定と根拠> 評定：B 以下のとおり、評価の指標について概ね達成していることを踏まえ、B評価とする。 ・貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以内(平均3.97日)に貸付決定した。 ・財形持家融資等に関する相談を566件受け付けた。数値目標達成率は80.9%であった。目標値未達の要因は、令和3年度にホームページについて利用者の視点に立った分かりやすい表現に努め、全面的な見直しを行った結果、相談件数が減少したものと史料される。 ・財形持家融資の新規借入申込件数は501件であり、数値目標(343件)達成率は146.1%であった。 継続実施した子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置等が、引き続き勤労者の利用促進に大きく寄与※したことによるものと考えられる。 ※新規借入申込件数501件のうち、337件(67.3%)が子育て支援等の特例措置を利用。 ・ホームページの財形持家融資制度の情報に	評定	

<p>融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持する必要があるため、前中期目標期間中（2013（平成25）～2016（平成28）年度）における平均審査期間を指標とすることとする。</p>	<p>働省の政策体系・目的にも配慮した、対象層を限定した特例金利の設定等商品設計面で工夫を凝らす。</p> <p>手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を毎年度1回以上実施し、貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とする。</p>	<p>働省の政策体系・目的にも配慮した、対象層を限定した特例金利の設定等商品設計面で工夫を凝らす。</p> <p>手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を実施し、貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とする。</p>	<p>制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。</p> <p>・毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を80%以上とすること。</p> <p><その他の指標>なし</p> <p><評価の視点></p>		<p>関するアクセス件数は1,337,918件であり、達成率431.6%であった。</p> <p>なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても864,878件のアクセス件数を獲得している。</p> <p>この通信監視サービス件数を除いても、アクセス件数は目標値を超えているが、その主な要因は、毎年実施している財形制度周知キャンペーンにおける集中取組期間のアクセス件数が大幅に増加したことである。</p> <p>令和4年度は著名なキャラクターを使用してテレビCM・SNS等による広報を実施した。特に昨年度の広報施策の結果を踏まえ、TVer等の動画サイト上での広告を配信する等、オンライン媒体による広報を強化した。</p> <p>また、経営者層に制度導入を勧奨するため、ストーリー性のあるアニメ動画を作成し、特設サイトへの掲載を行った。</p> <p>・ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）は89.6%であり、達成率は112.0%であった。</p> <p><評価の視点に対する措置></p>	
---	--	---	--	--	---	--

<p>2 利用促進対策の効果的実施</p> <p>(1) 特別な支援を必要とする者への対応等</p>	<p>2 利用促進対策の効果的実施</p> <p>(1) 特別な支援を必要とする者への対応等</p>	<p>2 利用促進対策の効果的実施</p> <p>(1) 特別な支援を必要とする者への対応等</p>	<p>・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定を行い、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどの検証等を実施しているか。</p> <p>また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、特例金利の設定などの商品設計や審査業務の迅速化に向けた取組を行ったか。</p> <p>・政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行</p>	<p>2 利用促進対策の効果的実施</p> <p>(1) 特別な支援を必要とする者への対応等</p>	<p>・貸付金利の設定に関して、国及び関係機関と密接に連携し、勤労者の生活の安定に資するという目的を踏まえつつ、現在の金融情勢も勘案し、財務の健全性に問題が生じないような適切なスプレッドを設定して決定した。</p> <p>なお、調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、貸付金利改定の都度、妥当性等に関する検証を行っている。</p> <p>また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品性については、政府方針を踏まえ実施している子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置が引き続きニーズが高い（利用者の約7割）状況にあることを鑑み、財務の健全性に問題がないことを確認した上で実施した。</p> <p>手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修や通信講座を受講した。</p> <p>貸付決定までの審査期間については、貸付決定した501件について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以内に貸付決定した。決定までに要した平均審査処理期間は3.97日であった。</p> <p>・政府の方針を踏まえ、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を実施した。</p>	
--	--	--	---	--	---	--

<p>政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。</p>	<p>政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた以下の利用促進対策に取り組む。</p> <p>これにより、財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とし、中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とする。</p> <p>① 広告代理店等外部専門家も活用し、最新の媒体、ツール、訴求方法を積極的に利用した広報を毎年度実施、効果を検証のうえ、改良を重ねる。</p> <p>② 行政機関等のメールマガジン、機関誌等について、費用対効果を検証しながら活用を図る。</p> <p>③ 事業主転貸融資の利用に繋げるため、中小企業へのアドバ</p>	<p>政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた以下の利用促進対策に取り組む。</p> <p>これにより、財形持家融資等に関する相談受付件数を、700件以上とし、財形持家融資の新規借入申込件数を、343件以上とする。</p> <p>① 広告代理店等外部専門家も活用し、最新の媒体、ツール、訴求方法を積極的に利用した広報を実施、効果を検証し、必要に応じて改良を加える。</p> <p>② 行政機関等のメールマガジン、機関誌等について、費用対効果を検証しながら活用を図る。</p> <p>③ 事業主転貸融資の利用に繋げるため、中小企業へのアドバ</p>	<p>うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組んだか。</p>	<p>政府方針を踏まえ、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を実施した。</p> <p>加えて、以下の①～④の取組を行った。</p> <p>これにより、財形持家融資等に関する相談受付件数は566件、財形持家融資の新規借入申込件数は501件であった。</p> <p>① 昨年度の広報結果を踏まえ、広告代理店を活用し、制度浸透をより深めるために、著名なキャラクターを使用してテレビCM・SNS等による広報を実施した。特に昨年度の広報施策の結果を踏まえ、TVer等の動画サイト上での広告を配信する等、オンライン媒体による広報を強化した。</p> <p>また、経営者層に制度導入を勧奨するため、ストーリー性のあるアニメ動画を作成し、特設サイトへの掲載や、各種セミナーで放映することにより、訴求効果の向上を図った。</p> <p>加えて、インターネットを活用したアンケートも実施し、広報手段の効果測定のほか、財形に対する認知度合いの確認や啓発・周知を実施した。</p> <p>② 行政機関等が発行する掲載料無料のメールマガジンを活用して、2千超の登録者に財形制度の周知を行った。</p> <p>また、以下の機関誌へ財形制度の広告掲載を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国社会保険労務士会連合会「月刊 社労士」 ・介護労働安定センター「CARE WORK」 ・(一社)全国労働保険事務組合連合会「会報全国労保連」 ・(株)TKC「戦略経営者」 <p>③ 厚生労働省・労働金庫連合会等と連携し、ファイナンシャル・プランナー向けに制度解説セミナーを実施し、財形転貸融資の利用促進に努めた。</p> <p>また、働き方改革推進支援センター主催のオンラインセミナーに参加し、周知広報を実施した。</p>	<p>また、利用者の減少を踏まえた利用促進対策として、以下のとおり取り組んだ。</p> <p>① 昨年度の広報結果を踏まえ、広告代理店を活用し、制度浸透をより深めるために、著名なキャラクターを使用してテレビCM・SNS等による広報を実施した。特にTVer等の動画サイト上での広告を配信する等、オンライン媒体による広報を強化した。</p> <p>また、経営者層に制度導入を勧奨するため、ストーリー性のあるアニメ動画を作成し、特設サイトへの掲載や、各種セミナーで放映することにより、訴求効果の向上を図った。</p> <p>加えて、インターネットを活用したアンケートも実施し、広報手段の効果測定のほか、財形制度に対する認知度合いの確認や啓発・周知を実施した。</p> <p>② 行政機関等が発行する掲載料無料のメールマガジンを活用して、2千超の登録者に財形制度の周知を行った。</p> <p>また、機関誌へ財形制度の広告掲載を行った(計4誌)。</p> <p>③ 厚生労働省・労働金庫連合会等と連携し、ファイナンシャル・プランナー向けに制度解説セミナー及び質疑応答を実施し、財形転貸融資の利用促進に努めた。</p> <p>また、働き方改革推進支援センター主催のオンラインセミナーに参加し、周知広報を実施した。</p>	
---	---	---	--	--	---	--

<p>イザーである社 労士や税理士等 の会議・集会・ 研修等に積極的 に参加し、顧客 である中小企業 事業主への周 知・推奨を依頼 する。</p> <p>④ 住宅ローン 利用検討者向け のセミナー等を 毎年度開催す る。</p> <p>(2) 情報提供 の質の向上</p> <p>ホームページ、 パンフレット、 インターネット 広告等の広告媒 体については、 閲覧状況及び閲 覧者の意見等を 不断にモニタリ ングし、内容を 分析した上で、 コンテンツの改 善に反映させる こと等により、 情報提供の質を 向上させるこ と。</p> <p>【指標】 財形持家融資 等に関する相談 受付件数を、毎 年度 700 件以上 とすること。 中期目標期間 中の財形持家融 資の新規借入申</p>	<p>イザーである社 労士や税理士等 の会議・集会・ 研修等に積極的 に参加し、顧客 である中小企業 事業主への周 知・推奨を依頼 する。</p> <p>④ 住宅ローン 利用検討者向け のセミナー等を 毎年度開催す る。</p> <p>(2) 情報提供 の質の向上</p> <p>ホームページ、 パンフレット、 インターネット 広告等の広告媒 体については、 閲覧状況や閲覧 者の意見等を不 断にモニタリ ングし、内容を 分析した上で、 コンテンツの改 善に反映させる こと等により、 情報提供の質を 向上させ、ホーム ページの財形持 家融資制度の情 報に関するアク セス件数を、毎 年度 31 万件以 上とするとも に、ホームペー ジ及びパンフレ ット等の閲覧者 の満足度（わか りやすい等の割</p>	<p>イザーである社 労士や税理士等 の会議・集会・ 研修等に積極的 に参加し、顧客 である中小企業 事業主への周 知・推奨を依頼 する。</p> <p>④ 住宅ローン 利用検討者向け のセミナー等を 開催する。</p> <p>(2) 情報提供 の質の向上</p> <p>ホームペー ジ、パンフレッ ト、インターネ ット広告等の 広告媒体につ いては、閲覧状 況及び閲覧者 の意見等を不 断にモニタリ ングし、内容を 分析した上で、 コンテンツの改 善に反映させ ること等によ り、情報提供 の質を向上さ せ、ホームペー ジの財形持家 融資制度の情 報に関するアク セス件数を、31 万件以上とし るとともに、ホ ームページ及 びパンフレット 等の閲覧者の 満足度（わか りやすい等の割</p>	<p>・ホームペー ジ、パンフレッ ト、インターネ ット広告等の 広告媒体につ いては、閲覧状 況及び閲覧者 の意見等を不 断にモニタリ ングし、内容を 分析した上で、 コンテンツの改 善に反映させ ること等によ り、情報提供 の質を向上さ せているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京働き方改革推進支援センター 令和5年2月1日 3者参加 令和5年2月27日 5者参加 ・埼玉働き方改革推進支援センター 令和5年2月2日 8者参加 令和5年2月28日 5者参加 ・千葉働き方改革推進支援センター 令和5年2月2日 2者参加 令和5年2月28日 2者参加 ・神奈川働き方改革推進支援センター 令和5年2月2日 2者参加 令和5年2月27日 6者参加 ・岡山働き方改革推進支援センター 令和4年12月22日 10者参加 令和5年1月12日 4者参加 令和5年1月17日 14者参加 令和5年1月24日 10者参加 <p>④ ファイナンシャル・プランナーの講師を招いて、住宅展示場にて対面型の住宅ローンセミナーを開催し、財形制度の利用促進を図った(3回開催)。 また、昨年度、WEB上でファイナンシャル・プランナーに限定して公開していたセミナー動画を一般公開し、住宅ローン利用検討者も受講できるようにした。</p> <p>(2) 情報提供の質の向上</p> <p>ホームページについて、WEB広告を活用し、積極的な広報展開を行ったほか、若年層から経営者層まで幅広い世代に向けた情報発信に取り組み、被災者・中小企業勤労者・子育て中の勤労者向けの貸付金利引下げや、財形制度の効果的な利用方法等を紹介する特設サイトを開設する等、情報提供の質の向上に努めた。 特に財形制度周知キャンペーンにおいては、経営者層を主なターゲットとして、テレビCM・バナー・チラシ等に認知度の高いキャラクター「貝社員」を起用することで注目度を高め、特設サイトへの誘導を行った。本キャンペーンは、WEB広告等により特設サイトへ誘導し、閲覧者に制度に対する興味を抱かせ、より詳細な制度説明ページへ遷移させることを目的としたことから、特設サイトの内容を充実させた。 具体的には、特設サイト内に事業主用と勤労者用のコンテンツを別々に設け、制度のメリット等を紹介する制度説明動画を掲載する等、閲覧者の導入意欲を喚起する工夫を行った。その結果、広報施策の事後に行ったアンケート調査による効果検証において、「財形貯蓄制度」及び「財形持家転貸融資制度」について、特設サイトを認知していた勤労者・経営者層の「利用意向あり」や「導入意向あり」が70%程度となり、非認知の方に比して非常に高い割合となったことから、特設サイトへの誘導が有効であることが確認された。さらに転貸融資については、従業員数1,000人以上の企業経営者及び若手経営者において、社員から要望があった場合の導入意向が高い傾向にあることが確認された。 また、閲覧者からの意見を聴取し、ホームページの記載内容の見直しを行った。令和4年度は1,337,918件のアクセス件数を獲得し、達成率431.6%であった。 なお、従前から続いている外部監視サービスによるものと思われるアクセスについては、推計値で年間473,040件程度であり、これを除いても864,878件のアクセス件数を獲得している。</p> <p>ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）については89.6%であった。</p>	<p>④ ファイナンシャル・プランナーの講師を招いて、住宅展示場にて対面型の住宅ローンセミナーを開催し、財形制度の利用促進を図った(3回開催)。 また、昨年度、WEB上でファイナンシャル・プランナーに限定して公開していたセミナー動画を一般公開し、住宅ローン利用検討者も受講できるようにした。</p>	<p>④ ファイナンシャル・プランナーの講師を招いて、住宅展示場にて対面型の住宅ローンセミナーを開催し、財形制度の利用促進を図った(3回開催)。 また、昨年度、WEB上でファイナンシャル・プランナーに限定して公開していたセミナー動画を一般公開し、住宅ローン利用検討者も受講できるようにした。</p>	<p>④ ファイナンシャル・プランナーの講師を招いて、住宅展示場にて対面型の住宅ローンセミナーを開催し、財形制度の利用促進を図った(3回開催)。 また、昨年度、WEB上でファイナンシャル・プランナーに限定して公開していたセミナー動画を一般公開し、住宅ローン利用検討者も受講できるようにした。</p>	<p>④ ファイナンシャル・プランナーの講師を招いて、住宅展示場にて対面型の住宅ローンセミナーを開催し、財形制度の利用促進を図った(3回開催)。 また、昨年度、WEB上でファイナンシャル・プランナーに限定して公開していたセミナー動画を一般公開し、住宅ローン利用検討者も受講できるようにした。</p>	<p>④ ファイナンシャル・プランナーの講師を招いて、住宅展示場にて対面型の住宅ローンセミナーを開催し、財形制度の利用促進を図った(3回開催)。 また、昨年度、WEB上でファイナンシャル・プランナーに限定して公開していたセミナー動画を一般公開し、住宅ローン利用検討者も受講できるようにした。</p> <p>・ホームページについて、WEB広告を活用し、積極的な広報展開を行ったほか、若年層から経営者層まで幅広い世代に向けた情報発信に取り組み、被災者・中小企業勤労者・子育て中の勤労者向けの貸付金利引下げや、財形制度の効果的な利用方法等を紹介する特設サイトを開設する等、情報提供の質の向上に努めた。 特に財形制度周知キャンペーンにおいては、経営者層を主なターゲットとして、テレビCM・バナー・チラシ等に認知度の高いキャラクター「貝社員」を起用することで注目度を高め、特設サイトへの誘導を行った。本キャンペーンは、WEB広告等により特設サイトへ誘導し、閲覧者に制度に対する興味を抱か</p>
---	---	--	---	---	---	---	---	---	--

<p>込件数を、合計2,080件以上とすること。</p> <p>ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。</p> <p>毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を80%以上とすること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>利用促進のためには広く相談を受けることが重要であることから、相談受付件数については、前中期目標期間で最多であった2016（平成28）年度ベースの相談件数を目標とすることとする。</p> <p>※ 2016（平成28）年度実績 707件</p> <p>新規借入申込件数については、前中期目標期間中の取組水準及び新規貸付件数の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。</p> <p>※ 2014（平成26）～2016（平成28）年度における貸付決定件数に基づく年度平均減少率10%</p> <p>※ 実績値 2014（平成26）</p>	<p>合)を、毎年度80%以上とする。</p>	<p>合)を、80%以上とする。</p>							<p>せ、より詳細な制度説明ページへ遷移させることを目的としたことから、特設サイトの内容を充実させた。具体的には、特設サイト内に事業主用と勤労者用のコンテンツを別々に設け、制度のメリット等を紹介する制度説明動画を掲載する等、閲覧者の利用・導入意欲を喚起する工夫を行った。</p> <p>また、閲覧者からの意見を聴取し、ホームページの記載内容の見直しを行った。</p>		
--	-------------------------	----------------------	--	--	--	--	--	--	---	--	--

<p>年度：751件、 2015（平成27） 年度：681件、 2016（平成28） 年度：614件 アクセス件数 については、ホ ームページの利 便性を図るた め、これまでの 実績を基に指標 を設定すること とする。 ※ 2013（平成 25）～2016（平 成28）年度の平 均アクセス件数 31万件 ホームページ 及びパンフレッ ト等の閲覧者の 満足度について は、利用者等の 満足度を調査し た上で、更なる 向上を図るた め、大多数の利 用者から満足 （わかりやすい 等の割合）が得 られる水準を指 標として設定す ることとする。</p>											
<p>3 財務運営</p> <p>（1）自立的な 財政規律の下、 安定的かつ効率 的な財政運営を 実施すること。</p>	<p>3 財務運営</p> <p>自立的な財政 規律の下、安定 的かつ効率的な 財政運営を実施 する。</p>	<p>3 財務運営</p> <p>自立的な財政 規律の下、安定 的かつ効率的な 財政運営を実施 する。</p>	<p>・自立的な財政 規律の下、安定 的かつ効率的な 財政運営を実施 しているか。</p>	<p>3 財務運営</p> <p>中小企業勤労者支援貸付金利引下げ特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利引下げ 特例措置については、政策的意義及び利用率の向上を踏まえ継続実施したが、その際 には、当該措置が財政状況に与える影響を検証のうえ、財務の健全性に問題が生じな いことを確認した。効率的財務運営の観点からは、余裕資金の運用について、可能な 限り短期でも運用機会を活用するように努めた。</p>					<p>・中小企業勤労者支援 貸付金利引下げ特例措 置及び子育て勤労者支 援貸付金利引下げ特例 措置については、政策 的意義及び利用率の向 上を踏まえ継続実施し たが、その際には、当 該措置が財政状況に与 える影響を検証のうえ、 財務の健全性に問題が 生じないことを確認し た。効率的財務運営の 観点からは、余裕資金 の運用について、可能 な限り短期でも運用機 会を活用するように努 めた。</p>		

<p>(2) 剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。</p>			<p>・剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てたか。</p>		<p>・実績なし。</p>	
---	--	--	---	--	---------------	--

<p>4. その他参考情報</p>						
<p>特になし</p>						